東松島市第３次環境基本計画（案）

令和９年度～令和 18 年度

【表　　紙】

令和９年３月
東　松　島　市

目　　次

第１章　計画の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　１　計画策定の背景と目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　２　計画の基本的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　３　計画の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

第２章　環境の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　１　地域の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　２　地球環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
　３　自然環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　４　資源循環　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
　５　生活環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
　６　協働と参画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　42
　７　東松島市の環境に関するアンケート調査結果　・・・・・・・・・・・・・　43

第３章　環境の将来像と計画体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47
　１　環境の将来像　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47
　２　計画の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　48
　３　環境の将来像を実現するための基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・　49

第４章　施策の展開　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　52
　１　「基本方針１　豊かな自然を守り、生物多様性を育てます」　・・・・　52
　２　「基本方針２　安全で安心な生活環境を守ります」　・・・・・・・・・　55
　３　「基本方針３　脱炭素先行地域として、地球環境を守ります」　・・・　58
　４　「基本方針４　資源を大切に、ごみゼロのまちをつくります」　・・・　61
　５　「基本方針５　協働と学びで、環境のまちをつくります」　・・・・・　64

第５章　環境配慮指針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　67
　１　市民の環境配慮指針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　67
　２　事業者の環境配慮指針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　69

第６章　計画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　71
　１　市民、事業者及び市の協働による計画の推進　・・・・・・・・・・・・・　71
　２　計画の進行管理と見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　72

資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　73
　１　関係条例、規則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　73
　２　東松島市第３次環境基本計画策定の経緯　・・・・・・・・・・・・・・・　78
　３　前計画（東松島市第２次環境基本計画）の概要　・・・・・・・・・・・・　79
　４　環境基準等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　80
　５　東松島市環境に関する意識調査結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・　90
　６　用語解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　116

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の背景と目的

東松島市（以下「本市」という。）は、日本三景松島の一角を占める奥松島を有し、大小様々な島や嵯峨渓の奇岩、松林などの自然景観に優れた地域です。沿岸部は、鳴瀬川や吉田川などが太平洋に注ぎ込み、海面養殖の好適地となり、海苔や牡蠣が盛んに生産されています。内陸部は、周辺の里山の緑に囲まれた田園風景が広がり、ひとめぼれやササニシキなどが栽培されています。このような水と緑に恵まれた豊かな自然は、市民の生活に密接に関わり、市民が誇る財産になっています。

また、ＪＲ仙石線、三陸自動車道及び国道 45 号の３本の主要交通軸が市内の中央部を走り、恵まれた交通環境を生かした住み良いまちづくりを進めてきました。

一方、市民の日常生活や社会活動の変化により環境への負荷が増大し、ばい煙や排ガスによる大気汚染、家庭や事業所からの排水による水質汚濁、廃棄物の増加といった身近な環境問題から、地球温暖化の進行、生物多様性の低下といった地球規模の様々な環境問題が生まれてきました。

これらの環境問題に対応するために、本市では「東松島市環境基本計画」を平成 18 年度（2006 年度）に、「東松島市第２次環境基本計画」を平成 28 年度（2016 年度）に策定し、市民、事業者及び市が連携かつ協働し、自然環境の保全や地球環境の向上のための取組を進めてきました。

世界的には、平成２７年（2015 年）に開催された国連持続可能な開発サミットで採択された「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」に基づき、誰一人として取り残さないという理念のもと、国連に加盟する全ての国が目標達成に向けた取組を進めています。

また、平成 27 年（2015 年）に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」に基づく温室効果ガスの削減目標に向けた取組として、令和 32 年（2050 年）までにカーボンニュートラルを目指す動きが各国で広がりました。

国内では、令和２年（2020 年）10 月に、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、令和３年（2021 年）４月には、令和 12 年度（2030 年度）の削減目標を平成２５年度（2013 年度）比で46%削減することが公表されました。

本市は、平成 30 年（2018 年）６月に全国 29 自治体の一つとして、被災３県（岩手県、宮城県、福島県）で唯一、政府から「SDGs 未来都市」の選定を受け、東日本大震災からの復興の総仕上げと地方創生の推進を図るため、全世帯に住みよいまちづくりを進めています。

また、令和４年（2022 年）４月に全国 26 自治体の一つとして、宮城県で唯一、環境省から「第１回脱炭素先行地域」に選定され、美しい自然環境の保全と継承、資源循環と省エネルギー等による脱炭素社会を目指しています。

このような状況のもと、本市を取り巻く社会情勢、東日本大震災の影響などによる自然環境や生活環境の変化、地球温暖化などの新たな環境問題に対応するため、「東松島市第３次環境基本計画」を策定いたします。

２　計画の基本的事項

（１）基本理念

循環型社会を構築し、人と自然が共に生き続けることができる良好な環境を創造するために、「東松島市環境基本条例」では、基本理念を定めています。

「東松島市環境基本条例」

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が、それぞれの役割分担の下にあらゆる事業活動や日常生活において、地球環境保全の視点から自主的かつ積極的に進めなければならない。

２　環境の保全及び創造は、私たちが、地球に生きる地球人として、自然の生態系への負荷の低減を図り、人と自然が共に生きていくことを目的として行わなければならない。

３　環境の保全及び創造は、地球の資源は限りあるものとの考えに立ち、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築することを目的として行わなければならない。

（２）市、市民及び事業者の責務と役割

「東松島市環境基本条例」では、市、市民及び事業者の責務と役割も定めています。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に従い、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を推進しなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念に従い、その日常生活において、資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、市民は、基本理念に従い、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念に従い、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境の保全のために、必要な対策を講じなければならない。

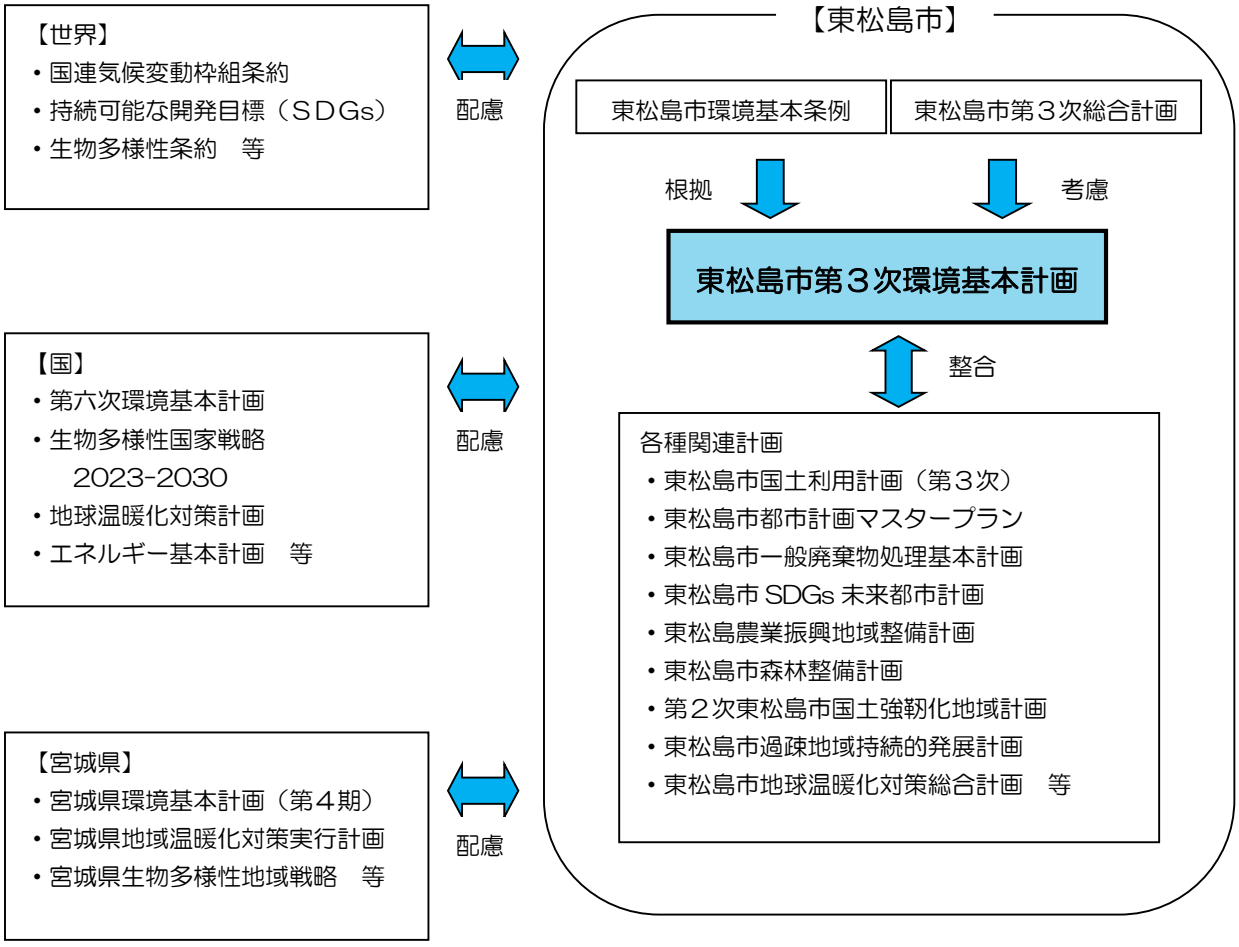
２　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に従い、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他環境保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

（3）計画の位置付け

本計画は、「東松島市環境基本条例」第８条に定める計画であり、本市のまちづくりの方向性を示す最上位計画である「東松島市第３次総合計画」の内容を踏まえ、策定するものとし、環境に関する各種関連計画の基本的な施策の方向性を示すものとします。

また、関係法令に準拠し、国及び宮城県の計画に配慮しつつ、本市の各種関連計画との整合を図ります。

【東松島市第３次環境基本計画の位置付け】



３　計画の対象

（１）計画の期間

本計画の計画期間は、施策などの中長期的な目標が達成されるよう１０年間とし、目標年次を令和１８年度とします。

ただし、環境問題や社会的状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行い、これらに適切に対応します。

計画期間：令和９年度～令和 18 年度（10 年間）

（２）対象地域

本計画の対象地域は、東松島市全域とします。

ただし、広域的な対応が必要となる取組は、国、宮城県、関係市町村等との連携も視野に入れ計画の推進を図ります。

対象地域：東松島市全域

（３）環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、「地球環境」、「自然環境」、「資源循環」、「生活環境」及び「協働と参画」の５分野とします。なお、環境の範囲は、各分野が相互に関わることから、一つの取組が、複数の分野に関わることがあります。

【計画で扱う環境の範囲】

分野	具体的な対象
地球環境	地球温暖化 資源、エネルギー（未利用資源、再生可能エネルギー）　など
自然環境	海、河川、森林、動植物、農地、自然景観　など
資源循環	廃棄物、リサイクル　など
生活環境	公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭） 有害化学物質 都市基盤（上・下水道、道路、公共交通） 快適空間（景観、公園、緑地、公共空間） 歴史・文化（文化財、天然記念物、文化施設）　など

△

協働と参画	花の香るまちづくり事業、清掃活動等、東松島市緑化推進委員会による緑化事業、環境教育　など

第２章　環境の現状と課題

１　地域の概要

（１）社会環境

１）位置

本市は、旧矢本町と旧鳴瀬町が平成 17 年（2005 年）４月１日に合併して誕生しました。

本市の位置は、宮城県の県都仙台市の北東に約 30ｋｍの距離にあり、東は石巻市、西は松島町、北は美里町と接し、南は太平洋に面しています。

市域面積は 101.27k ㎡であり、市域の東部は肥沃な田園が広がる平坦な地形、中央部には四方を一望できる桜の名所「滝山」を中心とする丘陵地、西部は一級河川鳴瀬川と吉田川が太平洋に注いでいます。また、南西部には風光明媚な日本三景の一つに数えられる「特別名勝松島」を有し、変化に富んだ美しい自然景観を有しています。

本市の交通アクセスは、ＪＲ仙石線、三陸自動車道及び国道 45 号が市内の中央部に位置しており、仙台市から本市まで約 40 分でのアクセスが可能です。

【本市の位置】



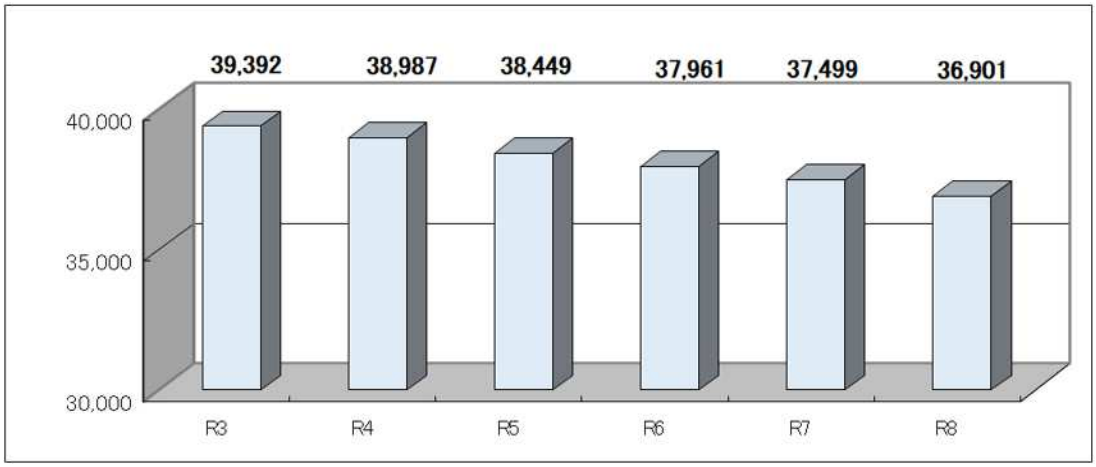
資料：東松島市観光パンフレット

2）人口及び世帯数

本市の令和８年 10 月時点の人口は、36,901 人であり、前年同期より 598 人減少しました。東日本大震災以降、減少傾向が続いています。

【人口の推移】

（単位：人）



（単位：人）

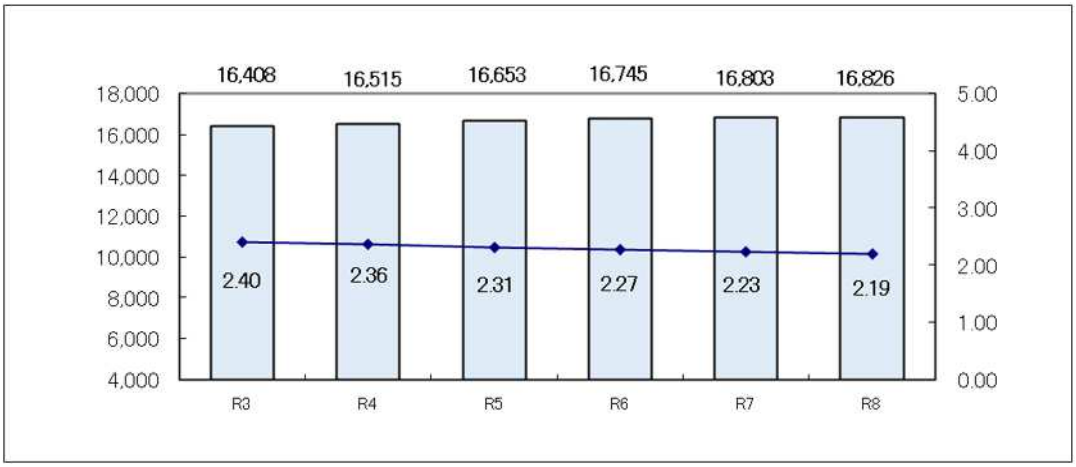
年	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総人口	39,392	38,987	38,449	37,961	37,499	36,901

資料：東松島市住民基本台帳（毎年10月時点）

本市の令和８年 10 月時点の世帯数は、16,826 世帯であり、前年同期より 23 世帯増加しました。東日本大震災以降、増加傾向が続いています。１世帯当たりの規模は、2.19 人であり、核家族化が進行しています。

【世帯数及び世帯規模の推移】

（単位：人、人/世帯）



（単位：世帯、人/世帯）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
世 帯 数	16,408	16,515	16,653	16,745	16,803	16,826
世帯規模	2.40	2.36	2.31	2.27	2.23	2.19

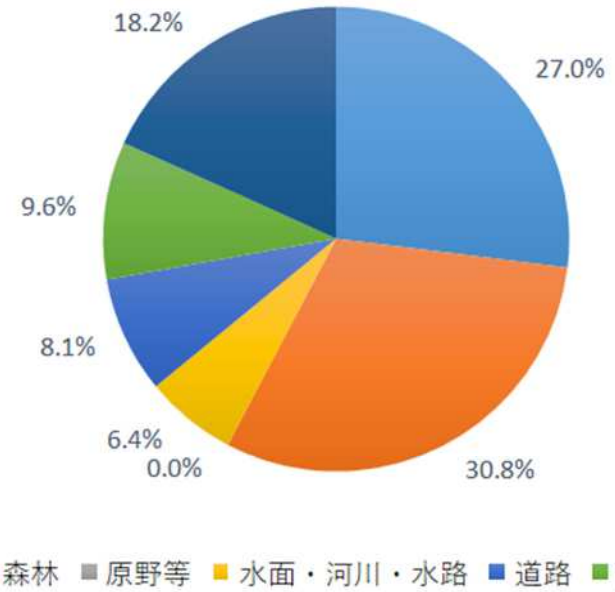
資料：東松島市住民基本台帳（毎年10月時点）

3）土地利用

本市の令和６年度の地目別土地利用の割合は、農地、森林、河川などの自然的な土地利用が64.2%を占めています。

市域の東部は、農地や宅地が広がり、中央部から西部は、森林が広がりを見せています。南部には、航空自衛隊松島基地が位置しています。また、西部の野蒜地区及び宮戸地区は、特別名勝松島と県立自然公園に指定されており、土地などの現状変更を行う場合、手続きが必要です。

【土地利用の状況】

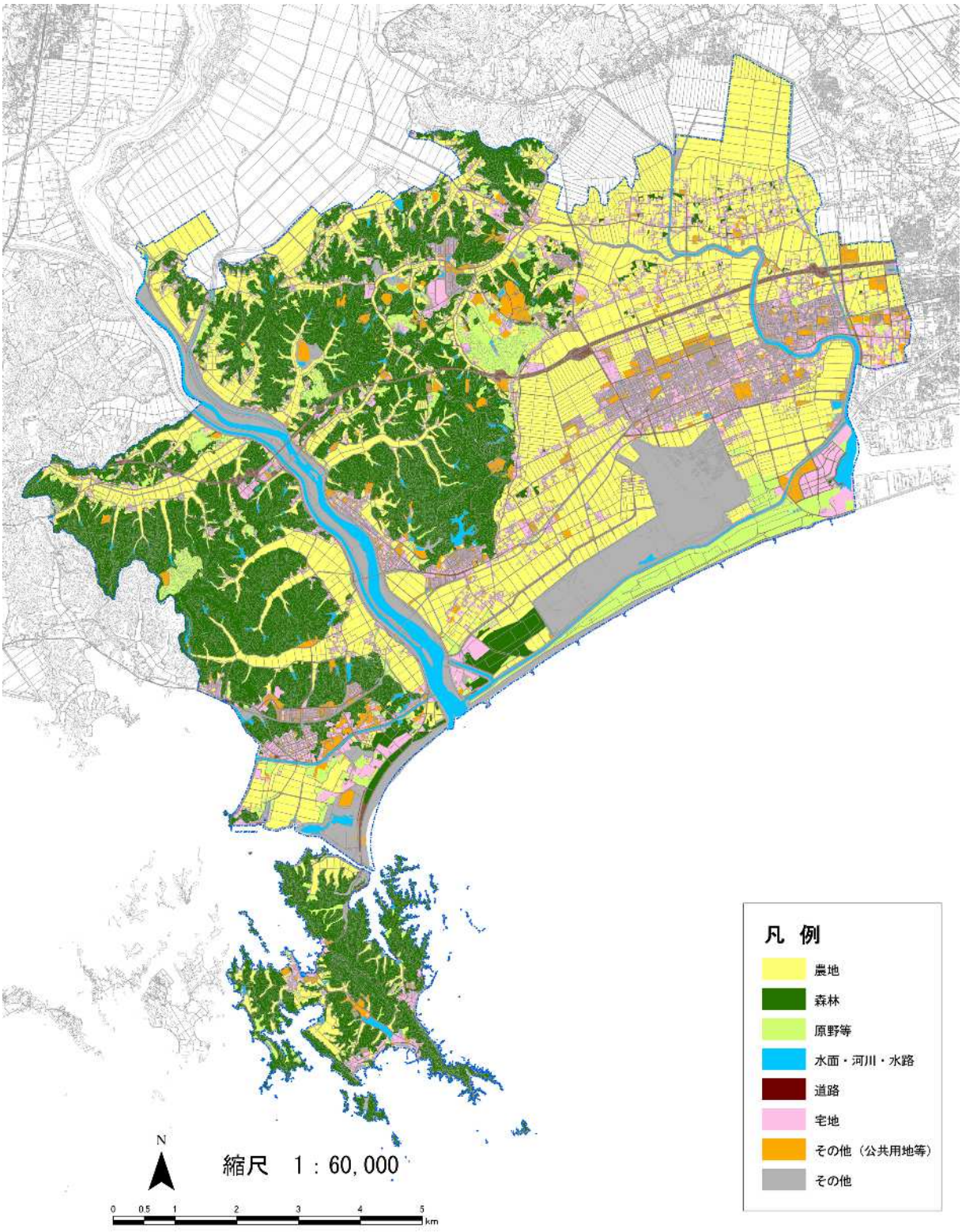


（単位：ha）

土地利用の種類		R2	R3	R4	R5	R6	構成比
農地	田	2,450	2,440	2,420	2,400	2,390	23.6%
	畑	381	379	383	351	343	3.4%
	小計	2,831	2,819	2,803	2,751	2,733	27.0%
森林		3,064	3,071	3,069	3,062	3,115	30.8%
原野等		4	0	0	0	0	0.0%
水面・河川・水路		645	646	646	645	645	6.4%
道路（一般道道路、農道、林道）		791	807	816	814	820	8.1%
宅地	住宅地	545	547	548	549	552	5.4%
	工業用地	21	21	19	17	19	0.2%
	その他の宅地	405	402	401	407	398	3.9%
	小計	971	970	968	973	969	9.6%
その他		1,824	1,817	1,828	1,885	1,848	18.2%
合計		10,130	10,130	10,130	10,130	10,130	100.0%

資料：東松島市国土利用計画（第3次）、宮城県HP「宮城県の土地利用の現況」

【土地利用状況図】



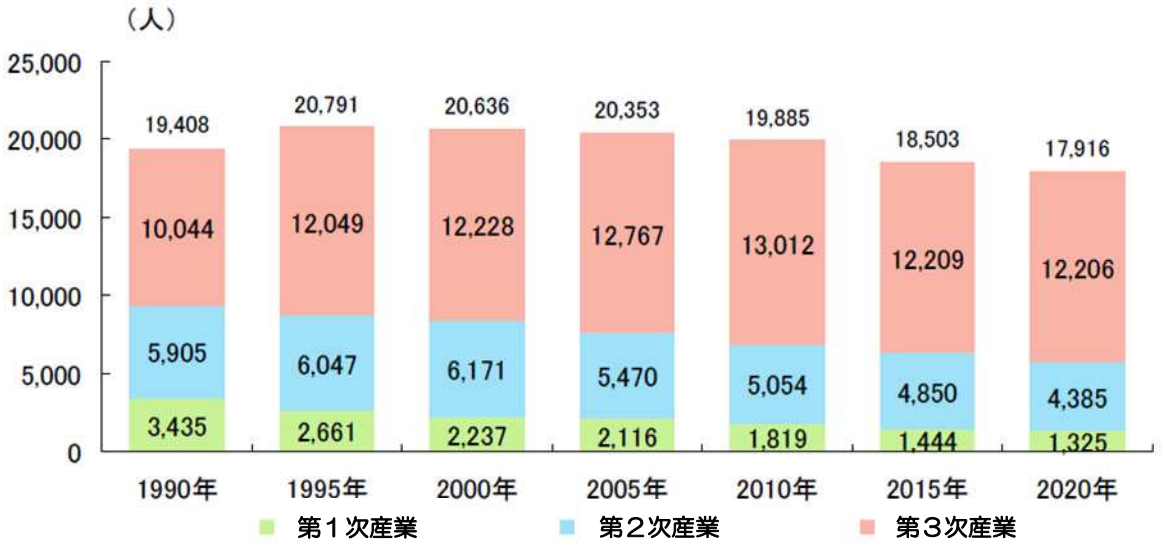
資料：東松島市国土利用計画（第３次）

4）産業

令和２年（2020 年）国勢調査における本市の産業別就業人口は、17,916 人であり、平成７年（1995 年）にピークを迎え、その後、減少傾向にあります。第１次及び第２次産業についても、同様に減少傾向、第３次産業については増加傾向にあります。

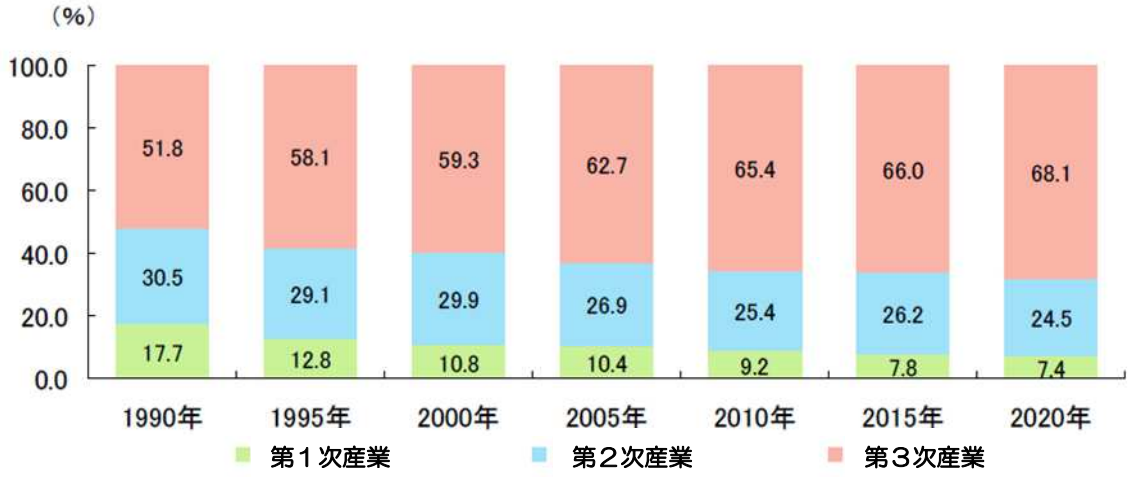
また、令和３年（2021 年）の経済センサスにおける市内民営事業所は、1,204 事業所で、第１次産業が 32 事業所、第２次産業が 244 事業所、第３次産業が 928 事業所であり、東日本大震災直後、急激に減少したものの、それぞれ徐々に増加しています。

【産業別就業人口の推移】



資料：国勢調査（※総数には分類不能を含む。）、東松島市第３次総合計画

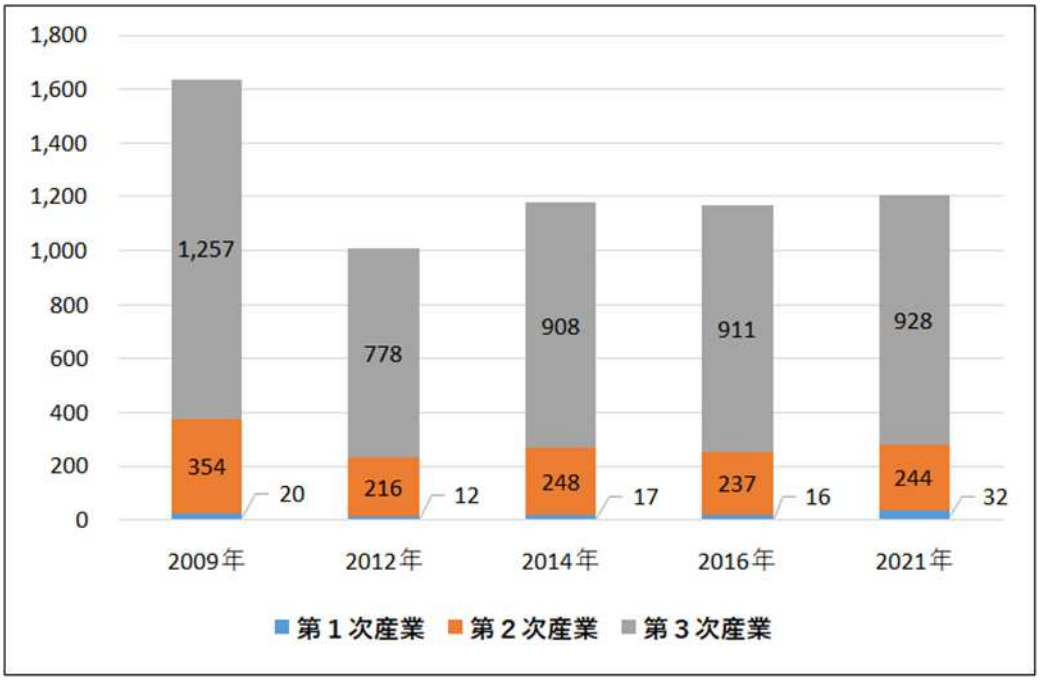
【産業別就業割合の推移】



資料：国勢調査（※分類不能を除いた総数から算出。）、東松島市第３次総合計画

【産業別事業所数の推移】

（単位：事業所）



（単位：事業所）

産業名	2009年	2012年	2014年	2016年	2021年	構成比
第１次産業	20	12	17	16	32	2.7%
農林漁業	20	12	17	16	32	2.7%
第２次産業	354	216	248	237	244	20.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	1	0	1	0.1%
建設業	248	143	163	152	171	14.2%
製造業	105	73	84	85	72	6.0%
第３次産業	1,257	778	908	911	928	77.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	1	0.1%
情報通信業	4	5	1	0	1	0.1%
運輸業、郵便業	47	27	27	29	34	2.8%
卸売業、小売業	367	235	276	279	289	24.0%
金融業、保険業	20	14	15	15	15	1.2%
不動産業、物品賃貸業	139	94	96	88	84	7.0%
学術研究、専門・技術サービス業	33	26	30	31	30	2.5%
宿泊業、飲食サービス業	225	99	120	132	124	10.3%
生活関連サービス業、娯楽業	180	119	136	138	131	10.9%
教育、学習支援業	59	27	38	32	29	2.4%
医療、福祉	77	47	74	78	91	7.6%
複合サービス業	15	12	13	13	14	1.2%
その他サービス業	91	73	82	76	85	7.1%
合計	1,631	1,006	1,173	1,164	1,204	100.0%

資料：総務省「経済センサス基礎調査、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」、東松島市第３次総合計画

2　地球環境

（1）現状

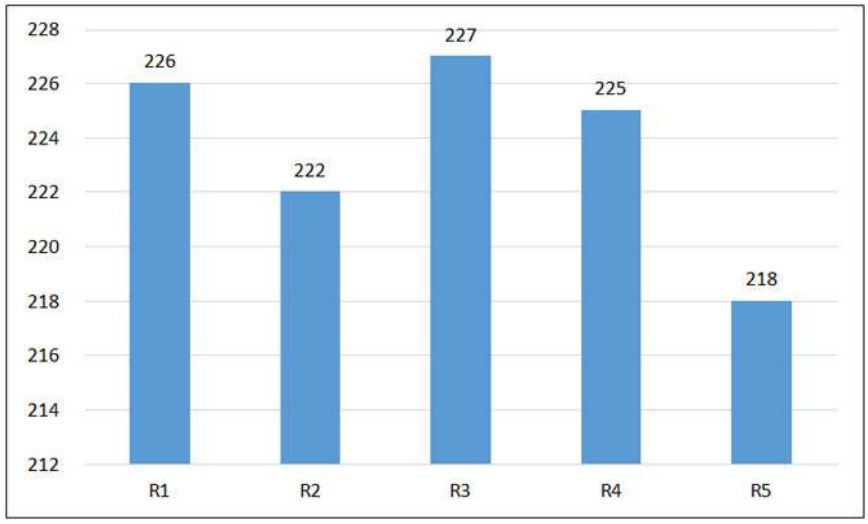
温室効果ガス排出量

本市は、一般社団法人東松島みらいとし機構（HOPE）と脱炭素先行地域計画を共同提案し、令和４年（2022 年）４月に環境省の「第１回脱炭素先行地域」に選定され、日本の令和 32 年（2050 年）カーボンニュートラル目標達成に向け、各種事業を展開しています。

また、本市の豊かな自然と共生し、省エネルギー対策と再生可能エネルギーの活用をより一層推進するため、令和６年（2024 年）３月に「東松島市地球温暖化対策総合計画」を策定し、市域の温室効果ガスの削減に努めています。

【市域の温室効果ガス排出量の推移】

（単位：千 t-CO_2）



（単位：千t-CO_2）

部門・分野	R１	R２	R３	R４	R５
合計	226	222	227	225	218
産業部門	33	40	42	38	39
製造業	19	18	20	16	14
建設業･鉱業	3	3	4	3	3
農林水産業	11	18	18	19	22
業務その他部門	36	32	37	34	34
家庭部門	47	49	47	50	45
運輸部門	104	96	96	99	96
自動車	72	65	65	66	65
旅客	41	36	35	37	37
貨物	31	29	30	29	29
鉄道	2	2	2	2	2
船舶	30	28	28	30	29
廃棄物分野（一般廃棄物）	6	5	6	5	4

※　表中の内訳と小計及び合計は、小数点以下を四捨五入しているためで一致しない場合があります。

資料：環境省HP「自治体排出量カルテ（東松島市）」

（2）課題

気候変動の影響を受け、国内外で脱炭素社会に向けた取組が求められています。地球温暖化が更に進行すれば、私たちの生活や自然環境に与える影響が大きくなることが予想されることから、私たち一人ひとりが行動し、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減に向けて地域一丸となって取り組むことが必要です。脱炭素先行地域として選定された野蒜地区の取組を市全域へ面的に拡大することも必要です。

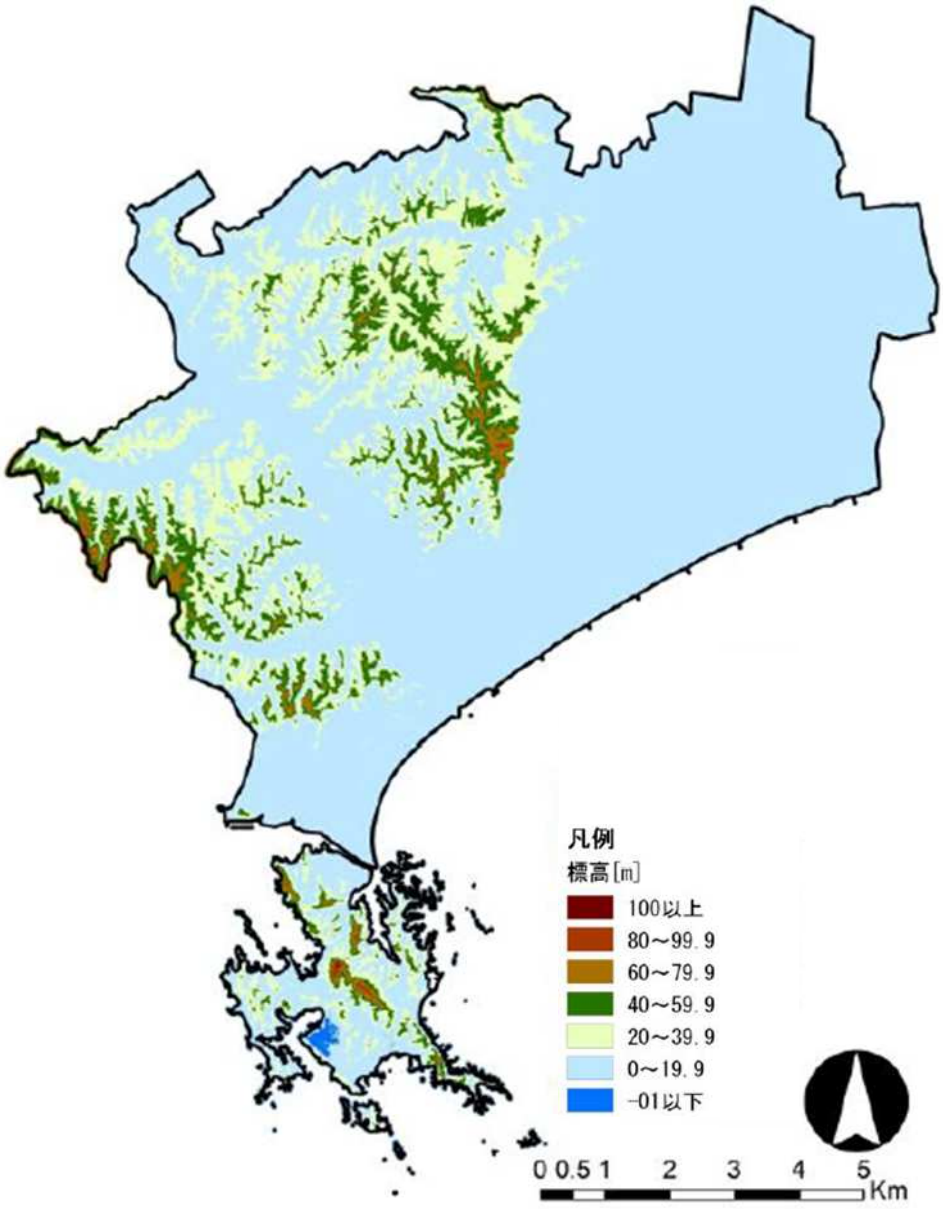
３　自然環境

（１）現状

１）地勢

本市の地勢は、市域の東部に平坦地が広がり、中央部及び西部に丘陵地が形成されています。

【地勢図】

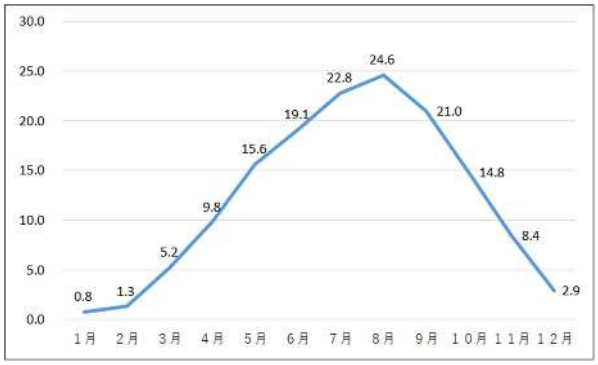


資料：国土交通省「基盤地図情報：数値情報モデル 10m」、東松島市地球温暖化対策総合計画

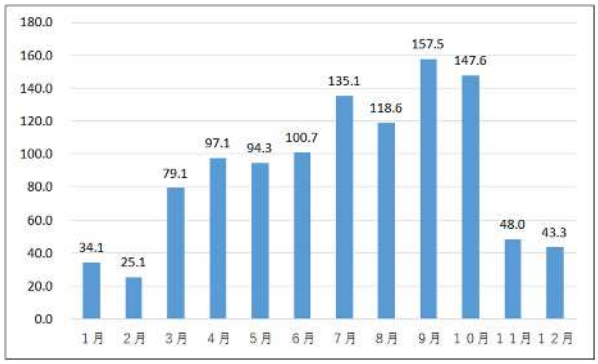
2）気象

本市は、太平洋側気候であり、冬季の降水量が少なく、降雪期間が比較的短い地域です。一方、夏から秋にかけて降水量が多くなっています。日照時間は、１月から５月にかけて多くなり、その後 12 月にかけて減少しています。

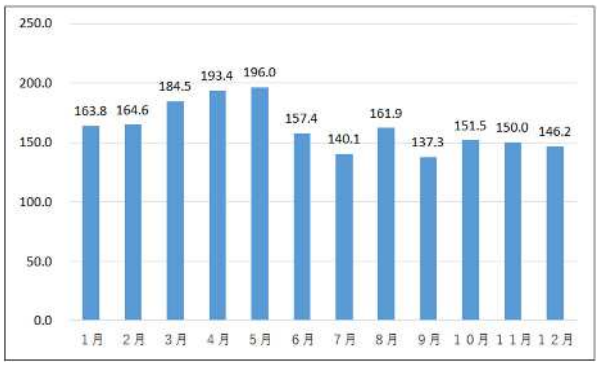
【平均気温（℃）】



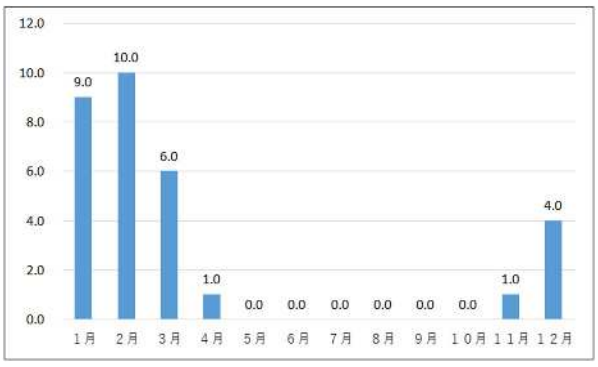
【降水量（mm）】



【日照時間（h）】



【最深積雪（cm）】



【気象状況】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考
平均気温（℃）	0.8	1.3	5.2	9.8	15.6	19.1	22.8	24.6	21.0	14.8	8.4	2.9	年平均 12.2
最高気温（℃）	5.0	5.9	10.5	15.1	20.6	23.1	26.7	28.8	25.5	19.9	13.7	7.4	
最低気温（℃）	-3.4	-3.2	-0.3	4.2	11.3	15.9	20.0	21.3	17.0	9.7	3.2	-1.2	
降水量（mm）	34.1	25.1	79.1	97.1	94.3	100.7	135.1	118.6	157.5	147.6	48.0	43.3	年合計 1,089.4
日照時間（h）	163.8	164.6	184.5	193.4	196.0	157.4	140.1	161.9	137.3	151.5	150.0	146.2	年合計 1,946.7
平均風速（m／s）	3.0	3.2	3.2	3.1	2.6	2.2	1.8	1.8	1.9	2.1	2.3	2.7	年平均 2.5
最深積雪（cm）	9.0	10.0	6.0	1.0	-	-	-	-	-	-	1.0	4.0	

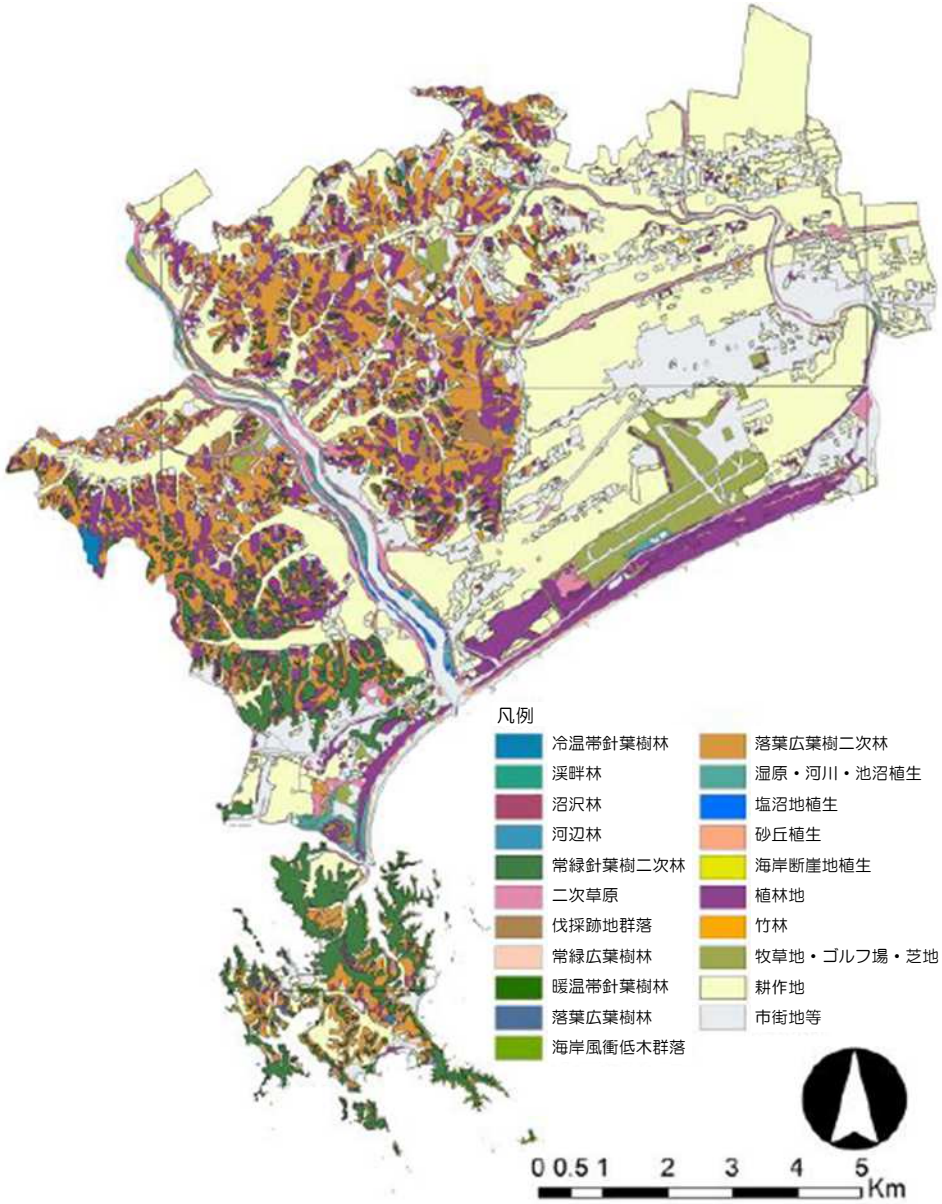
※　気象データの東松島（宮城県）平均値（2011～2020年）の値を掲載しています。ただし、日照時間及び最深積雪は、　同データの石巻（宮城県）平均値（1991～2020年）の値を掲載しています。

資料：気象庁HP「各種データ・資料」

3）植生

本市の植生は、市域の東部に耕作地が広がり、中央部及び西部に落葉広葉樹二次林や植林地が形成されています。

【植生図】



資料：環境省自然環境局生物多様性センター「自然環境調査 Web-GIS 自然環境保全基礎調査植生調査 1/2.5 万植生図（平成 16（2004）年度～令和元（2019）年度）、東松島市地球温暖化対策総合計画

（2）課題

気候変動による海水温の上昇が沿岸生態系や漁業資源に影響を及ぼし、外来種の侵入及び拡大により、在来種が脅威にさらされています。

また、土地開発による動植物の生息地の減少、海岸部などにおける松くい虫による松枯れ被害の拡大、クマなどの野生鳥獣の日常生活圏への出没など、多様な課題があります。

自然環境の保全及び創造を進めることが必要です。

4　資源循環

（1）現状

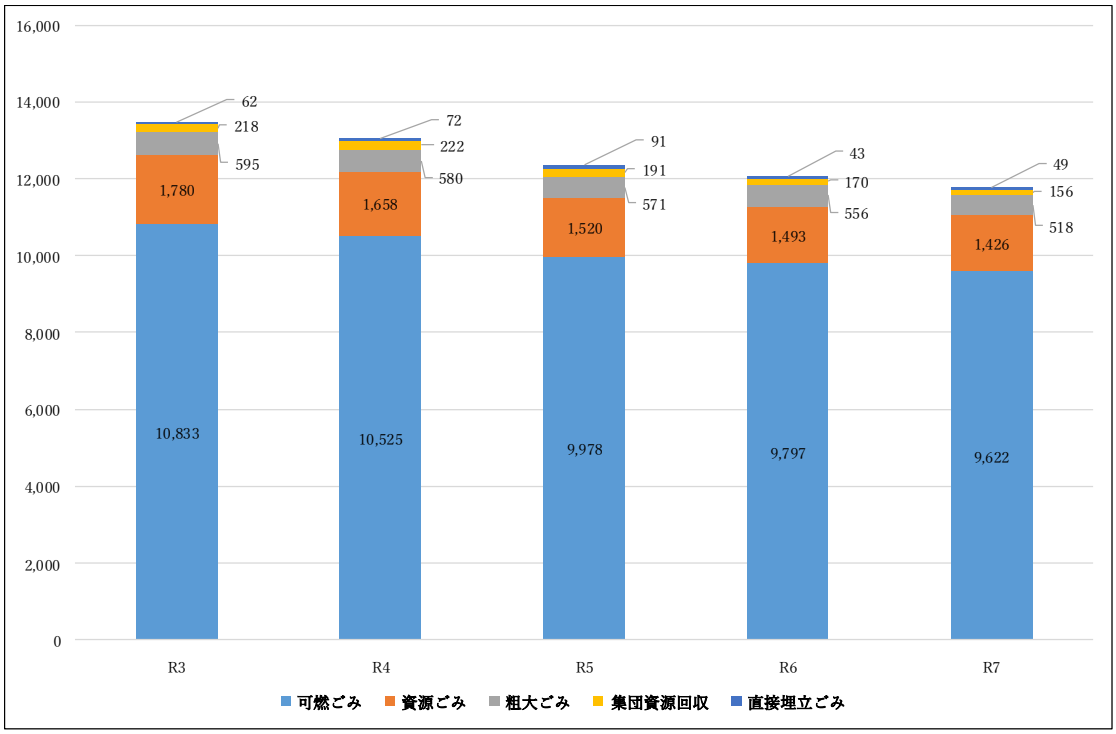
ごみ排出量

令和７年度のごみの総排出量は 11,771ｔであり、家庭系が 9,065ｔ（77.0%）、事業系が 2,706ｔ（23.0%）を占めています。種類別では、可燃ごみが 9,622ｔ（81.74%）、資源ごみが 1,426ｔ（12.11%）、粗大ごみが 518ｔ（4.40%）、集団資源回収が 156ｔ（1.33%）、直接埋立ごみが 49ｔ（0.42%）を占めています。

また、市民１人１日当たりのごみ排出量は、860ｇ/人・日、リサイクル率は 18.3%です。

【廃棄物排出量と内訳】

（単位：ｔ）



（単位：ｔ）

	R3	R4	R5	R6	R7
可燃ごみ	10,833	10,525	9,978	9,797	9,622
資源ごみ	1,780	1,658	1,520	1,493	1,426
粗大ごみ	595	580	571	556	518
集団資源回収	218	222	191	170	156
直接埋立ごみ	62	72	91	43	49
ごみの総排出量	13,488	13,057	12,351	12,059	11,771

資料：東松島市市民生活部市民生活課

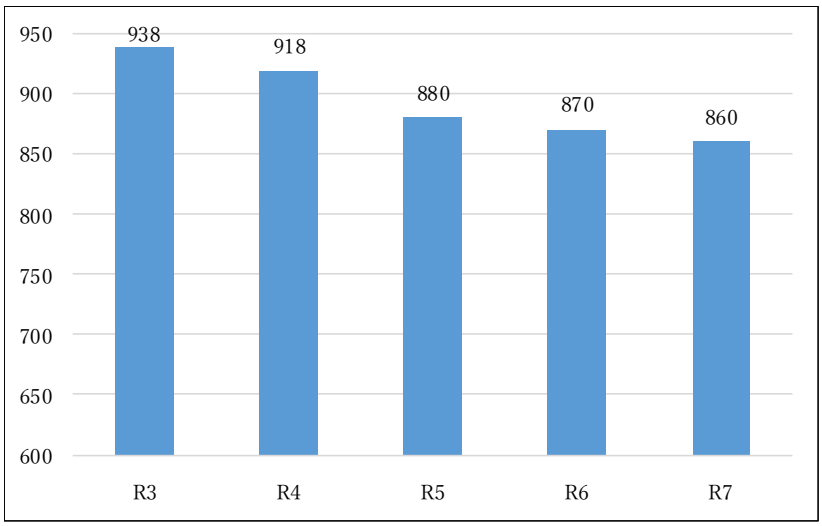
（単位：ｔ）

	R3	R4	R5	R6	R7
家庭系	10,836	10,363	9,727	9,418	9,065
事業系	2,652	2,694	2,624	2,641	2,706
ごみの総排出量	13,488	13,057	12,351	12,059	11,771

資料：東松島市市民生活部市民生活課

【1 人 1 日当たりのごみ排出量】

（単位：g/人・日）



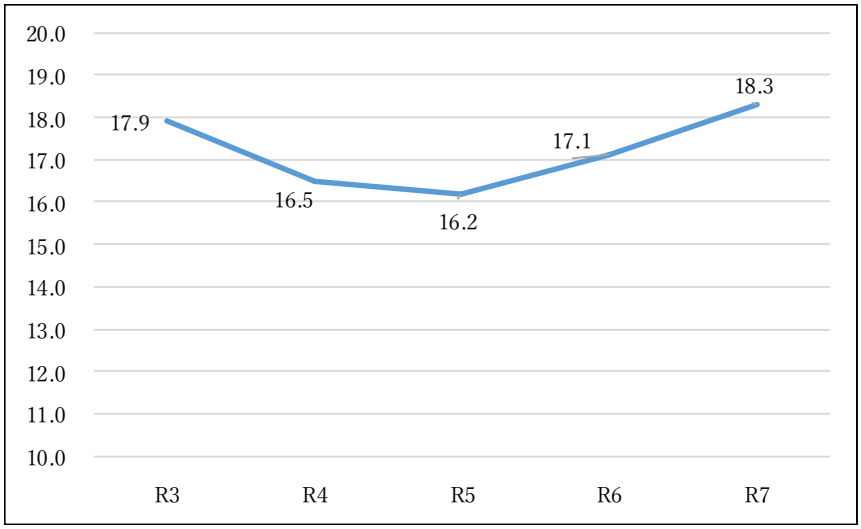
（単位：g/人・日）

	R3	R4	R5	R6	R7
1 人 1 日当たりのごみ排出量	938	918	880	870	860

資料：東松島市市民生活部市民生活課

【リサイクル率】

（単位：%）



（単位：%）

	R3	R4	R5	R6	R7
リサイクル率	17.9	16.5	16.2	17.1	18.3

資料：東松島市市民生活部市民生活課

（2）課題

市民、事業者及び市がそれぞれの立場で、3R（リデュース：ごみの発生抑制、リユース：再利用、リサイクル：再生利用）を一層推進する必要があります。

また、不法投棄を防止するためのパトロールの実施など、廃棄物の適正処理を推進する必要があります。

5　生活環境

（1）現状

1）大気環境

大気汚染の原因となる物質である二酸化窒素（NO_2）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（O_X）や近年特に懸念されている微小粒子状物質（PM2.5）などについては、環境基準が設定されています。

大気は、私たちが健康で安全かつ安心して暮らすために大切であり、基本的な要素であることから、市民、事業者及び市がそれぞれの立場で大気環境への負荷を低減し、保全することが必要です。

本市では、下町地区コミュニティ供用施設敷地内に一般環境大気測定局（矢本Ⅱ局）を設置し、二酸化窒素（NO_2）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（O_X）及び微小粒子状物質（PM2.5）の４項目について、測定しています。

①　二酸化窒素（NO_2）

二酸化窒素（NO_2）は、燃焼によって窒素化合物や空気中の窒素が酸化されて発生するものであり、その大部分は大気中に排出された一酸化窒素（NO）が、大気中で酸化して二酸化窒素（NO_2）になり、喉や肺などの呼吸器系に影響を及ぼすおそれがあります。

本市で測定されている二酸化窒素（NO_2）は、環境基準を達成しており、経年的にも低い値で推移しています。

【二酸化窒素（NO_2）濃度の推移】

（単位：ppm）



（単位：ppm）

	R2	R3	R4	R5	R6
日平均値の年間98%値	0.012	0.011	0.011	0.010	0.008
年平均値	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
環境基準	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06

※1　環境基準：１時間値の１日平均値が0.04から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

※2　環境基準の適否評価：測定値の１時間値の１日分の平均値についての１年分　のデータから、値の低い方から98%の範囲内にあるデータの中の最高となった値を基準と照らし評価するもの。

資料：宮城県HP「令和7年度版宮城県環境白書」

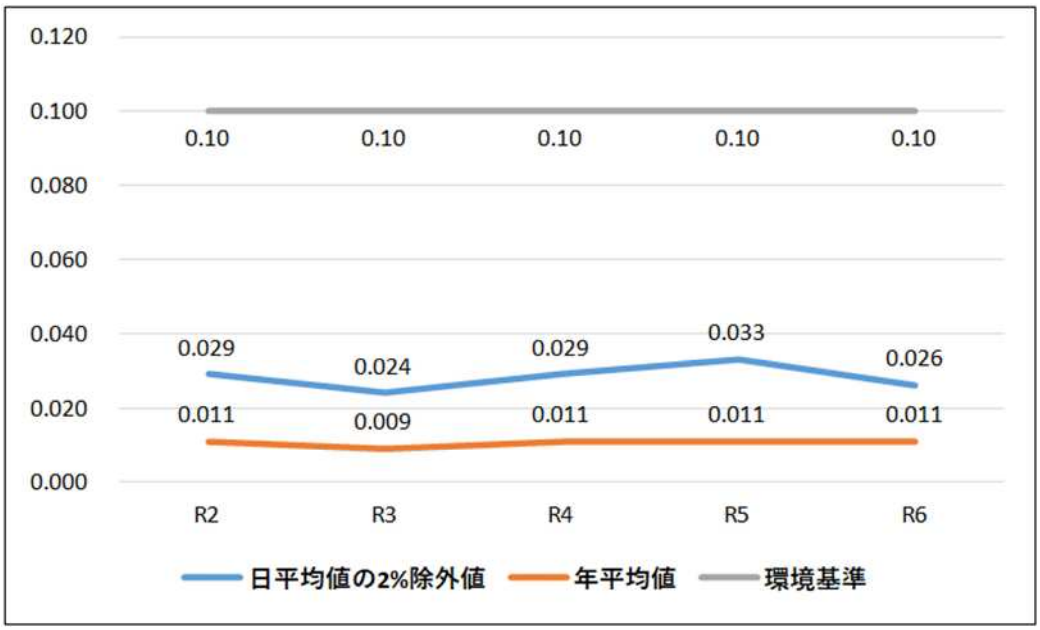
②　浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質（SPM）は、大気中に浮遊する粒径 10μm以下の粒子状物質のことであり、気管や肺まで到達し、呼吸器系に影響を及ぼすおそれがあります。工場や事業所からの排気ガスに加え、自動車からの排出ガスも一因と考えられます。

本市で測定されている浮遊粒子状物質（SPM）は、環境基準を達成しており、経年的にも低い値で推移しています。

【浮遊粒子状物質（SPM）濃度の推移】

（単位：mg/㎥）



（単位：mg/㎥）

	R2	R3	R4	R5	R6
日平均値の2%除外値	0.029	0.024	0.029	0.033	0.026
年平均値	0.011	0.009	0.011	0.011	0.011
環境基準	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10

※1　環境基準：１時間値の１日平均値が0.10mg/㎥以下であり、かつ、１時間値が0.20mg/㎥以下であること。

※2　長期的評価：測定値の１時間値１日分の平均値についての１年分のデータから、値の高い方から２%の範囲にあたるものを除外し、その中で最高となった値を基準と照らし評価するもの（１日平均値が２日以上連続して基準を超過する場合は環境基準不適合と判断。）。

※3　短期的評価：測定値の日平均値及び１時間値又は８時間の１年分の全データを、基準と照らし評価するもの。

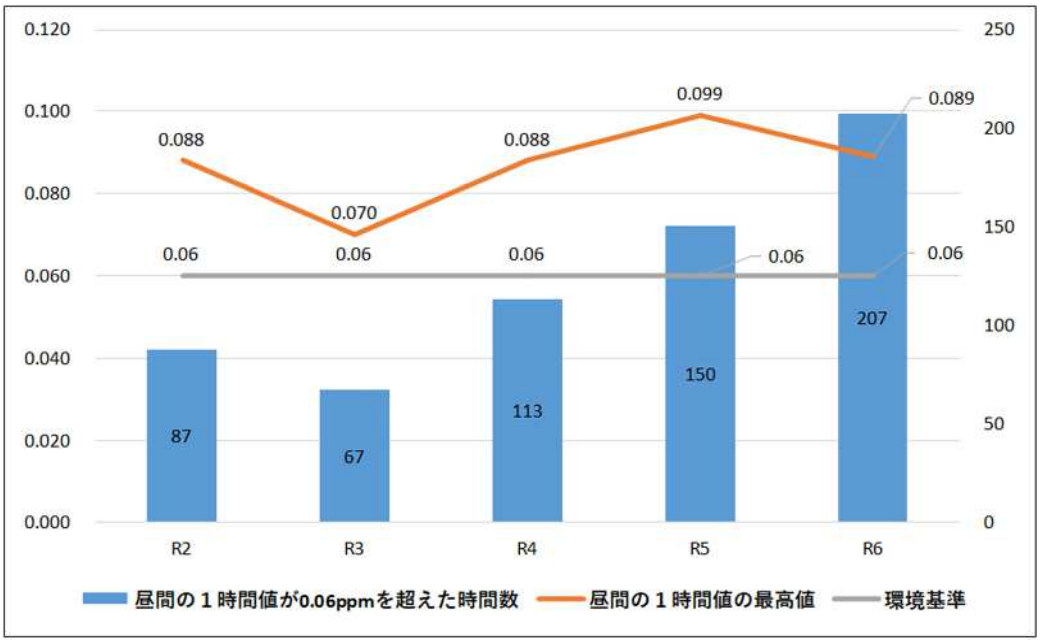
資料：宮城県HP「令和7年度版宮城県環境白書」

③　光化学オキシダント（Ox）

光化学オキシダント（Ox） は、大気中の窒素酸化物や炭化水素が紫外線による光化学反応を起こして生成される酸化性物質であり、目や喉などの粘膜に影響を及ぼすおそれがあります。海外からの偏西風による飛来や国内の自然発生源の寄与などにより、宮城県をはじめ全国的に環境基準を達成していません。

【光化学オキシダント（Ox）濃度の推移】

（単位：ppm、時間）



（単位：ppm、時間）

	R2	R3	R4	R5	R6
昼間の１時間値が0.06ppmを超えた時間数	87	67	113	150	207
昼間の１時間値の最高値	0.088	0.070	0.088	0.099	0.089
環境基準	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06

※１　環境基準：１時間値が0.06ppm以下であること。
※２　光化学オキシダント（OX）の評価：5時～20時までの昼間の1時間値の1年分の全データを基準と照らして評価するもの。

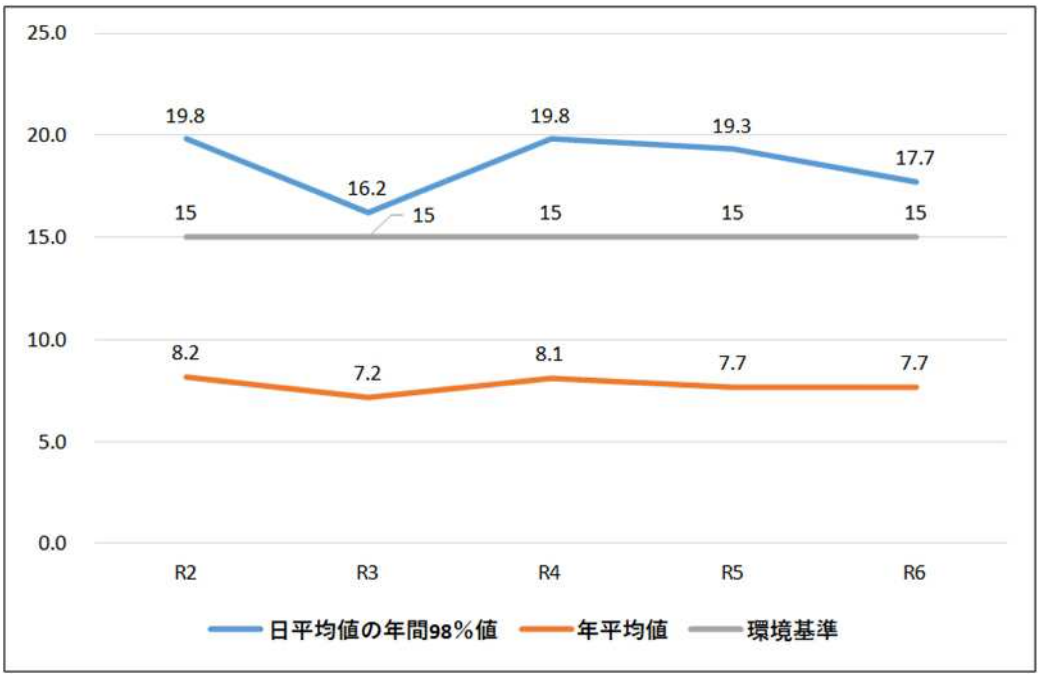
資料：宮城県HP「令和7年度版宮城県環境白書」

④　微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）は、大気中に浮遊している2.5μm以下の小さな粒子であり、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子です。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

【微小粒子状物質（PM2.5）　濃度の推移】

（単位：μg/㎥）



（単位：μg/㎥）

	R2	R3	R4	R5	R6
日平均値の年間98%値	19.8	16.2	19.8	19.3	17.7
年平均値	8.2	7.2	8.1	7.7	7.7
環境基準	15	15	15	15	15

※1　環境基準：１年平均値が15μg/㎥以下であり、かつ、１日平均値が35μg/㎥以下であること。
※2　長期的評価：測定値の１時間値１日分の平均値についての１年分のデータから、値の高い方から２%の範囲にあたるものを除外し、その中で最高となった値を基準と照らし評価するもの（１日平均値が２日以上連続して基準を超過する場合は環境基準不適合と判断。）。
※3　短期基準に関する評価：測定値の１日平均値についての98%評価値と、短期基準（１日平均値）35μg/㎥と比較し評価するもの。
※4　長期基準に関する評価：測定結果の１日平均値を長期基準（１年平均値）15μg/㎥と比較し評価するもの。

資料：宮城県HP「令和7年度版宮城県環境白書」

2）水環境

①　河川

ア　鳴瀬川、吉田川等

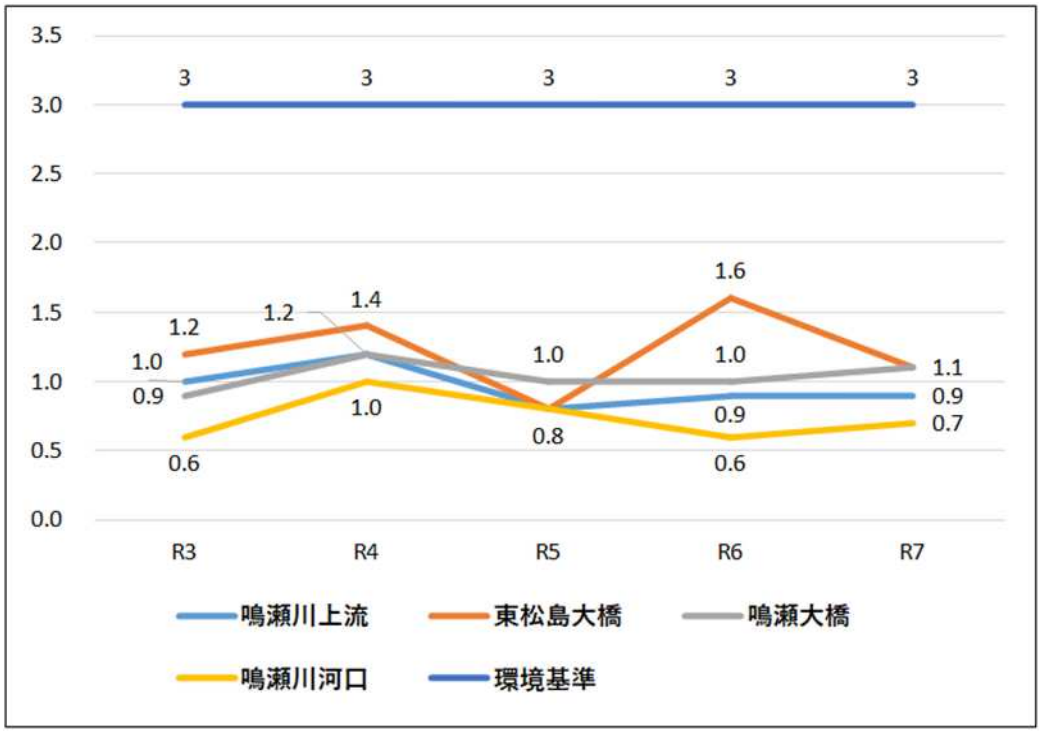
鳴瀬川、吉田川、東名運河及び北上運河の水質調査は、全８地点で年間４回実施しています。鳴瀬川及び吉田川の６地点は、環境基準の河川Ｂ類型に指定されています。東名運河及び北上運河の２地点は、環境基準の河川類型の指定はされていません。

河川の水の汚れを示す生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）は、全ての地点で環境基準を達成しています。

また、水素イオン濃度（pH）、浮遊物質量（SS）及び溶存酸素量（DO）も環境基準を達成しています。大腸菌群数は、令和３年度に環境基準を達成していない地点がありましたが、その他の年度は達成しています

【鳴瀬川の生物化学的酸素要求量（BOD 年平均の推移）】

（単位：ｍｇ/Ｌ）



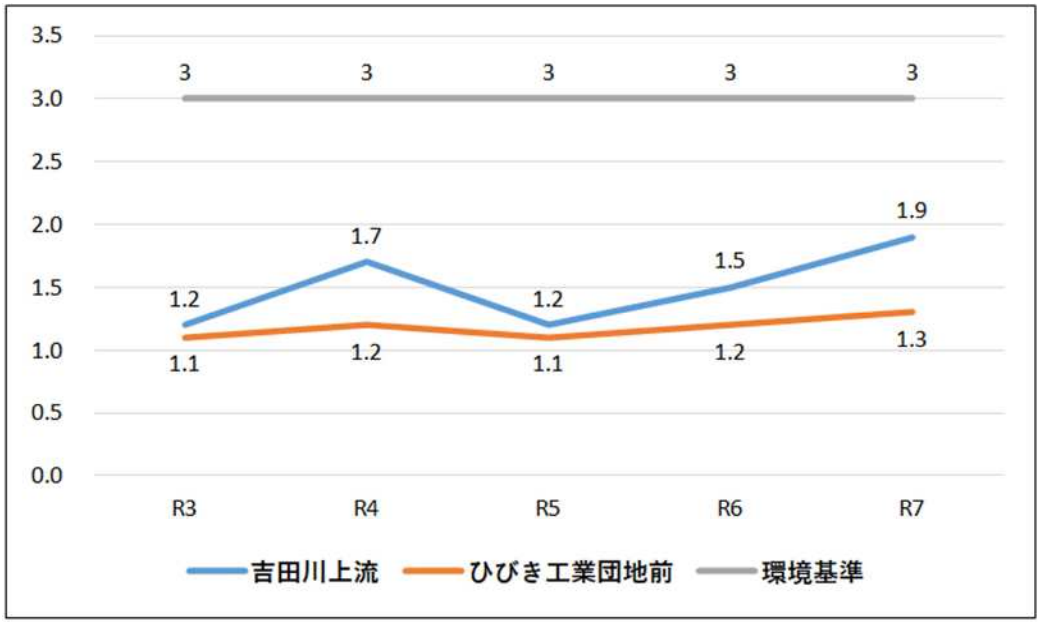
（単位：ｍｇ/Ｌ）

	R3	R4	R5	R6	R7
鳴瀬川上流	1.0	1.2	0.8	0.9	0.9
東松島大橋	1.2	1.4	0.8	1.6	1.1
鳴瀬大橋	0.9	1.2	1.0	1.0	1.1
鳴瀬川河口	0.6	1.0	0.8	0.6	0.7
環境基準	3	3	3	3	3

資料：東松島市公共用水域水質検査業務結果報告書

【吉田川の生物化学的酸素要求量（BOD 年平均の推移）】

（単位：ｍｇ/Ｌ）



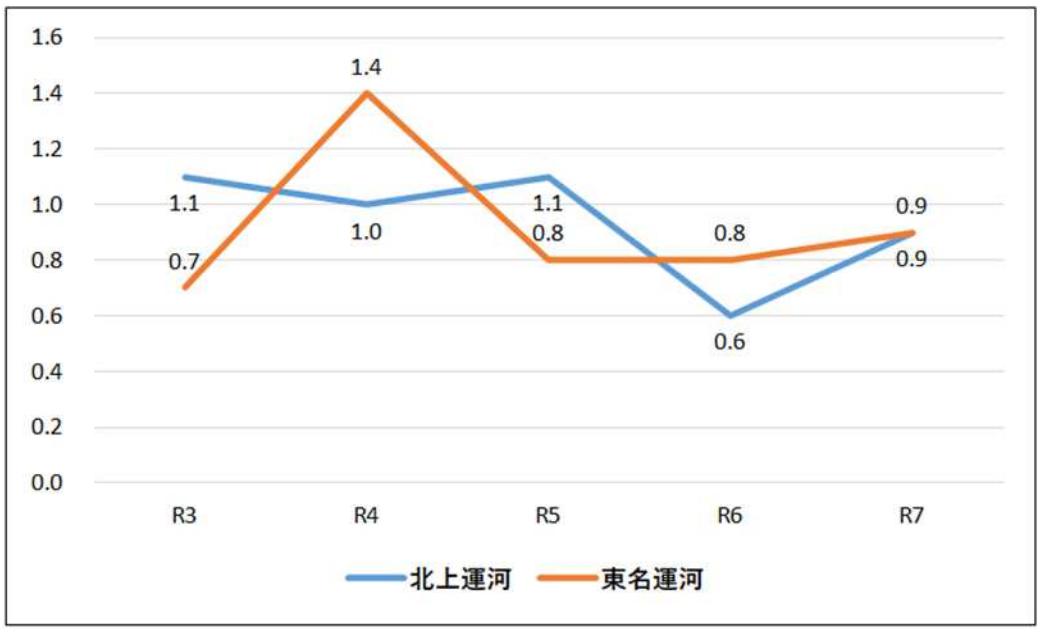
（単位：ｍｇ/Ｌ）

	R3	R4	R5	R6	R7
吉田川上流	1.2	1.7	1.2	1.5	1.9
ひびき工業団地前	1.1	1.2	1.1	1.2	1.3
環境基準	3	3	3	3	3

資料：東松島市公共用水域水質検査業務結果報告書

【北上運河及び東名運河の生物化学的酸素要求量（BOD 年平均の推移）】

（単位：ｍｇ/Ｌ）



（単位：ｍｇ/Ｌ）

	R3	R4	R5	R6	R7
北上運河	1.1	1.0	1.1	0.6	0.9
東名運河	0.7	1.4	0.8	0.8	0.9

資料：東松島市公共用水域水質検査業務結果報告書

イ　定川等

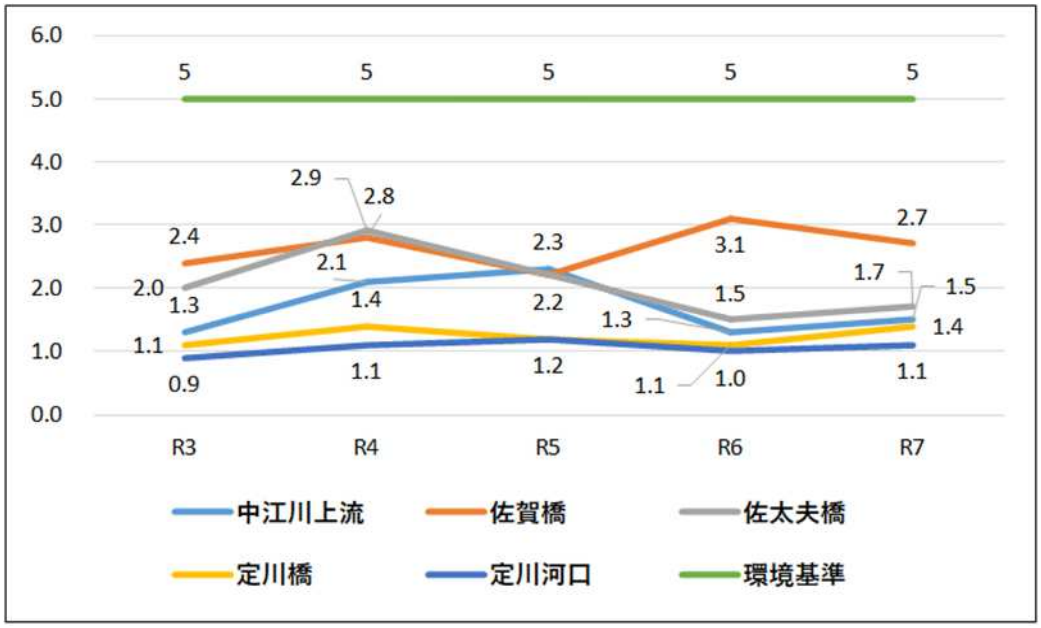
定川、赤井堀及び北上運河の水質調査は、全７地点で年４回実施しています。定川の５地点は、環境基準の河川Ｃ類型に指定されています。赤井堀及び北上運河の２地点は、河川類型の環境基準の指定はされていません。

河川の水の汚れを示す生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）は、全ての地点で環境基準を達成しています。

また、浮遊物質量（SS）及び溶存酸素量（DO）も環境基準を達成していますが、水素イオン濃度（pH）が一部で環境基準を達成していません。

【定川の生物化学的酸素要求量（BOD 年平均の推移）】

（単位：ｍｇ/Ｌ）



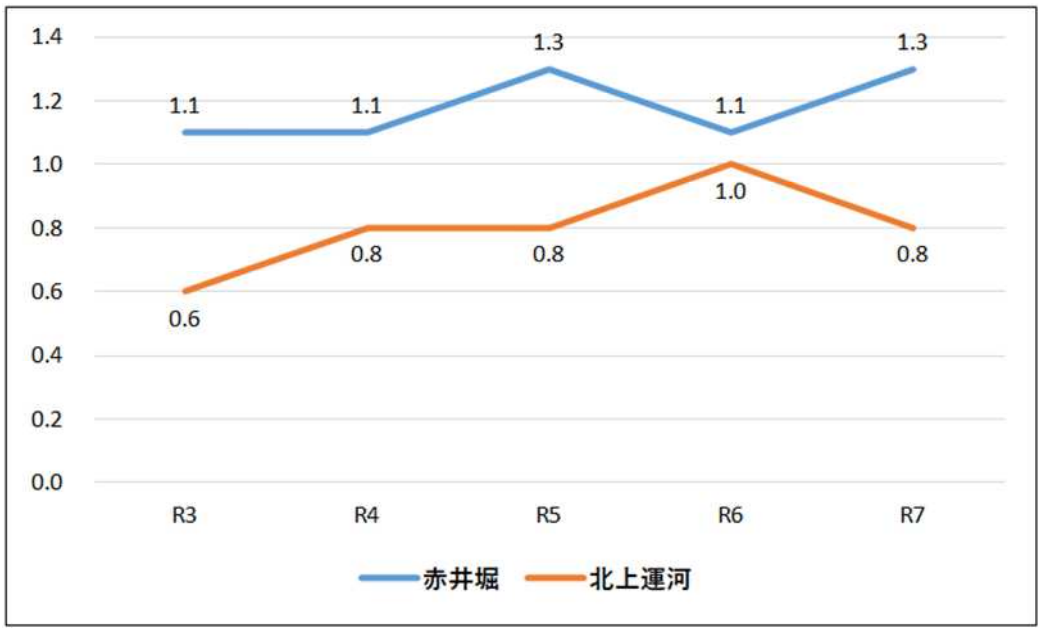
（単位：ｍｇ/Ｌ）

	R3	R4	R5	R6	R7
中江川上流	1.3	2.1	2.3	1.3	1.5
佐賀橋	2.4	2.8	2.2	3.1	2.7
佐太夫橋	2.0	2.9	2.2	1.5	1.7
定川橋	1.1	1.4	1.2	1.1	1.4
定川河口	0.9	1.1	1.2	1.0	1.1
環境基準	5	5	5	5	5

資料：東松島市公共用水域水質検査業務結果報告書

【赤井堀及び北上運河の生物化学的酸素要求量（BOD 年平均の推移）】

（単位：ｍｇ/Ｌ）



（単位：ｍｇ/Ｌ）

	R3	R4	R5	R6	R7
赤井堀	1.1	1.1	1.3	1.1	1.3
北上運河	0.6	0.8	0.8	1.0	0.8

資料：東松島市公共用水域水質検査業務結果報告書

【鳴瀬川、吉田川等の水質調査　年平均値の推移】

区分	河川環境基準B類型	調査地点	年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
水素イオン濃度（pH）	6.5～8.5	鳴瀬川上流	7.6	7.4	7.6	7.6	7.6
		東松島大橋	7.5	6.9	7.7	7.5	7.6
		鳴瀬大橋	7.5	7.2	7.5	7.4	7.5
		鳴瀬川河口	7.6	7.6	7.6	7.5	7.5
		吉田川上流	7.4	7.0	7.4	7.4	7.4
		ひびき工業団地前	7.6	7.4	7.7	7.6	7.9
	―	北上運河	7.8	7.5	7.7	7.5	7.5
		東名運河	7.8	7.9	7.8	7.7	7.7
生物化学的酸素要求量（BOD）（ｍｇ/L）	3以下	鳴瀬川上流	1.0	1.2	0.8	0.9	0.9
		東松島大橋	1.2	1.4	0.8	1.6	1.1
		鳴瀬大橋	0.9	1.2	1.0	1.0	1.1
		鳴瀬川河口	0.6	1.0	0.8	0.6	0.7
		吉田川上流	1.2	1.7	1.2	1.5	1.9
		ひびき工業団地前	1.1	1.2	1.1	1.2	1.3
	―	北上運河	1.1	1.0	1.1	0.6	0.9
		東名運河	0.7	1.4	0.8	0.8	0.9
浮遊物質量（SS）（ｍｇ/L）	25以下	鳴瀬川上流	14	11	11	8	8
		東松島大橋	11	18	7	14	7
		鳴瀬大橋	12	15	7	11	10
		鳴瀬川河口	12	14	8	8	11
		吉田川上流	18	23	11	13	15
		ひびき工業団地前	11	13	10	12	11
	―	北上運河	10	8	5	9	10
		東名運河	6	12	6	4	7
溶存酸素量（DO）（ｍｇ/L）	5以上	鳴瀬川上流	9.9	6.9	9.4	10.0	10.0
		東松島大橋	9.5	6.4	9.9	9.6	9.9
		鳴瀬大橋	9.9	6.5	9.6	9.8	10.0
		鳴瀬川河口	9.3	6.0	9.4	9.5	9.7
		吉田川上流	9.4	6.3	9.9	10.0	10.0
		ひびき工業団地前	9.5	6.7	9.7	9.9	10.3
	―	北上運河	9.6	5.9	8.9	9.0	9.1
		東名運河	8.3	6.0	8.3	8.6	8.6
大腸菌群数（R3：MPN/100mL） 大腸菌数（R4～7：CFU/100ｍL）	R3：5,000以下 R4～7：1,000以下	鳴瀬川上流	1,400	246	45	40	44
		東松島大橋	1,900	200	58	67	31
		鳴瀬大橋	2,300	149	65	62	31
		鳴瀬川河口	1,100	119	28	48	28
		吉田川上流	7,100	272	47	145	52
		ひびき工業団地前	2,700	237	37	196	41
	―	北上運河	1,500	79	41	58	11
		東名運河	620	71	13	19	19

※1　網掛け部分は、環境基準未達成箇所です。
※2　大腸菌は、令和４年４月に水質汚濁に係る水質環境基準が改正されたことにより、「大腸菌群数」から「大腸菌数」に変更されました。

資料：東松島市公共用水域水質検査業務結果報告書

【定川等の水質調査　年平均値の推移】

区分	河川環境基準C類型	調査地点	年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
水素イオン濃度（pH）	6.5～8.5	中江川上流	8.3	7.8	8.5	8.0	7.9
		佐賀橋	8.9	8.4	9.2	8.8	8.8
		佐太夫橋	7.4	7.3	7.7	7.6	7.6
		定川橋	7.5	7.2	7.5	7.5	7.6
		定川河口	7.7	7.4	7.6	7.6	7.6
	—	赤井堀	7.4	7.2	7.6	7.6	7.5
		北上運河（大曲浜新橋）	7.6	7.5	7.6	7.7	7.7
生物化学的酸素要求量（BOD）（mg/L）	5以下	中江川上流	1.3	2.1	2.3	1.3	1.5
		佐賀橋	2.4	2.8	2.2	3.1	2.7
		佐太夫橋	2.0	2.9	2.2	1.5	1.7
		定川橋	1.1	1.4	1.2	1.1	1.4
		定川河口	0.9	1.1	1.2	1.0	1.1
	—	赤井堀	1.1	1.1	1.3	1.1	1.3
		北上運河（大曲浜新橋）	0.6	0.8	0.8	1.0	0.8
浮遊物質量（SS）（mg/L）	50以下	中江川上流	2	21	5	5	4
		佐賀橋	6	15	13	10	11
		佐太夫橋	20	29	21	26	17
		定川橋	15	19	18	19	17
		定川河口	8	25	19	20	17
	—	赤井堀	16	28	16	18	20
		北上運河（大曲浜新橋）	9	10	10	14	13
溶存酸素量（DO）（mg/L）	5以上	中江川上流	12.0	6.9	13.0	11.0	12.0
		佐賀橋	16.0	9.4	15.0	15.0	14.0
		佐太夫橋	8.4	5.8	8.7	8.9	9.9
		定川橋	7.9	5.5	8.4	8.6	9.0
		定川河口	7.6	5.0	8.1	8.4	8.2
	—	赤井堀	8.4	5.0	9.1	8.1	8.3
		北上運河（大曲浜新橋）	7.6	5.6	8.4	8.7	8.5
大腸菌群数（R3：MPN/100mL） 大腸菌数（R4～7：CFU/100mL）	—	中江川上流	1,800	212	231	1,365	362
		佐賀橋	930	76	38	98	39
		佐太夫橋	4,000	220	59	97	43
		定川橋	2,100	146	35	46	33
		定川河口	2,800	212	36	32	75
		赤井堀	2,600	124	48	25	24
		北上運河（大曲浜新橋）	260	77	15	7	21

※1　網掛け部分は、環境基準未達成箇所です。
※2　大腸菌は、令和４年４月に水質汚濁に係る水質環境基準が改正されたことにより、「大腸菌群数」から「大腸菌数」に変更されました。

資料：東松島市公共用水域水質検査業務結果報告書

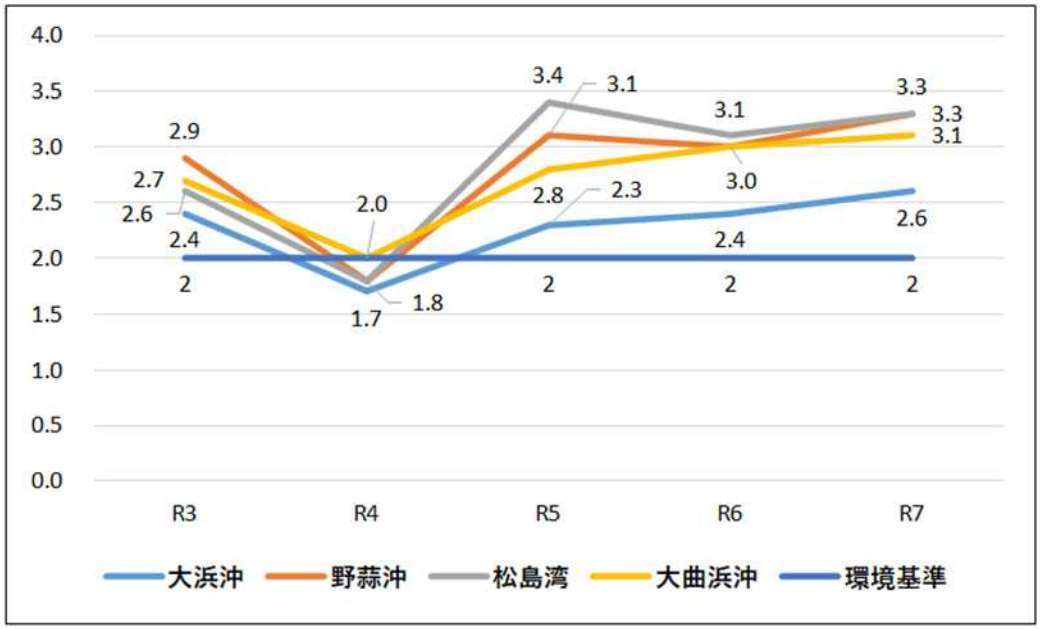
② 海域

本市周辺海域の水質検査は、全４地点で年間６回実施しています。４地点は、環境基準の海域Ａ類型に指定されています。海域の水の汚れを示す化学的酸素要求量（ＣＯＤ）は、令和５年度以降、環境基準を達成していません。

なお、水素イオン濃度（pH）は、環境基準を達成しています。溶存酸素量（DO）は、令和４年度に環境基準を達成していない地点がありましたが、その他の年度は達成しています。大腸菌数も、令和５年度に環境基準を達成していない地点がありましたが、その他の年度は達成しています

【本市周辺海域の化学的酸素要求量（COD 年平均の推移）】

（単位：ｍｇ/Ｌ）



（単位：ｍｇ/Ｌ）

	R3	R4	R5	R6	R7
大浜沖	2.4	1.7	2.3	2.4	2.6
野蒜沖	2.9	1.8	3.1	3.0	3.3
松島湾	2.6	1.8	3.4	3.1	3.3
大曲浜沖	2.7	2.0	2.8	3.0	3.1
環境基準	2	2	2	2	2

資料：東松島市公共用水域水質検査業務結果報告書

【本市周辺海域の水質調査　年平均値の推移】

区分	海域環境基準 A類型	調査地点	年 度				
			R3	R4	R5	R6	R7
水素イオン濃度（pH）	7.8～8.3	大浜沖	8.2	8.3	8.2	8.2	8.2
		野蒜沖	8.1	8.2	8.1	8.2	8.2
		松島湾	8.0	8.1	8.0	8.0	8.0
		大曲浜沖	8.2	8.2	8.3	8.2	8.2
化学的酸素要求量（COD）（ｍｇ/L）	2以下	大浜沖	2.4	1.7	2.3	2.4	2.6
		野蒜沖	2.9	1.8	3.1	3.0	3.3
		松島湾	2.6	1.8	3.4	3.1	3.3
		大曲浜沖	2.7	2.0	2.8	3.0	3.1
溶存酸素量（DO）（ｍｇ/L）	7.5以上	大浜沖	8.8	5.7	8.7	8.7	8.7
		野蒜沖	8.7	5.6	8.4	8.6	8.7
		松島湾	8.4	5.5	8.6	8.3	8.3
		大曲浜沖	8.9	5.9	8.8	8.8	8.9
大腸菌群数 （R3：MPN/100mL） 大腸菌数 （R4～7：CFU/100mL）	R3： 1,000以下 R4～7： 300以下	大浜沖	32	1	1	3	2
		野蒜沖	4,600	5	9	9	21
		松島湾	160	3	2	1	26
		大曲浜沖	190	2	3	7	4

※1　網掛け部分は、環境基準未達成箇所です。
※2　大腸菌は、令和４年４月に水質汚濁に係る水質環境基準が改正されたことにより、「大腸菌群数」から「大腸菌数」に変更されました。

資料：東松島市公共用水域水質検査業務結果報告書

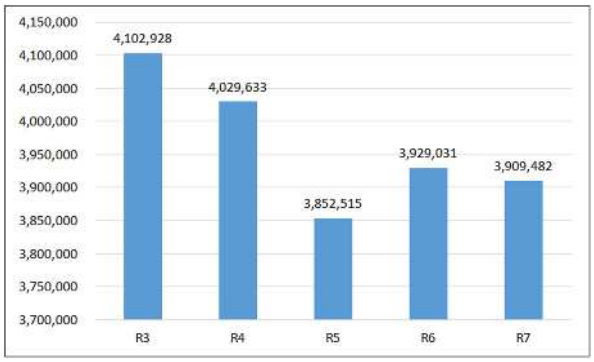
3）上・下水道施設

①　上水道

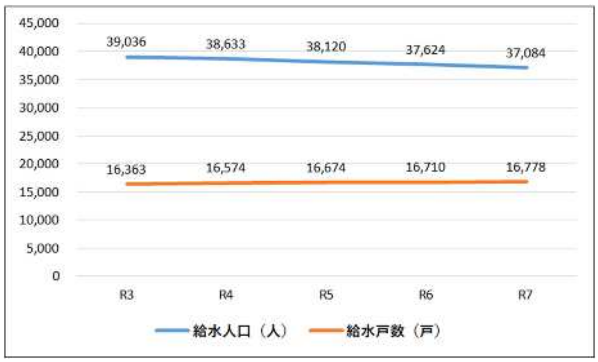
本市の給水量及び給水人口は、減少傾向にありますが、給水戸数は増加しています。

【上水道整備状況（給水量、給水人口及び給水戸数の推移）】

（単位：㎥）



（単位：人、戸）



	R3	R4	R5	R6	R7
給水量（㎥）	4,102,928	4,029,633	3,852,515	3,929,031	3,909,482
給水人口（人）	39,036	38,633	38,120	37,624	37,084
給水戸数（戸）	16,363	16,574	16,674	16,710	16,778

資料：石巻地方広域水道企業団経営企画課

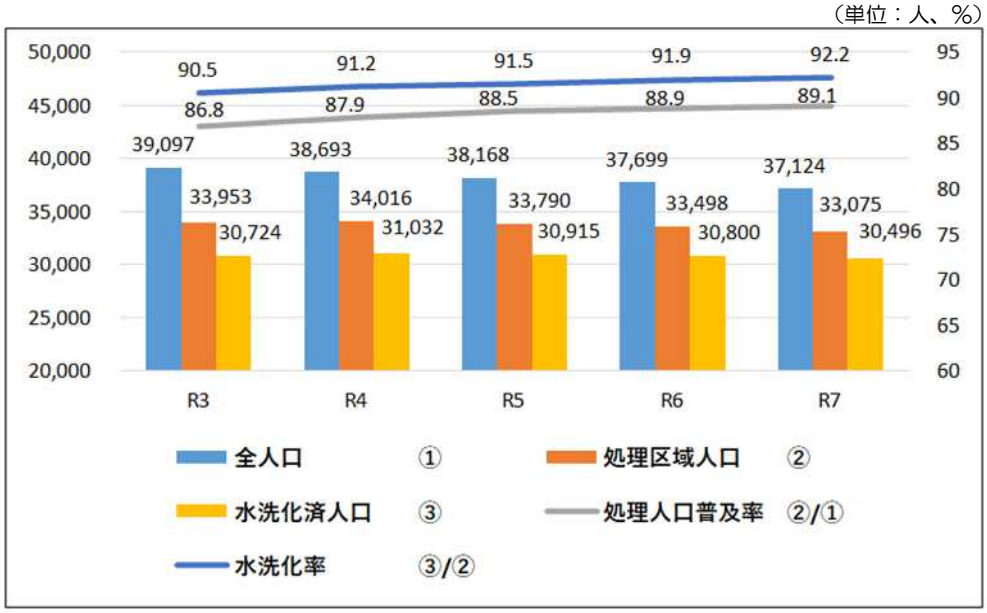
②　下水道

し尿及び生活雑排水を含む生活排水の処理は、公共下水道、農・漁業集落排水、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽により行われています。

令和７年度における下水道処理人口普及率は89.1%、水洗化率は92.2%であり、計画的に下水道整備が進められています。

【生活排水処理施設整備状況】

（単位：人、%）

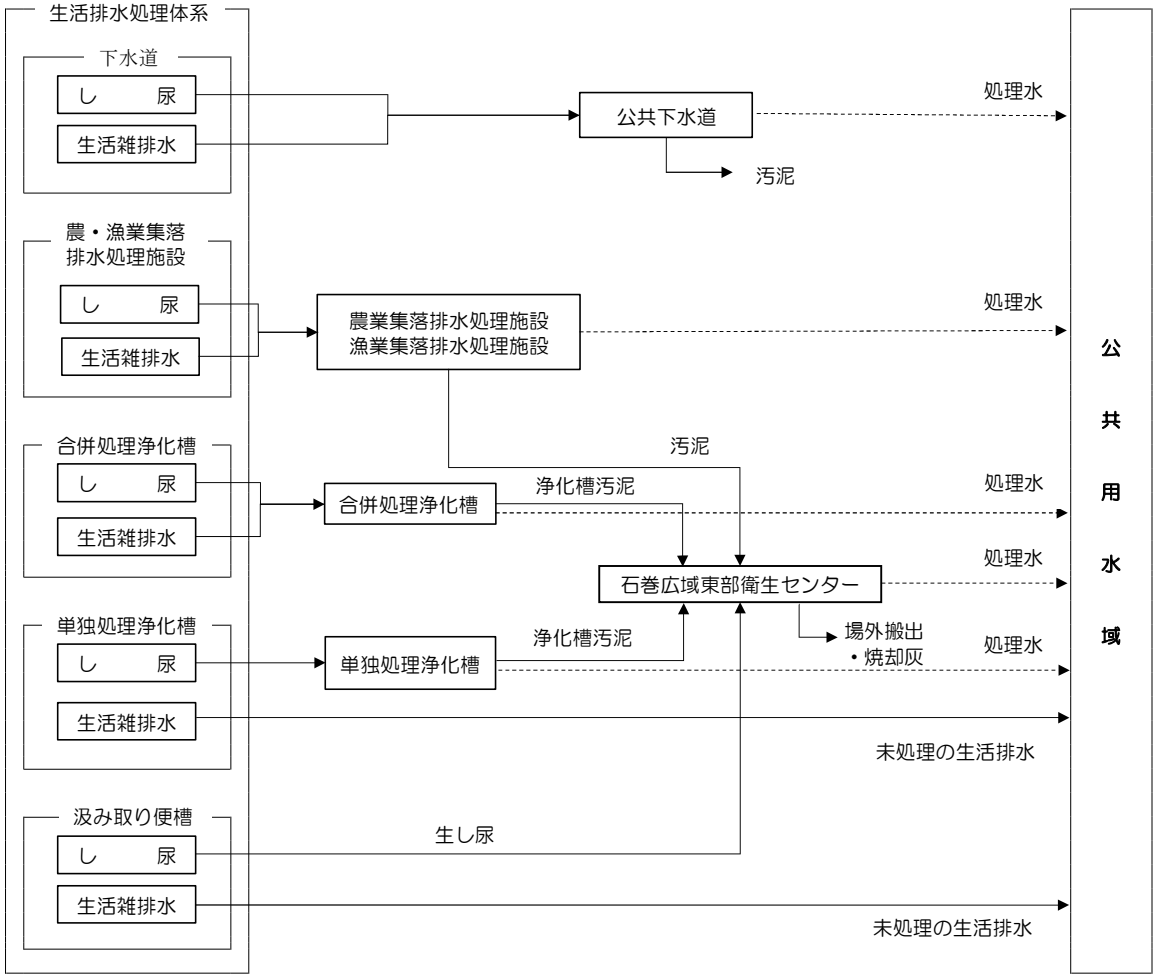


（単位：人、%）

	R3	R4	R5	R6	R7
全人口　①	39,097	38,693	38,168	37,699	37,124
処理区域人口　②	33,953	34,016	33,790	33,498	33,075
処理人口普及率　②/①	86.8	87.9	88.5	88.9	89.1
水洗化済人口　③	30,724	31,032	30,915	30,800	30,496
水洗化率　③/②	90.5	91.2	91.5	91.9	92.2

資料：東松島市建設部都市整備課

【生活排水処理フロー】



資料：東松島市一般廃棄物処理基本計画

４）騒音

騒音とは、「好ましくない音」、「やかましい音」の総称で、人に心理的又は感覚的な不快感や嫌悪感を与え、生活環境を損なう要因の一つとされています。その発生源は、工場や事業所によるもの、交通機関によるもの、日常生活によるものなど様々です。本市では、航空機の飛行による騒音が大きな問題になっています。

①　航空機騒音

本市には、航空自衛隊松島基地が所在し、航空機による騒音にさらされています。特に、騒音の影響が大きい基地周辺地域や飛行直下区域では、航空機騒音を緩和するため、国の施策によって住宅防音工事が実施されています。

令和７年度は、宮城県が固定局２か所と移動局６か所、本市が固定局４か所と移動局１０か所で航空機騒音を測定したところ、全て環境基準を達成しています。

【松島飛行場周辺航空機騒音測定地点】



資料：令和８年度松島飛行場航空機騒音対策会議資料

【航空機騒音固定局測定データ推移】

観測機関	調査地点番号	調査地点	環境基準類型	環境基準（Lden【dB】）	年度				
					R3	R4	R5	R6	R7
宮城県	MS-5	牛網字平岡6-1	Ⅱ類型	62	62	61	62	62	62
	MS-6	矢本字四反走169-1	無指定	—	56	56	57	57	57
東松島市	YS-1	大曲字筒場65-1（大曲地区センター）	無指定	—	54	55	53	53	53
	YS-5	矢本字立沼26-2（立沼地区センター）	Ⅱ類型	62	61	62	63	63	62
	YS-6	牛網字下四十八19-2（平岡地区センター）	Ⅱ類型	62	60	60	61	60	61
	YS-7	野蒜ケ丘二丁目2-1（里の公園西）	無指定	—	50	49	50	50	50

※１　網掛け部分は、環境基準未達成箇所です。
※２　MS-6は、令和４年１０月に「矢本字四反走158-2」から「矢本字四反走169-1」に移設しています。

資料：松島飛行場周辺航空機騒音測定結果

【航空機騒音移動局測定データ推移】

観測機関	調査地点番号	調査地点	環境基準類型	環境基準（Lden【dB】）	年度				
					R3	R4	R5	R6	R7
宮城県	M-2	矢本字上河戸36-1	無指定	—	54	54	52	53	53
	M-3	牛網字駅前一丁目2-1	無指定	—	52	52	53	55	53
	M-4	矢本字穴尻107	無指定	—	56	57	54	56	56
	M-12	大曲字堺堀13-6	Ⅱ類型	62	58	57	54	55	58
	M-13	矢本字三間堀14	無指定	—	53	56	53	53	55
	M-14	野蒜字中下地内	無指定	—	50	48	49	51	55
東松島市	Y-2	矢本字立沼18	Ⅱ類型	62	58	57	56	54	36
	Y-4	矢本字鳥子30	無指定	—	47	48	52	51	61
	Y-5	矢本字鹿石前11	無指定	—	56	54	61	57	41
	Y-6	小松字上浮足256-1	無指定	—	54	49	56	57	49
	Y-7	大曲字堺堀192	Ⅱ類型	62	—	57	52	52	59
	Y-10	赤井字七反谷地427-26	無指定	—	44	44	48	51	47
	Y-13	大曲字筒場86-1	無指定	—	46	51	46	48	49
	Y-16	赤井字台74-1	無指定	—	50	54	54	51	50
	Y-31	牛網字駅前東6-17	無指定	—	—	50	50	48	49
	Y-32	赤井字川前一16-1	無指定	—	—	49	50	47	50

※　Y-7、Y31及びY-32は、令和４年度から測定を開始しています。

資料：松島飛行場周辺航空機騒音測定結果

② 自動車騒音

自動車騒音は、環境基本法に基づく環境基準のほか、騒音規制法に基づく要請限度が定められています。

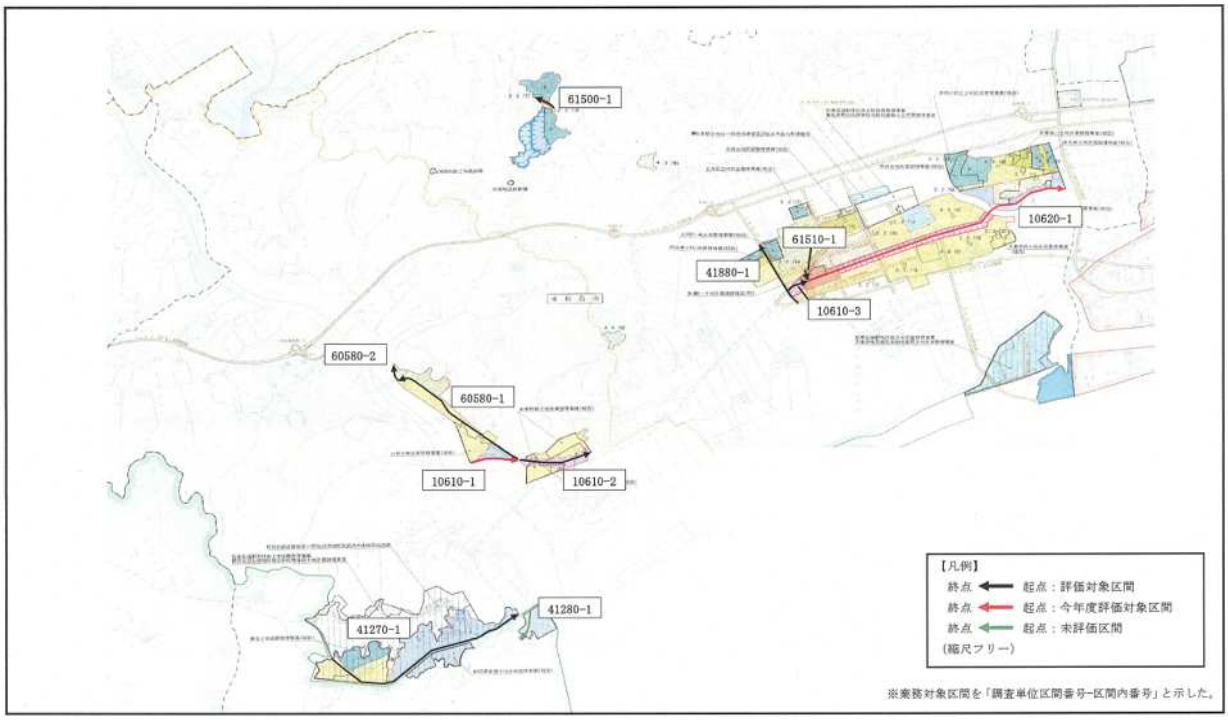
自動車騒音は、宮城県からの権限移譲により、平成 24 年度から本市が測定しており、市内幹線道路６路線１０地点を対象としています。市内の自動車騒音レベルの測定結果は、全ての評価区間で昼夜ともに環境基準を達成しています。

【自動車騒音面的評価】

No	評価実施年度	路線名（評価区間番号）	対象区間延長（km）	面的評価結果		道路近傍騒音測定結果（等価騒音レベルLAeq）			
				環境基準達成率		昼間（ｄＢ）	夜間（ｄＢ）	環境基準適否	
				昼間（%）	夜間（%）			昼間（ｄＢ）	夜間（ｄＢ）
1	R7	一般国道４５号（浜市～小野）（10610-1）	0.6	100	100	53	46	○	○
2	R4	一般国道４５号（小野～牛網）（10610-2）	1.2	100	100	66	61	○	○
3	R4	一般国道４５号（矢本～矢本）（10610-3）	0.3	100	100	-	-	-	-
4	R7	一般国道４５号（矢本～赤井）（10620-1）	3.6	100	100	67	60	○	○
5	R3	奥松島松島公園線（新東名～野蒜）（41270-1）	2.8	100	100	60	50	○	○
6	R6	矢本河南線（矢本～小松）（41880-1）	1.0	100	100	65	59	○	○
7	R6	鳴瀬南郷線（小野～小野）（60580-1）	2.0	100	100	61	53	○	○
8	R1	鳴瀬南郷線（小野～小野）（60580-2）	0.2	100	100	-	-	-	-
9	R5	河南鳴瀬線（大塩～緑ヶ丘一丁目）（61500-1）	0.3	100	100	63	56	○	○
10	R5	矢本停車場線（矢本～矢本）（61510-1）	0.1	100	100	55	49	○	○

※　環境基準：昼間（6:00～22:00）は70ｄB以下、夜間（22:00～6:00）は65ｄB以下。

【評価区間図】



資料：東松島市自動車騒音面的評価結果

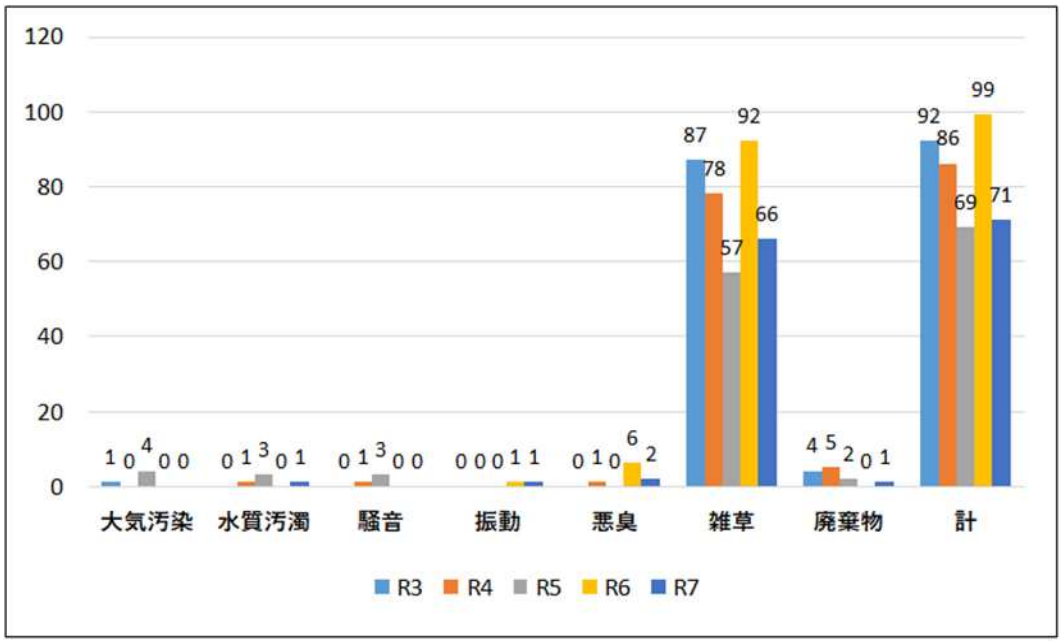
5）苦情

令和３年度からの大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の典型公害に関する苦情件数は以下のとおりです。

また、典型公害以外の苦情は、雑草及び廃棄物に関するものでした。雑草については、遊休宅地等の空地での草刈りに関するものであり、廃棄物については、市道や空地への不法投棄です。

【苦情件数の推移】

（単位：件）



（単位：件）

	R3	R4	R5	R6	R7
大気汚染	1	0	4	0	0
水質汚濁	0	1	3	0	1
騒音	0	1	3	0	0
振動	0	0	0	1	1
悪臭	0	1	0	6	2
雑草	87	78	57	92	66
廃棄物	4	5	2	0	1
計	92	86	69	99	71

資料：東松島市市民生活部市民生活課

６）交通

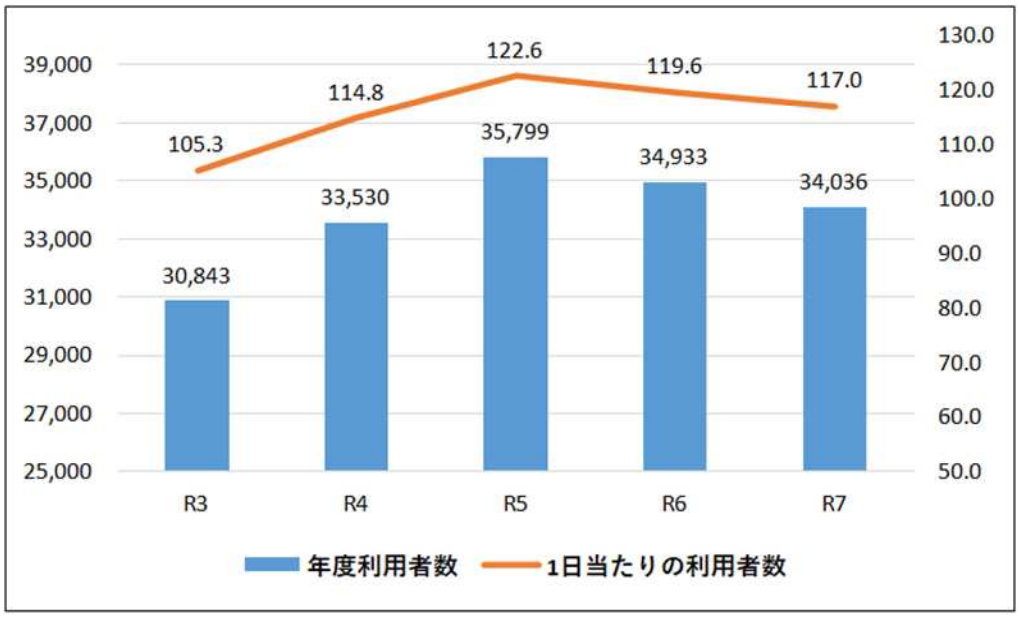
①　市内循環バス等

本市では、利用者の予約に応じて決められた区域内で柔軟に運用できる公共交通サービスとしてデマンド型乗合タクシー「らくらく号」を平成 21 年度（2009 年度）から運行しています。利用者数は、令和３年度（2021 年度）以降、年間３万人を超え、１日当たりの利用者数も 100 人を超えており、市民の身近な移動手段として利用され続けています。

民間バスは、宮城交通株式会社の高速バス「仙台・石巻線」や株式会社ミヤコーバスの石巻免許センター線などがあります。

【らくらく号の利用状況】

（単位：人）



（単位：人）

	R3	R4	R5	R6	R7
年度利用者数	30,843	33,530	35,799	34,933	34,036
1日当たりの利用者数	105.3	114.8	122.6	119.6	117.0

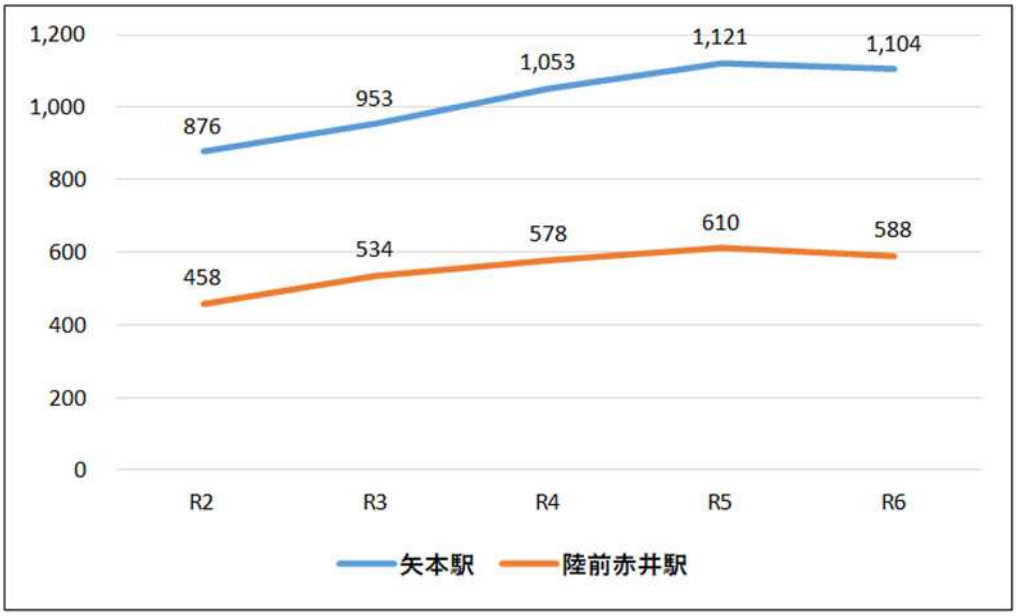
資料：東松島市企画部企画政策課

② 鉄道

市内には、JR 仙石線の陸前大塚駅、東名駅、野蒜駅、陸前小野駅、鹿妻駅、矢本駅、東矢本駅及び陸前赤井駅があります。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年（2020 年）以降、各駅の１日当たりの平均乗車人員は減少しましたが、徐々に回復しています。

【各駅の１日当たりの平均乗車人員の推移】

（単位：人）



（単位：人）

	R2	R3	R4	R5	R6
矢本駅	876	953	1,053	1,121	1,104
陸前赤井駅	458	534	578	610	588

※　陸前大塚駅、東名駅、野蒜駅、陸前小野駅、鹿妻駅及び東矢本駅のデータなし。

資料：JR東日本HP「各駅の乗車人員」

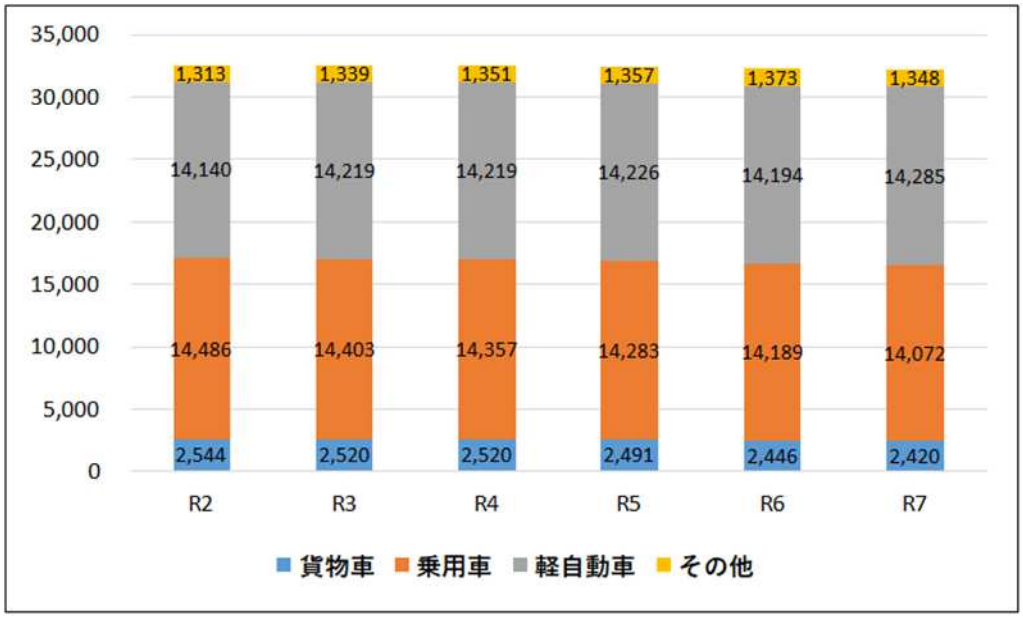
③　市内自動車保有台数

令和７年度（令和８年３月末時点）の市内の自動車保有台数は、32,125 台であり、近年大きな増減はありません。

用途別では、軽自動車が現状維持、乗用車及び貨物車が微減であり、令和６年度に初めて軽自動車台数が乗用車台数を上回りました。

【市内の自動車保有台数の推移】

（単位：台）



（単位：台）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
貨物車	2,544	2,520	2,520	2,491	2,446	2,420
乗用車	14,486	14,403	14,357	14,283	14,189	14,072
軽自動車	14,140	14,219	14,219	14,226	14,194	14,285
その他	1,313	1,339	1,351	1,357	1,373	1,348
計	32,483	32,481	32,447	32,357	32,202	32,125

資料：国土交通省東北運輸局宮城運輸支局ＨＰ「宮城県内市町村保有車両数」

7）公園

市内の令和８年４月現在の都市公園は、市立の街区公園が 41 か所、近隣公園が１か所、地区公園が３か所、総合公園が１か所あり、県立都市公園も２か所あります。また、都市公園以外では、ミニ公園などが 91 か所あります。

【市内都市公園一覧】

番号	名称	所在地	供用開始	供用面積（ha）
都市公園（街区公園）				
1	寺前公園	大曲字上納南5	S51.7.25	0.26
2	新沼公園	矢本字新沼94-3	S56.3.23	0.25
3	上河戸公園	矢本字上河戸292-7	S57.3.20	0.25
4	下町公園	矢本字下浦226、236、237-1、238-1、345	S58.3.24	0.23
5	南新町公園	赤井字南新町22	S58.3.24	0.21
6	筒場公園	大曲字筒場89-4	S59.3.23	0.25
7	南赤井公園	赤井字川前三番152-1	S60.3.30	0.26
8	横沼公園	大曲字堺堀173-3	S62.3.31	0.25
9	南浦公園	矢本字南浦108-1	S63.3.31	0.25
10	大溜公園	矢本字大溜84-1	H1.3.30	0.19
11	川前公園	赤井字新川前20-2、20-1、20-5	H2.3.27	0.25
12	下浦公園	矢本字下浦189-1、189-2	H3.3.26	0.11
13	関ノ内公園	矢本字関ノ内74-17、蜂谷浦134-1	H4.12.3	0.21
14	川南公園	赤井字川南7-9、7-10、7-11、7-12、7-23	H7.3.29	0.20
15	新山公園	大塩字緑ケ丘一丁目2	H5.8.1	0.41
16	鈴ヶ原公園	大塩字緑ケ丘三丁目4	H5.8.1	0.69
17	西新町公園	矢本字西新町6-3、6-4	H13.9.29	0.23
18	有明公園	赤井字有明9-10	H19.10.1	0.27
19	若葉公園	小松字若葉4-11	H23.10.28	0.12
20	貝田公園	大曲字貝田7-2	H7.3.29	0.46
21	小野風の子公園	小野字中央41	H17.4.1	0.31
22	牛網風の子公園	牛網字駅前一丁目14	H17.4.1	0.16
23	西余景風の子公園	野蒜字西余景12-6	H7.4.1	0.20
24	新東名風の子公園	新東名二丁目12-4	H17.4.1	0.11
25	二反走公園	矢本字二反走123-29	H29.4.1	0.18
26	駅前東公園	牛網字駅前東6-4	H29.4.1	0.19
27	あおい一丁目公園	あおい一丁目10-1	H29.4.1	0.25
28	あおい二丁目公園	あおい二丁目5-3	H29.4.1	0.17
29	あおい三丁目公園	あおい三丁目8-2	H29.4.1	0.09
30	東矢本駅北公園	あおい二丁目21-1	H29.4.1	0.15
31	柳の目東公園	赤井字南一158-76	H29.4.1	0.15
32	木の公園	野蒜ケ丘三丁目17-7	H30.4.1	0.21
33	路の公園西	野蒜ケ丘三丁目1-1	H30.4.1	0.52
34	路の公園東	野蒜ケ丘二丁目35-1	H30.4.1	0.50
35	水の公園	野蒜ケ丘二丁目18-1	H30.4.1	0.19
36	里の公園西	野蒜ケ丘二丁目2-1	H30.4.1	0.56
37	里の公園東	野蒜ケ丘一丁目16-1	H30.4.1	0.56
38	空の公園	野蒜ケ丘一丁目10-1	H30.4.1	0.70
39	室浜公園	宮戸字鹿島一丁目3-26	H30.4.1	0.09
40	柳の目西公園	赤井字南一76-106	R2.4.1	0.15
41	月浜公園	月浜一丁目2-26	R2.4.1	0.15
	41か所			10.94
都市公園（近隣公園）				
1	東矢本中央公園	小松字下浮足101地先	H29.4.1	2.08
	1か所			2.08
都市公園（地区公園）				
1	矢本運動公園	大曲字堺堀80	S38.3.11	6.70
2	滝山公園	矢本字上館下118-4	S55.5.1	4.20
3	山崎公園	大塩字山崎5-16	H8.4.13	4.00
	3か所			14.90
都市公園（総合公園）				
1	奥松島公園	野蒜字洲崎・南赤崎	S60.4.1	17.70
	1か所			17.70

番号	名称	所在地	供用開始	供用面積（ha）
県立都市公園（広域）				
緑地1	矢本海浜緑地	みそら一丁目1	S55.10.1	15.94
1	1か所			15.94
県立都市公園（風致）				
1	松島公園		S34.8.1	244.04
	1か所			244.04

資料：東松島市建設部都市整備課

8）歴史及び文化

本市の文化財は、41 件（国指定文化財４件、国登録文化財 1 件、県指定文化財 3 件、市指定文化財 33 件）指定されています。

特に、国指定の「特別名勝松島」、「史跡里浜貝塚」及び「史跡赤井官衙遺跡群」は、本市を代表する文化財です。

【東松島市の指定文化財及び登録文化財一覧】

区分	No.	区分	名称	指定日	所在地
国指定文化財	1	特別名勝	松島	昭和27年11月22日	宮戸、野蒜、大塚、新東名
	2	史跡	里浜貝塚	昭和7年2月14日	宮戸字宮田　他
	3	史跡	赤井官衙遺跡群　赤井官衙遺跡矢本横穴	令和3年3月26日	赤井字星場　他
	4	重要無形民俗文化財	月浜のえんずのわり	平成18年3月15日	宮戸字村
国登録文化財	1	登録有形文化財	大高森薬師堂	令和4年6月29日	宮戸字瀬戸浜
県指定文化財	1	史跡	平田原貝塚	昭和49年4月30日	大塩字平田原
	2	天然記念物	新山神社の姥杉	平成9年5月9日	大塩字中沢上　新山神社
	3	天然記念物	月観の松	平成22年4月27日	大曲字宮前
市指定文化財	1	有形文化財（建造物）	醫王寺薬師堂	平成24年11月22日	宮戸字大竹和田
	2	有形文化財（彫刻）	木造薬師三尊、不動明王・毘沙門天立像並びに十二神将立像	平成24年11月22日	宮戸字大竹和田　醫王寺薬師堂
	3	有形文化財（彫刻）	木造毘沙門天立像	平成30年8月29日	野蒜字亀岡　海津見神社
	4	有形文化財（工芸品）	大塚不動尊梵鐘	昭和54年12月27日	大塚字大塚　五十鈴神社
	5	有形文化財（歴史資料）	建治二年板碑	昭和48年1月30日	矢本字上新沼
	6	有形文化財（歴史資料）	天保八年三界万霊供養碑	昭和50年4月30日	小野字門前　功岳寺
	7	有形文化財（歴史資料）	東齋塩場の碑	昭和50年4月30日	大塚字東名　如月庵
	8	有形文化財（歴史資料）	正和四年板碑	昭和51年2月25日	西福田字関下
	9	有形文化財（歴史資料）	小野道しるべ石	昭和51年2月25日	小野字新町尻
	10	有形文化財（歴史資料）	上下堤道しるべ石	昭和54年12月27日	上下堤字平崎前
	11	有形文化財（歴史資料）	文永十年板碑	昭和54年12月27日	根古字熊野前　松岩寺
	12	有形文化財（歴史資料）	阿弥陀三尊種子板碑	平成2年2月26日	根古字清水
	13	有形文化財（歴史資料）	阿弥陀三尊来迎図像板碑	平成7年4月1日	大塩字緑ケ丘三丁目鈴ヶ原児童公園
	14	有形文化財（歴史資料）	日本最初の世界周航者　多十郎の墓碑	平成15年2月21日	宮戸字門前　観音寺
	15	有形文化財（歴史資料）	日本最初の世界周航者　多十郎の服	平成17年1月26日	宮戸字里　奥松島縄文村歴史資料館
	16	有形文化財（歴史資料）	立石水門改築記碑	令和4年12月23日	野蒜字立石
	17	有形文化財（考古資料）	石棒	平成30年8月29日	宮戸字里　奥松島縄文村歴史資料館

区分	No.	区分	名称	指定日	所在地
市指定文化財	18	有形文化財（考古資料）	革帯	令和4年4月25日	宮戸字里　奥松島縄文村歴史資料館
	19	無形民俗文化財	大曲浜獅子舞	昭和58年2月23日	大曲字道下南　玉造神社
	20	無形民俗文化財	鹿妻の鹿踊	令和3年3月26日	矢本字上沢目　他
	21	史跡	餅田貝塚	昭和48年1月30日	大塩字餅田
	22	史跡	小分木貝塚	昭和48年1月30日	大塩字小分木
	23	史跡	矢本館跡	昭和48年1月30日	矢本字上舘下
	24	史跡	小野館跡	昭和51年2月25日	小野字裏丁　他
	25	史跡	野蒜築港中央公園跡	平成2年2月26日	浜市字樋場
	26	天然記念物	大塩小学校の高野槙	昭和48年1月30日	大塩字中沢下　大塩小学校
	27	天然記念物	滝不動尊の欅	昭和48年1月30日	矢本字上舘下　滝不動尊
	28	天然記念物	むろの木	昭和50年4月30日	宮戸字大室
	29	天然記念物	高松寺のイチョウ	平成2年2月26日	高松字寺前　高松寺
	30	天然記念物	醫王寺のカヤ	平成2年2月26日	宮戸字里　醫王寺
	31	天然記念物	醫王寺のイチョウ	平成2年2月26日	宮戸字里　醫王寺
	32	天然記念物	定林寺のイチョウ	平成2年2月26日	野蒜字寺沢　定林寺
	33	天然記念物	宮戸島のセッコク	平成8年7月1日	宮戸字大室

資料：東松島市教育部文化財課

（2）課題

1）大気環境

市民、事業者及び市がそれぞれの立場で大気環境への負荷を低減し、保全する必要があります。

環境基準を達成している項目は維持、環境基準を達成していない項目は、環境基準を達成する必要があります。

2）水環境

市民、事業者及び市がそれぞれの立場で水環境への負荷を低減し、保全する必要があります。

環境基準を達成している項目は維持、環境基準を達成していない項目は、環境基準を達成する必要があります。特に、海域における化学的酸素要求量（COD）は、環境基準に達していないことから、喫緊の課題です。

3）上・下水道施設

上水道は、省エネルギーの観点から、節水に取り組む必要があります。

生活排水の水質は、河川及び海域への汚濁の影響を踏まえ、下水道整備や浄化槽設置などの対策を計画的に推進し、水質浄化を図る必要があります。

4）騒音

市民、事業者及び市がそれぞれの立場で発生源となりうる行為等を確認し、それらの行為を低減する必要があります。

環境基準を達成している地点は維持、環境基準を達成していない地点は、環境基準を達成する必要があります。

航空機騒音の影響が大きい区域は、騒音緩和のための住宅防音対策を行う必要があります。

また、東日本大震災後の市街地の形成による新たな環境負荷への対応も必要です。

5）苦情

市民、事業者及び市がそれぞれの立場で発生源となりうる行為等を確認し、それらの行為を低減する必要があります。

6）交通

公共交通は、関係機関と連携し、利便性の向上と温室効果ガスの排出削減に努める必要があります。

道路利用者の利便性と安全性を確保するため、環境に配慮した道路整備が必要です。

7）公園

快適な都市環境を創出するため、誰もが安全かつ安心して利用できる公園を整備する必要があります。

8）歴史及び文化

文化財に指定されている地域は、優れた風致景観を将来に継承するとともに、教育や文化観光資源として活用する必要があります。

本市が培ってきた歴史と文化を活用したまちづくりが必要です。

６　協働と参画

（１）現状

１）花の香るまちづくり事業

市民が身近に自然とふれあい、快適で美しい自然環境を形成するための緑化活動の一環として、花の香るまちづくり事業などの活動を行っています。国道や県道沿線、市民センターなどの公共施設に、市民の手によりサルビアやマリーゴールドなどの植栽が行われています。

２）清掃活動等

本市の風光明媚な景観を保全するため、市民団体等による清掃活動が行われています。

また、野蒜海岸や公園の清掃等については、地域住民やボランティアの協力のもと行われています。

３）東松島市緑化推進委員会による緑化事業

「緑の募金」を市民等から募り、市民団体や市内小中学校、幼稚園、保育所などの自主的な緑化活動へ助成金が交付されています。

４）環境教育

本市では、ごみの減量化に関する出前講座やSDGsの理念の普及と全世代にとって住みよいまちづくりの推進を目的としたシンポジウムを市民向けに開催しています。

また、学校教育では、全小中学校で心あったかイートころ運動を実践し、「あいさつ、清掃、ゴミ拾い」の心を育む３つの取組などを行っています。

さらに、本市と脱炭素先行地域計画を共同提案した一般社団法人東松島みらいとし機構（HOPE）では、市内小学生を対象とした環境保全などをテーマとした「SDGs未来都市・環境絵日記」コンクールを開催し、SDGsの普及と啓発に努めています。

（２）課題

市民等の環境の保全及び創造への取組を促進するため、広報や啓発活動を更に充実する必要があります。

7　東松島市の環境に関するアンケート調査結果

（1）アンケート調査の目的

市民及び事業者の環境保全に対する考え方や環境に関する取組状況について意向や要望等を把握し、「東松島市第２次環境基本計画」等の見直し及び「東松島市第３次環境基本計画」等の策定を行うための参考資料にしました。

（2）調査対象、調査方法等

1）市民アンケート

① 調査対象：市民（16 歳以上）
② 対象者数：1,200 人
③ 抽出方法：無作為抽出
④ 調査方法：郵送、LoGo フォーム
⑤ 調査時期：令和７年 11 月 18 日～12 月 19 日
⑥ 調査内容
　ア 回答者の属性
　イ 環境問題への関心について
　ウ 東松島市の環境について
　エ 日常生活における取組について
　オ 環境施策に関する要望などについて
　カ 自由意見
⑦ 回収結果
　ア 回答者数：528 人
　イ 回 収 率：44.0%

2）事業者アンケート

① 調査対象：市内の事業者
② 対象社数：300 社
③ 抽出方法：無作為抽出
④ 調査方法：郵送、LoGo フォーム
⑤ 調査時期：令和７年１１月１８日～１２月１９日
⑥ 調査内容
　ア 事業者の属性
　イ 環境保全への取組状況について
　ウ 環境管理に関する体制づくりについて
　エ 環境保全活動に関する広報・啓発活動について
　オ 環境施策に関する要望等について
　カ 自由意見
⑦ 回収結果
　ア 回答社数：120 社
　イ 回 収 率：40.0%

（3）アンケート調査の結果

1）市民アンケート

① 環境問題への関心について

「関心がある」及び「やや関心がある」が全体の約８割を占め、関心の高さがうかがえました。

② 関心がある環境問題

「気候変動による影響」が 76.6%と最も高く、次に「生態系などの自然環境」が 73.8%、「地球規模の環境問題」が 63.7%でした。

また、「ごみ問題」が 45.4%、「騒音・振動や悪臭、不法投棄など身近な生活環境の問題」が 40.7%など、身近な環境問題にも関心が集まりました。

③　東松島市の環境で良いと感じるところ

「自然の豊かさ」が 56.1%と最も高く、次に「空気のきれいさ」が 36.9%、「整備された公園や街など」が 32.4%でした。

④　東松島市の環境に対する満足度

「満足」及び「多少満足」が全体の約６割を占めました。

「多少不満」及び「不満」と回答した方々の理由は、「騒音や振動がひどい」、「ごみが散乱している」、「雑草の繁茂」、「ペットのマナー」などでした。

⑤　日常生活における取組

「ごみは分別し、指定日時に出している」が 88.8%と最も高く、次に「ビンや缶などは洗って出している」が 81.6%、「マイバッグ（買い物袋）を持参している」が 79.2%であり、ごみ減量化やリサイクル意識の高さがうかがえます。

一方、「環境に関するイベントなどへの参加」及び「環境について積極的に意見を述べている」に取り組んでいないが６割を超えており、新たな取組が必要な結果となりました。

また、「不要品をリサイクルショップなどに出している」については、「取り組んでいる」の 23.9%に対し、「取り組んでいない」が 32.4%であり、理由として「手間がかかる」が 33.9%、「効果がわからない」が 31.6%であることから、取り組みやすいリユースの仕組みを構築することが、改善策の一つと考えられます。

⑥　家庭における新エネルギー機器の導入

「導入している」の 33.1%に対し、「導入していない」が 61.4%でした。

⑦　東松島市が今後１０年間で取り組むべき環境施策

「地球温暖化対策の推進」が 46.6%と最も高く、次に「ごみの減量化や資源リサイクルの推進」が 40.3%、「自然環境・景観の保全」が 35.4%でした。

⑧　東松島市の環境に関わる自由意見

１４５名の方々から自由意見を頂戴しました。

2）事業者アンケート

①　事業活動における環境保全への取組の位置付け

「社会的責任の一つ」が 80.8%と最も高く、自律的かつ積極的な姿勢がうかがえました。

一方、「環境への取組と事業活動は関係ない」が 13.3%であり、環境保全活動に消極的な事業所も一部見受けられました。

②　環境保全の取組

「敷地内及びその周辺の清掃活動」が 50.0%と最も高く、次に「社用車の整備点検や環境に配慮した運転マナー」が 49.2%、「敷地内の緑化」が 43.3%でした。

③　環境に配慮した取組における課題

「費用がかかる」が 55.8%と最も高く、次に「環境以外に取り組む課題がある」が 28.3%、「担当できる人材の不足」が 25.8%でした。

また、「環境問題への取り組み方がわからない」が 19.2%であり、環境に関する情報の活用方法が課題になっています。

④　ごみ問題に関する取組

「廃棄物の処理方法について、関係法令を把握し、適正処理に努めている」が71.7%と最も高く、次に「紙・金属缶・電池などは分別し、再資源化に努めている」が 67.5%、「プラスチック製品の使用・購入や分別を行っている」が 54.2%であり、廃棄物の適正処理と再資源化意識の高さがうかがえました。

⑤　廃棄物の処分方法

「廃棄物処理業者に収集・処分を委託」が 63.3%と最も高く、次に「自社で処理施設に搬入」が 37.5%、「自社での処理」が 10.8%でした。

⑥　新エネルギー機器等の導入状況

「LED 等の環境配慮型照明」が 63.3%と最も高く、次に「太陽光発電システム」が 17.5%、「ヒートポンプ型給湯器類（エコキュート等）」が 12.5%でした。「LED 等の環境配慮型照明」以外の新エネルギー機器等は、導入が進んでいない状況にあります。

⑦　保有する車両

保有台数は、「1～5 台」が 66.7%と最も高く、それ以外は全て 10%未満でした。

保有する車両の種類は、「ガソリン車」が 84.8%と最も高く、次に「ハイブリッド車（HV）」が 47.3%でした。

⑧　環境マネジメントシステムの認証取得

「取得している」が 4.2%であり、「取得していない」の 93.3%を大きく下回りました。

また、環境マネジメントシステムの認証取得に向けた体制づくりは、「進めていない」が 93.8%でした。

⑨　環境保全に関する目標や指針

「定めている」が 15.8%であり、「定めていない」の 80.0%を大きく下回りました。

⑩　環境管理に関するマニュアルの作成

「作成している」が 9.2%であり、「作成していない」の 90.0%を大きく下回りました。

また、作成されたマニュアルには、「不要な照明の消灯や空調の温度設定による節電」及び「適切なごみの分別、廃棄物・古紙などのリサイクル」が 100%記載されていました。

⑪　環境保全活動に関する技術・管理手法などの情報公開

「公表している」及び「一部公表している」がそれぞれ 2.5%であり、「公表していない」の 88.3%を大きく下回りました。

⑫　地域の環境保全活動への参加・協力

「実施している」が 33.3%であり、「実施していない」の 60.8%を下回りました。

また、実施している場合、「事業所内や周辺の道路河川の清掃・緑化」が 80.0%と最も高く、次に「地域の環境保全活動への参加や市民団体への支援」が 50.0%でした。

⑬　東松島市が今後１０年間で取り組むべき環境施策

「ぜひ行ってほしい」又は「出来れば行ってほしい」と回答した割合については、「資源リサイクルの推進」が 83.4%と最も高く、次に「事業者が行う環境保全活動

への支援の充実」が 70.8%、「再生可能エネルギー導入のための施策」が 66.7%でした。

⑭　東松島市の環境に関わる自由意見
12 社から自由意見を頂戴しました。

第３章　環境の将来像と計画体系

この章では、本市の課題に基づいた目指すべき将来像と、それを実現するための計画体系を示します。

１　環境の将来像

東松島市は、平成 19 年（2007 年）３月に「東松島市環境基本計画」、平成 29 年（2017 年）３月に「東松島市第２次環境基本計画」を策定しました。「東松島市環境基本計画」では、環境の将来像を「将来の世代に引き継ぐ『市民一人ひとりが創る美しい自然環境と循環型の地域社会』」、「東松島市第２次環境基本計画」では、環境の将来像を「誰もが安心して暮らせる自然豊かな環境未来都市」とし、「特別名勝松島」などの自然景観の保持と再生可能エネルギーを活用した地域エネルギーシステムの構築に取り組み、環境にやさしい都市の先進地としてまちづくりを推進しました。

また、本市は、平成 30 年（2018 年）６月に「SDGs 未来都市」に選定され、さらに、令和４年（2022 年）４月に「環境省第１回脱炭素先行地域」に選定されています。

令和７年度に実施した環境に関する市民アンケート調査結果では、関心のある環境問題としては、「気候変動による影響」が最も高く、次いで「生態系などの自然環境」、「地球規模の環境問題」の順になりました。身近な環境問題では、「ごみ問題」、「騒音や振動などの生活環境問題」などが関心を集めました。

令和８年（2026 年）４月に策定した「東松島市第３次総合計画」では、「住み続けられ持続・発展する東松島市」をまちづくりの将来像として掲げています。

このような状況を踏まえ、「東松島市第３次環境基本計画」の環境の将来像を以下とします。

＜環境の将来像＞

自然と共生し、脱炭素で輝く 海と緑のまち 東松島
～　持続可能な循環型社会を目指して　～

２　計画の体系

環境の将来像の実現に向けた５つの基本方針に基づく施策体系は、次のとおりです。

【将来像】	【基本方針】	【施　策】	【事務事業】
自然と共生し、脱炭素で輝く　海と緑のまち　東松島	１　豊かな自然を守り、生物多様性をはぐくみます	１-１　海岸、干潟、里山の保全と再生	農業振興地域整備計画管理事業
			ほ場整備促進事業
			治山林道整備事業
			農業関係団体支援事業
			農業後継者支援事業
			認定農業者育成事業
			担い手育成施設管理運営事業
			農業振興対策事業
			農業政策総務事務
			令和の果樹の花里づくり事業
			市有林管理事業
			松くい虫防除等事業
			林業振興事業
			環境衛生事業
			都市計画総務事務
			都市排水施設維持管理事業
			公園施設長寿命化対策事業
		１-２　生物多様性の保全と外来種対策	鳥獣被害対策事業
		１-３　自然環境を生かした地域づくりと景観形成	文化財保護事業
	２　安全で安心な生活環境を守ります	２-１　大気環境の保全	公害防止事業
		２-２　水環境の保全	合併処理浄化槽整備事業
		２-３　騒音、振動、悪臭、土壌汚染対策	環境保全型農業推進事業
			航空機騒音測定事業
			基地政策推進事業
	３　脱炭素先行地域として、地球環境を守ります	３-１　再生可能エネルギーの導入拡大	地域脱炭素化促進事業
		３-２　省エネルギーの推進と低炭素化	ＪＲ仙石線利便性向上事業
			多目的交通システム（デマンドバス）調整事業
			公用車維持管理事業
			本庁舎等管理事業
			鳴瀬庁舎維持管理事業
			庁舎等事務用機器･消耗品管理事務
		３-３　気候変動への適応策の推進	園芸振興対策支援事業
			漁業振興対策事業
			漁港海岸保全事業
			都市施設整備事業
			公園管理事業
			並木街路維持管理事業
		３-４　防災と連携したエネルギー自立の推進	スマート防災エコタウン運営事業
			防災対策推進事業
	４　資源を大切に、ごみゼロのまちをつくります	４-１　ごみの減量化と適正処理	リサイクルセンター維持管理事業
			一般廃棄物最終処分場維持管理事業
			一般廃棄物収集運搬事業
		４-２　資源のリサイクル推進	ごみ再資源化･減量化事業
		４-３　食品ロスとプラスチック削減の推進	食育活動推進事業
			健康づくり推進事業
	５　協働と学びで、環境のまちをつくります	５-１　環境教育と環境学習の充実	「探究と協同の学び」推進事業
			ＳＤＧｓ未来都市推進事業
			協働教育推進事業
			広報事業
		５-２　市民、事業者及び市の協働推進	協働のまちづくり推進事業
			社会教育推進事業
			生涯学習推進事業
			緑化推進事業
		５-３　グリーンビジネスと産学官民連携の推進	定住化促進事業
			空き家等利活用推進事業
			ふるさと納税推進事業

３　環境の将来像を実現するための基本方針

環境の将来像を実現するために設定した５つの基本方針を示します。
また、2030 年までに達成すべき最も重要な国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連性を示します。

「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」とは、

SDGs は、平成 27 年（2015 年）９月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標「Sustainable Development Goals」の略称です。国連加盟の 193 か国が令和 12 年（2030 年）までに達成する目標として掲げたもので、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットから構成されており、本市は平成 30 年（2018 年）６月 15 日に全国 29 自治体の一つとして、当時東日本大震災被災３県（岩手県、宮城県、福島県）で唯一、政府から「SDGs 未来都市」に選定されています。

ＳＤＧｓの 17 のゴール（目標）の内容は次のとおりです。



1　貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



2　飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



3　すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4　質の高い教育をみんなに
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5　ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児の能力を発揮できるようにする



6　安全な水とトイレを世界中に
すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する



7　エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



8　働きがいも経済成長も
すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用および働きがいのある人間らしい仕事を推進する



9　産業と技術革新の基盤をつくろう
強靭なインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



10　人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の不平等を是正する



11　住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする



12　つくる責任　つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保する



13　気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



14　海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15　陸の豊かさも守ろう
森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



16　平和と公正をすべての人に
公正、平和かつ包摂的な社会を推進する



17　パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて世界平和・環境問題など世界的問題の解決のための連携を活性化する





基本方針１：豊かな自然を守り、生物多様性を育てます

人々の暮らしに配慮しつつ、先人から引き継いだ風光明媚な自然や景観、生産の場でもある海や田んぼ、里山などには様々な動植物が生息しています。これらを次世代へ引継ぎ、その恩恵を将来に継承するまちを目指します。	
関連するSDGs	

基本方針２：安全で安心な生活環境を守ります

市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、それぞれの立場で、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭など環境への負荷を低減させ、安全で安心に暮らせる生活環境を守ります。	
関連するSDGs	

基本方針３：脱炭素先行地域として、地球環境を守ります

地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出抑制に関わる取組と併せて、気候変動の影響に適応できるまちづくりに取り組みます。 本市は、令和４年（2022年）に環境省から第１回脱炭素先行地域に選定され、また、令和６年（2024年）に「東松島市地球温暖化対策総合計画」を策定しており、「省エネルギーの推進」、「再生可能エネルギーの利用の拡大・拡充」、「持続可能な循環型社会の形成と脱炭素化まちづくりの実現」及び「脱炭素社会に向けた行動変容の促進」を基本方針に掲げ、温室効果ガスの発生抑制に努めています。	
関連するSDGs	

基本方針４：資源を大切に、ごみゼロのまちをつくります

「もったいない」の精神を市民、事業者及び市が共有し、「発生抑制（Reduce）」、「再使用（Reuse）」、「 再資源化（Recycle）」の 3R を徹底することで、ごみゼロ及び資源循環のまちを目指します。また、不法投棄防止について、普及啓発に努めます。	
関連する SDGs	

基本方針５：協働と学びで、環境のまちをつくります

本市が環境未来都市、SDGs 未来都市及び脱炭素先行地域として積み重ねてきた産学官民連携の実績を生かし、市民、事業者、学校及び市が一体となって環境行動を実践する「環境のまち東松島」を次世代へ引き継ぎます。	
関連する SDGs	

第４章　施策の展開

この章では、第３章「環境の将来像と計画体系」に基づき、各基本方針に関する施策の展開について示します。

１　「基本方針１　豊かな自然を守り、生物多様性をはぐくみます」

（１）施策 1-1　海岸、干潟、里山の保全と再生

施策の方向性
東日本大震災で甚大な被害を受けた海岸林、干潟、砂浜及び里山は、市民、企業及び市の協働により再生が進んでいます。しかし、外来種の定着、植生の単純化、気候変動による海水温上昇など、新たな課題も生じています。東日本大震災復興で培った自然再生の知見と産学官民連携の仕組みを生かし、多様な生態系の保全・再生を継続的に推進します。

市の施策
①海岸防災林の再生と維持管理 ・海岸林の植樹と保育管理を継続します。 ・企業や市民ボランティアとの協働植樹を推進します。 ・海岸林の多機能評価とモニタリングに努めます。
②干潟及び湿地の保全と再生 ・干潟及び湿地の環境モニタリングに努めます。 ・野鳥の生息地の保全に努めます。 ・干潟及び湿地の整備と管理に努めます。
③里山、農地及び森林の保全 ・里山の保全と活用を推進します。 ・森林の適正な管理を推進します。 ・農地の適正管理と耕作放棄地対策に取り組みます。 ・緑地や公園の保全と整備に努めます。
④ 河川環境の保全 ・鳴瀬川、吉田川及び定川の環境保全に努めます。 ・河川清掃とごみ拾い活動を支援します。 ・流域一体の環境が適正に管理されるよう促します。

（２）施策 1-2　生物多様性の保全と外来種対策

施策の方向性
本市の豊かな生物多様性を守るため、動植物の生息及び生育状況の把握と保護、外来種の侵入及び拡大防止を一体的に推進します。

市の施策
①生物多様性地域戦略の推進 ・生物多様性地域戦略の策定について検討し、ネイチャーポジティブ（自然再興）を目指します。 ・自然環境調査及び生物相モニタリングに努めます。
②動植物の保護及び生息環境の保全 ・希少種と絶滅危惧種の保護に努めます。 ・渡り鳥と野鳥の生息環境の保全に努めます。 ・生態系の保全に努めます。 ・鳥獣被害防止対策との両立に努めます。

③外来種対策の推進
- 特定外来生物の防除と駆除を推進します。
- 外来種の侵入防止と早期発見体制の整備に努めます。
- 「入れない、捨てない、拡げない」の普及啓発に努めます。

（3）施策 1-3　自然環境を生かした地域づくりと景観形成

施策の方向性

奥松島、嵯峨渓、松島湾などの特別名勝松島の景観と豊かな自然環境は、本市の最大の誇りです。自然環境の保全と地域づくり、観光及び景観形成を連携させ、「自然を守ることが地域の豊かさにつながる」好循環を創出します。

市の施策

①特別名勝松島・奥松島の景観保全
- 特別名勝松島の景観保全に努めます。
- 景観計画との連携を図ります。
- 眺望点、景観スポットの保全と整備に努めます。

②エコツーリズムと自然体験の推進
- エコツーリズムを推進します。
- 自然体験プログラムの充実に努めます。
- マリンスポーツ及びアウトドアの環境整備を推進します。

③グリーンインフラの推進
- グリーンインフラの計画的整備を推進します。
- 都市緑化及び街路樹の整備に努めます。

④自然環境保全と地域経済の好循環の創出
- 自然資本の価値の見える化に努めます。
- 農林水産業と自然保全の連携を図ります。
- 自然保全活動への企業参加を促進します。

（4）指標

指標名	指標の内容	現状値	目標値
自然環境に関する市民の満足度	自然環境が良好であると感じる市民の割合 （東松島市市民満足度調査）	39.4% （R7）	70.0% （R18）
緑化事業参加団体数	緑化事業参加団体数	40 団体 （R6）	45 団体※ （R12） 50 団体 （R18）
植林本数	市内における植林本数	4,050 本 （R6）	6,000 本※ （R12） 7,950 本 （R18）
都市公園面積	市民 1 人当たりの都市公園面積	12.0 ㎡/人 （R6）	10.0 ㎡以上/人※ （R12） 10.0 ㎡以上/人 （R18）

※　東松島市第３次総合計画前期基本計画の目標（まちづくり指標）

「ネイチャーポジティブ」とは、

ネイチャーポジティブとは、日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。今の地球は過去１千万年間の平均と比べて 10 倍～100 倍もの速度で生物が絶滅していくなど、いわゆるマイナスの状態にあります。この状況から、これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨です。令和４年（2022 年）12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）や、G7 2030 年自然協約などにおいてもその考え方が掲げられるなど、国際的な認知度も高まっているキーワードです。

国内では、令和５年（２０２３年）３月に閣議決定した「生物多様性国家戦略 2023―2030」において2030年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられています。2030年は、温室効果ガスの削減目標や SDGs、パリ協定など、様々なカテゴリーにおける目標年となっています。陸と海のそれぞれで 30%以上の面積で健全な生態系を保全する 30by30 目標を含め、2030 年までにネイチャーポジティブを達成するために、個人、団体問わず全員が取り組んでいかなければなりません。

「ネイチャーポジティブ宣言」とは、

2030 年までに生物多様性の損失を止め、回復起動に乗せる（自然再興）」という世界共通の目標に向けて、自らの具体的な活動を表明及び約束するものです。環境省などが主導する「2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）」のプラットフォームなどを通じて、企業や地方自治体、学校法人などが宣言をしています。



資料：環境省 HP「生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要」

２　「基本方針２　安全で安心な生活環境を守ります」

（１）施策 2-1　大気環境の保全

施策の方向性
大気は、市民が健康で安全かつ快適な暮らしを営むうえで欠かすことのできないものです。そのため、継続的な大気汚染物質の測定調査や公表などに取り組むとともに、市民や事業者への大気汚染物質の排出削減に関する啓発、指導等に取り組み、きれいで安全な大気の保全に努めます。

市の施策
①大気汚染の常時監視・調査 ・大気汚染常時監視結果を公表します。 ・宮城県との連携による監視体制の強化を図ります。 ・光化学オキシダント（Ox）及び微小粒子状物質（PM2.5）の濃度上昇時に対応します。
②自動車排気ガス対策 ・低公害車及び電気自動車（EV）の普及を促進します。 ・アイドリングストップを推進します。 ・物流及び運送事業者への協力を要請します。
③事業所及び農業由来の大気汚染対策 ・工場、事業所などへの指導を行います。 ・野焼きや廃棄物焼却の防止に努めます。
④市民への情報提供・普及啓発 ・大気環境情報を発信します。 ・健康被害防止の普及啓発に努めます。

（２）施策 2-２　水環境の保全

施策の方向性
本市は、太平洋に面し、一級河川「鳴瀬川」、「吉田川」、二級河川「定川」や「東名運河」、「北上運河」など、恵まれた水環境を有しています。安全かつ安心して生活できる水環境を次世代に継承していくため、水質調査、水質汚濁防止対策、市民意識の向上等を推進し、水環境の保全に取り組みます。

市の施策
①公共用水域の水質監視と調査 ・海域水質の定期調査を行い、結果を公表します。 ・河川水質の定期調査を行い、結果を公表します。 ・宮城県との連携による監視体制の強化を図ります。
②生活排水対策の推進 ・公共下水道の整備と接続を促進します。 ・合併処理浄化槽の設置を促進します。 ・浄化槽の適正な管理を推進します。 ・生活排水の水洗化率の向上を図ります。
③ 農業及び事業所由来の水質汚濁対策 ・農業排水対策を推進します。 ・工場や事業所への指導に努めます。 ・油流出事故への対応体制を整備します。

（3）施策 2-3　騒音、振動、悪臭、土壌汚染対策

施策の方向性

本市では、松島基地周辺の航空機騒音が市民生活に影響を与えており、継続的な監視と防衛当局への対応要請が重要課題です。

自動車騒音は、環境基準を達成しているものの、継続した調査や騒音に配慮した運転などを啓発するなどの自動車騒音対策に取り組みます。

また、悪臭や水質汚濁、油流出事故など、複数の発生源からの環境苦情が発生しています。発生源ごとの適切な対策と迅速な苦情対応体制を整備し、市民が安心して暮らせる生活環境を守ります。

市の施策

①航空機騒音対策の継続と強化
- 騒音測定体制を維持し、演習時等には監視を強化します。
- 騒音測定結果に基づき、環境基準超過や市民への影響が懸念される場合は、防衛当局に対して飛行訓練の制限又は改善を要請します。
- 宮城県と連携した騒音測定及び情報共有体制を維持し、広域的な騒音対策を推進します。
- 防音工事助成制度の活用を促進します。
- 騒音測定結果を公表します。

②自動車及び生活騒音と振動対策
- 自動車騒音の監視を継続します。
- 建設工事や解体工事の騒音及び振動対策に取り組みます。
- 深夜営業、カラオケ等の生活騒音対策に取り組みます。

③悪臭対策の推進
- 悪臭発生源への指導と啓発に努めます。
- 悪臭苦情に対し、迅速に対応します。

④土壌汚染対策
- 本市所有地等で土壌汚染が確認された場合は、速やかに対策を講じます。
- 農薬や化学物質の適正使用を推進します。
- 油流出事故への対応体制を整備します。

⑤環境苦情への迅速かつ適切な対応
- 環境苦情相談窓口の充実に努めます。
- 宮城県及び関係機関との連携強化に努めます。
- 環境苦情の実態を把握し、公表します。

（4）指標

指標名	指標の内容	現状値	目標値
二酸化窒素（NO_2）の環境基準達成度	二酸化窒素（NO_2）の環境基準達成度 （宮城県環境白書）	環境基準を達成 （R6）	現状維持 （R18）
海域の環境基準達成度	海域の環境基準達成度 （東松島公共用水域検査業務結果報告書）	環境基準を一部未達成（COD） （R7）	環境基準を全て達成 （R18）
河川の環境基準達成度	河川の環境基準達成度 （東松島公共用水域検査業務結果報告書）	環境基準を一部未達成（pH） （R7）	環境基準を全て達成 （R18）

生活排水水洗化率	下水道と合併処理浄化槽を合せた水洗化率 （下水道及び合併処理浄化槽処理人口/総人口）	89.4% （R６）	90.0%※ （R12） 90.0% （R１８）
航空機騒音の環境基準達成度	航空機騒音の環境基準達成度（松島飛行場周辺航空機騒音測定結果）	環境基準を全て達成 （R7）	現状維持 （R18）
自動車騒音の環境基準達成度	自動車騒音の環境基準達成度（東松島市自動車騒音面的評価結果）	環境基準を全て達成 （R7）	現状維持 （R18）

※　東松島市第３次総合計画前期基本計画の目標（まちづくり指標）

３　「基本方針３　脱炭素先行地域として、地球環境を守ります」

（１）施策３-１　再生可能エネルギーの導入拡大

施策の方向性
本市が脱炭素先行地域として積み重ねてきた再生可能エネルギー導入の実績を、野蒜地区から市全域へ面的に拡大します。また、太陽光発電を中心に、多様な再生可能エネルギー電源の普及と地産地消の仕組みを定着させます。

市の施策
①住宅、建物等への太陽光発電及び蓄電池の導入促進 ・補助制度の継続及び拡充に努めます。
②公共施設及び事業所への再生可能エネルギーの導入 ・市有施設の屋根、屋上等に太陽光発電を順次設置し、公共施設の電力を再生可能エネルギーで賄えるように努めます。 ・防災集団移転元地など遊休地を活用した太陽光発電を推進し、公共施設や事業所へ再生可能エネルギー電力の供給に努めます。
③地域新電力との連携 ・一般社団法人東松島みらいとし機構（HOPE）が運営する地域新電力を通じ、市内で発電した再生可能エネルギー電力を地域内で流通及び消費する仕組みづくりを推進します。 ・再生可能エネルギー電力の売電及び運用収益を地域課題の解決に充てる仕組みづくりを推進します。

（２）施策３-２　省エネルギーの推進と低炭素化

施策の方向性
市民、事業者及び市が一体となり省エネルギーを推進し、エネルギー消費量の削減と低炭素化を図ります。

市の施策
①市有施設及び公共施設の省エネルギー化 ・市有施設の照明を LED へ順次更新し、電力消費量を削減します。 ・空調、給湯、ボイラー等を省エネルギー性能の高い設備へ計画的に更新します。 ・適切な温度設定、運転スケジュールの最適化等により、エネルギー使用量を削減します。
②公用車の次世代自動車化 ・公用車を電気自動車（EV）又はプラグインハイブリッド車（PHV）へ計画的に切り替え、燃料消費と排出量を削減します。 ・市有施設及び公共駐車場へ EV 充電スタンドの設置を推進し、市民及び事業者の電気自動車（EV）の普及を後押しします。 ・電動自転車、電動バイク等の電動モビリティの活用を促進し、移動に伴う二酸化炭素（CO_2）の排出を削減します。
③市民及び事業者の省エネルギー行動の促進 ・高効率給湯器等の省エネルギー機器導入に対する補助制度を継続します。 ・市の物品及びサービス調達時にグリーン購入を徹底し、環境負荷の低い製品及びサービスの選択を促進します。
④職員の省エネ行動の徹底 ・こまめな消灯、適切な空調設定、節電意識の向上など、職員の日常業務における省エネルギー行動を組織的に推進します。 ・各施設のエネルギー使用量を定期的に公表し、削減目標の達成状況を見える化します。

（3）施策3-3　気候変動への適応策の推進

施策の方向性
気候変動による気温上昇、集中豪雨、海面上昇、海水温上昇などの影響に対し、本市の自然、生活及び産業を守るための適応策を推進します。温暖化の「緩和策（排出削減）」と「適応策（影響への対応）」を両輪で進めます。

市の施策
①農業・漁業分野の適応 ・海水温上昇に対応した養殖技術、品種の導入を支援し、水産業の持続可能性の確保に努めます。 ・高温障害に強い品種の導入及び栽培管理技術の改善を支援し、農業生産の安定化に努めます。
②熱中症及び健康被害対策 ・高齢者、子ども等の熱中症リスクが高い市民に対し、クーリングシェルターの整備、情報提供及び見守り体制を強化します。 ・市街地の緑化、街路樹の整備等により、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。
③浸水、高潮及び海面上昇への対応 ・東日本大震災後に整備された海岸保全施設及び防潮堤の適切な維持管理を行い、高潮、津波及び浸水リスクに備えます。 ・海岸林、干潟、砂浜などの自然の力を活用したグリーンインフラを保全及び再生し、気候変動への適応力を高めます。 ・浸水及び高潮リスクを反映したハザードマップについて、市民への周知を図ります。
④気候変動適応に関する情報発信及び普及啓発 ・市民及び事業者への気候変動の影響と適応策に関する情報提供に努めます。 ・気候変動適応の視点を環境教育に組み込み、次世代への意識醸成を図ります。

（4）施策3-4　防災と連携したエネルギー自立の推進

施策の方向性
東日本大震災の経験と「スマート防災エコタウン」で培った分散型エネルギーシステムの知見を生かし、「平時は脱炭素、有事は電力自立」 を両立するエネルギー強靭化を市全域に広げます。

市の施策
①電力供給網の構築・拡大 ・自営線で住宅、病院及び公共施設をつなぐ既存マイクログリッドを適切に維持管理します。 ・再生可能エネルギー由来の電力について、一般社団法人東松島みらいとし機構と連携し、市内全域に融通できる電力供給網を構築します。
②避難所のエネルギー自立化 ・指定避難所に太陽光発電及び蓄電池を整備し、停電時でも最低限の電力を確保できる体制の構築に努めます。 ・避難所の非常用発電機を計画的に更新し、燃料備蓄及び定期点検を徹底します。
③電気自動車（EV）を活用した防災力強化 ・電気自動車（EV）を「走る蓄電池」として活用し、停電時に住宅や避難所へ電力を供給できる対応機器の普及を促進します。 ・公用電気自動車（EV）を災害時の電源車として活用できる体制を整備します。

（5）指標

指標名	指標の内容	現状値	目標値
再生可能エネルギー設備の設置導入量	市内における再生可能エネルギー設備の設置導入量	71,658kW （R５）	80,000kW※1 （R12） 100,000kW （R18）
温室効果ガス排出量	市域の温室効果ガス排出量	218 千ｔ-CO_2 （R５）	120.2 千ｔ-CO_2 （H25 比 50%削減 ※2） （R12） 86.5 千ｔ-CO_2 （H25 比 64%削減） （R18） 6.2 千ｔ-CO_2 （H25 比 98%削減 ※2） （R32）

※1　東松島市第３次総合計画前期基本計画の目標（まちづくり指標）
※2　平成２５年度温室効果ガス排出量：240.3 千ｔ-CO_2
資料：環境省 HP「自治体排出量カルテ（東松島市）」、東松島市地球温暖化対策総合計画

４　「基本方針４　資源を大切に、ごみゼロのまちをつくります」

（１）施策 4-1　ごみの減量化と適正処理

施策の方向性

本市の令和７年度のごみ総排出量は 11,536t、１日１人当たりごみ排出量は 843g であり、東松島市第２次環境基本計画の目標値である１日１人当たりごみ排出量 845g を達成しています。今後も家庭系及び事業系ごみの双方から発生量を抑制し、ごみの適正処理体制を維持及び強化します。

市の施策

①家庭系ごみの減量化

- ごみの分別ルールを市民へ継続的に周知し、分別精度の向上によるごみ減量と資源化率向上を図ります。
- 生ごみの水切りを徹底し、可燃ごみの減量を図ります。
- 買い物時のマイバッグ持参とマイボトルの活用を促進します。
- レジ袋や使い捨て容器の削減を図ります。
- 購入時に過剰包装を断る行動を促進し、包装材ごみの発生抑制を図ります。

②事業系ごみの減量化

- 多量排出事業者への個別指導や減量計画の策定の支援を行い、事業系ごみの削減を促進します。
- 飲食店や食品事業者から排出される生ごみの堆肥化や飼料化など、資源化の取組を支援します。
- 事業系ごみの分別及び排出ルールの周知徹底を図り、家庭ごみへの混入防止と適正処理を推進します。

③ごみ処理施設の適切な維持管理

- 石巻地区広域行政事務組合との連携を強化し、可燃ごみの安定的かつ効率的な処理体制を維持します。
- 資源ごみの選別及び資源化を担う矢本リサイクルセンターの適切な維持管理と機能強化を図ります。
- 最終処分量の削減により、最終処分場の延命化を図ります。

④不法投棄の防止と適正処理の徹底

- 石巻地区広域行政事務組合、宮城県及び宮城県警察と連携した不法投棄パトロールを継続及び強化し、監視体制を充実させます。
- 不法投棄多発箇所への警告看板の設置により、抑止力を高めます。

（２）施策 4-２　資源のリサイクル推進

施策の方向性

本市の令和７年度のリサイクル率は 18.7%であり、東松島市第２次環境基本計画の目標値である 24.0%を下回っています。プラスチック製品の資源一括回収など、既存の取組を強化するとともに、新たな資源化ルートの開拓により、リサイクル率の向上を図ります。

また、循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向けて、ごみを減らして資源が循環するまちづくりを図ります。

市の施策

①資源ごみの分別及び回収体制の充実

- 定期的に実施しているプラスチック製品の資源一括回収を継続し、回収量及び回収品目の拡大を図ります。
- ステーション方式による資源ごみ集積所の清潔かつ適正な管理を推進し、分別の徹底と資源化率の向上を図ります。
- 紙類、衣類及び布類の資源回収を促進し、可燃ごみへの混入を防止するとともに、資

源化量を増加させます。

②集団資源回収の支援及び強化
- 地区自治会、PTA 等が実施する集団資源回収活動に対する奨励金制度を継続するとともに、地域ぐるみのリサイクルを促進します。
- 高齢化及び人口減少による担い手不足に対応するため、回収方法の見直しや企業、団体等との連携を図ります。

③生ごみ及び有機物の資源化
- 家庭用コンポスト、電動生ごみ処理機等の購入補助制度の新設を検討します。
- 生ごみ堆肥を市内農業で活用する事業者を支援します。

④リユース、フリーマーケット及びシェアリングの促進
- フリマアプリ、リサイクルショップ、フリーマーケット等の活用を促進し、まだ使えるものを捨てない文化を醸成します。
- 市内のイベントや祭りでの使い捨て容器の削減を促進し、リユース食器の利用を推奨します。
- 物の共有及び貸し借りを促進するシェアリングエコノミーの活用を支援し、資源消費量の削減を図ります。

（3）施策 4-3　食品ロスとプラスチック削減の推進

施策の方向性

食品ロスの削減は「食品ロスの削減の推進に関する法律」、プラスチック汚染への対応は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）に基づく取組であり、重要課題です。本市では、市民、事業者及び市が一体となり、取組を推進します。

市の施策

①食品ロス削減の推進
- 食品ロスの現状及び問題点をわかりやすく市民及び事業者に周知し、「もったいない」意識の醸成を図ります。
- 買い過ぎや作り過ぎの抑制、食材の使い切り、冷蔵庫の適切な管理など、家庭での食品ロス削減行動を促進します。
- 外食時の適量注文、食べきりキャンペーン、盛り付け量の工夫など、飲食店及び食品事業者と連携した食品ロス削減を推進します。
- 宴会や会食時の食べ残し削減を促す「30・10 運動」等を普及させます。

②プラスチック削減及び資源循環の推進
- マイバッグ、マイボトル、マイ容器等の利用促進により、使い捨てプラスチックの発生抑制に努めます。
- プラスチック製品の資源一括回収を継続し、プラスチックの適正な資源化及びリサイクルを推進します。
- 海岸や河川へのプラスチックごみの流出防止のため、海岸清掃及び河川清掃活動を支援するとともに、ポイ捨て防止の啓発を強化します。
- プラスチック資源循環促進法に基づく事業者の取組を支援し、代替素材やリユース容器の導入を促進します。

③地域循環モデルの構築
- フードドライブで回収した食品を子ども食堂、高齢者支援等に活用し、食品ロス削減と地域福祉を連携させた地域循環モデルの構築を支援します。
- 農業残さや食品廃棄物を堆肥、バイオガス等に資源化し、農業及びエネルギー分野と連携した循環モデルの構築を支援します。
- 食品ロス及びプラスチック問題を学校や地域の環境教育プログラムに組み込み、次世代への意識醸成を図ります。

（4）指標

指標名	指標の内容	現状値	目標値
１人１日当たりのごみ排出量	市民１人が１日に排出するごみ量	843ｇ/人・日（R7）	784ｇ/人・日（R18）
市内から出るごみのリサイクル率	ごみの再資源化と資源循環の進捗状況	18.7%（R7）	22.0%（R18）

５　「基本方針５　協働と学びで、環境のまちをつくります」

（１）施策 5-1　環境教育と環境学習の充実

施策の方向性

子どもから大人まで、あらゆる世代が環境問題を「自分ごと」として捉え、日常生活や地域活動の中で実践できる力を育てます。本市が培ってきた体験型及び参加型の環境教育を更に発展させ、脱炭素、自然環境及び循環型社会を学ぶ次世代人材を育成します。

市の施策

①学校における環境教育の充実

- 市内小学４年生を対象に実施している SDGs 出前授業を全学年及び全校に拡充し、学年に応じた体系的な環境教育プログラムの構築を目指します。
- 太陽光発電設備を活用した現地見学や体験学習を実施し、エネルギーの地産地消を実感できる学習機会の提供に努めます。
- 子どもたちが身近な自然や環境への気づきを表現する環境絵日記コンクールを実施し、環境への関心や感受性を育みます。
- 奥松島、嵯峨渓、干潟などの豊かな自然を活用した野外体験学習や生き物観察会を実施し、自然への愛着と環境保全意識の醸成に努めます。
- 教員が環境教育を効果的に実践できるよう、研修、教材提供及び外部専門家との連携を支援します。

②市民及び成人向け環境学習の充実

- 気候変動、脱炭素、生物多様性、循環型社会など、時宜に応じたテーマで市民向けシンポジウムや講演会を開催し、環境意識の向上を図ります。
- SDGs カードゲーム、ワークショップ等の参加型学習を市民センター等で実施し、SDGs と環境問題を身近に学ぶ機会を提供します。
- 毎年度発行する環境白書を公表し、市民へ本市の環境の現状と取組を共有します。
- 市報、ホームページ等を活用し、環境に関する最新情報、取組事例、行動のヒント等をわかりやすく発信します。

③大学・研究機関との連携による環境教育の高度化

- 東北大学大学院環境科学研究科等との連携により、最新の環境及び SDGs 研究の知見を市内の環境教育、市民学習等に活用します。
- 大学生や研究者が市内学校や地域に出向き、専門的な視点から環境問題を学ぶ機会を提供します。
- 産学官民連携による本市独自の環境教育モデルを構築し、全国へ発信することで先進事例としての地位を確立することを目指します。

（２）施策 5-2　市民、事業者及び市の協働推進

施策の方向性

本市の強みである一般社団法人東松島みらいとし機構（HOPE）を中核とした産学官民連携の仕組みを環境分野で更に生かし、市民、事業者、市及び各種団体が対等なパートナーとして環境活動に参画する協働の文化を根付かせます。

市の施策

①市民の環境活動への参加促進

- 野蒜海岸等での清掃活動を継続支援し、市民が身近な自然環境の保全に参加できる機会を充実します。
- 海岸林の再生、市街地の緑化、学校、公園などへの植樹活動等を推進し、市民が緑を育てる活動に参加できる機会を提供します。
- 自然保護、ごみの減量化、再生可能エネルギーの普及など、環境分野で活動する市民団体、NPO、ボランティア団体等への活動支援を充実します。

②事業者との協働と連携強化
- 脱炭素、省エネルギー、資源循環、SDGs 経営等をテーマにした事業者向けセミナーや研修を開催し、事業者の環境への取組を支援します。
- 積極的に環境に取り組む事業者を認定又は表彰する制度の新設を検討します。
- 市の調達におけるグリーン購入を徹底するとともに、市内事業者、市民等への環境配慮製品の普及を促進します。
- 商工会、農業協同組合、漁業協同組合等と連携し、各産業分野における環境配慮の取組を推進します。

③協働の仕組みとプラットフォームの整備
- 産学官民連携の中核を担う一般社団法人東松島みらいとし機構（HOPE）と連携し、環境分野における市民、事業者、大学及び行政の協働事業を推進します。
- 市内で活動する環境団体、事業者、学校等の情報共有と連携を促進するネットワークの構築を目指します。

（3）施策 5-3　グリーンビジネスと産学官民連携の推進

施策の方向性

本市が環境未来都市、SDGs 未来都市及び脱炭素先行地域として培ってきた先進的な環境技術やノウハウを地域経済の活性化、雇用創出及び移住定住促進につなげます。また、「環境対策をコストではなく、産業及び雇用の基盤に変える」東松島モデルを確立し、全国へ発信します。

市の施策

①グリーンビジネスの創出及び育成支援
- 再生可能エネルギー、省エネルギー、資源循環、環境技術等の分野での創業又は起業を支援する補助制度、相談窓口等の整備を検討します。
- 防災集団移転元地等を活用し、環境やエネルギー関連企業の誘致及び集積を図ります。
- 地域課題を環境配慮型のビジネスモデルで解決するビジネスの創出を支援します。
- 市内の再生可能エネルギー、森林、藻場、干潟等による二酸化炭素（CO_2）吸収量をカーボンクレジットやＪブルークレジットとして認証及び活用し、環境価値の創出を検討します。

②環境関連企業の誘致及び集積
- 本市の脱炭素先行地域及びスマート防災エコタウンとしての実績を生かし、再生可能エネルギー、蓄電池、電気自動車（EV）、スマートグリッド等の関連企業の誘致を積極的に推進します。
- 本市を環境やエネルギー技術の実証フィールドとして提供し、大学、研究機関、民間企業との共同研究や実証実験の誘致に努めます。
- 企業版ふるさと納税を活用し、環境分野の取組への民間資金の呼び込みを図ります。

③産学官民連携プラットフォームの強化
- 一般社団法人東松島みらいとし機構（HOPE）、東北大学、石巻専修大学等との連携を深め、環境、エネルギー及び防災分野での共同研究、人材育成及び事業化を推進します。
- 市内外の企業、大学、行政及び市民が集う産学官民連携イベントを開催し、新たなビジネスや連携の創出に努めます。
- 脱炭素、防災及び地域循環の先進モデルとしての本市の取組を国内外へ積極的に発信し、視察や研修の受け入れを通じた交流人口の拡大と関連産業の集積を図ります。

④環境と観光・移住定住の連携
- 奥松島、嵯峨渓、干潟、里山などの豊かな自然環境を生かしたエコツーリズムを推進し、自然保全と地域経済の両立を図ります。
- 本市の魅力を発信し、環境を重視する移住者の呼び込みを図ります。

・環境活動、ビーチクリーン作戦、植樹、農業体験等を通じた関係人口の創出及び拡大を図り、地域への愛着と継続的な関わりを促進します。

（4）指標

指標名	指標の内容	現状値	目標値
SDGs の学びへの参加者数	SDGs 出前授業、シンポジウム等イベントへの参加者数	1,200 人 （R６）	1,500 人※ （R12） 1,800 人 （R18）

※　東松島市第３次総合計画前期基本計画の目標（まちづくり指標）

第５章　環境配慮指針

この環境配慮指針は、東松島市環境基本条例に基づき、市民及び事業者が日常生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を実践するための指針です。本計画の環境の将来像である「自然と共生し、脱炭素で輝く 海と緑のまち 東松島」の実現に向け、それぞれの立場で積極的に取り組むための具体的な行動例を示します。

１　市民の環境配慮指針

市民一人ひとりが「自分ごと」として環境問題を捉え、日常生活の中でできることから実践しましょう。東松島市の豊かな自然、海及び里山を次世代へ引き継ぐのは、私たち市民の責任です。

（１）【分野１】自然環境との共生

No	行動指針	具体的な行動例
1-1	身近な自然を大切にする。	野山、海岸及び河川の動植物を傷つけず、自然観察、野鳥観察等を通じて自然への理解を深める。
1-2	外来種を持ち込まない。	ペットや植物を野外に放流及び放棄しない。 「入れない、捨てない、拡げない」を実践する。
1-3	自然保全活動に参加する。	ビーチクリーン作戦、植樹、河川清掃、里山保全など、地域の自然保全活動に積極的に参加する。
1-4	景観を守る。	ポイ捨てや不法投棄をしない。 奥松島、嵯峨渓などの地域の美しい景観を大切にする。

（２）【分野２】生活環境の保全

No	行動指針	具体的な行動例
2-1	大気を汚さない。	廃棄物の野焼きをしない。 アイドリングストップを実践する。
2-2	水を汚さない。	台所、洗面所及び風呂からの生活排水に気をつける。 油や洗剤の過剰使用を控える。
2-3	下水道や浄化槽を適切に使う。	公共下水道への早期接続に努める。 浄化槽の定期的な保守点検及び清掃を実施する。
2-4	騒音・悪臭を出さない。	深夜の騒音や生活臭の発生に配慮し、近隣への影響を最小限に抑える。
2-5	化学物質を適切に管理する。	農薬、殺虫剤等の化学物質は、用法及び用量を守り、適切に保管及び廃棄する。

（３）【分野３】脱炭素・省エネルギー

No	行動指針	具体的な行動例
3-1	省エネルギーを実践する。	こまめな消灯、適切な冷暖房設定及び待機電力の削減を実践する。
3-2	再生可能エネルギーを選ぶ。	住宅への太陽光発電や蓄電池の導入を検討する。 再生可能エネルギー電力メニューを選択する。

3-3	低炭素な移動手段を選ぶ。	徒歩、自転車、公共交通機関等の利用を優先する。 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）等への乗り換えを検討する。
3-4	省エネルギー機器及び設備を選ぶ。	家電、給湯器等の買い替え時には省エネルギー性能の高い製品を選ぶ。
3-5	地域の脱炭素活動に参加する。	脱炭素先行地域の取組を理解し、地域新電力である一般社団法人東松島みらいとし機構（HOPE）への参加及び協力を検討する。

（4）【分野４】循環型社会の形成

No	行動指針	具体的な行動例
4-1	ごみを減らす。 （Reduce）	買いすぎや作りすぎをしない。 必要なものだけを購入し、ごみの発生を抑制する。
4-2	繰り返し使う。 （Reuse）	まだ使えるものは捨てずに、フリマアプリ、リサイクルショップ、フリーマーケット等で再利用する。
4-3	資源として再生する。 （Recycle）	３分別（可燃ごみ、プラスチックごみ、資源ごみ）、１８種類（可燃ごみ１種類、プラスチックごみ１種類、資源ごみ１６種類）のルールを守り、ごみを正しく分別及び排出する。
4-4	食品ロスをなくす。	食材の使い切り、適量調理及び外食時の食べきりを実践する。 フードドライブに積極的に参加する。
4-5	プラスチックを減らす。	マイバッグ、マイボトル及びマイ容器を持参し、使い捨てプラスチックの使用を削減する。

（5）【分野５】環境学習・協働

No	行動指針	具体的な行動例
5-1	環境について学ぶ。	東松島市環境白書、市ホームページ、環境シンポジウム等を通じて、東松島市の環境の現状を知る。
5-2	子どもに環境を伝える。	家庭での省エネルギー、ごみ分別、自然体験などを通じて、子どもに環境への関心と行動力を育てる。
5-3	地域の環境活動に参加する。	地区自治会、NPO、学校等が主催する環境活動に積極的に参加し、地域の環境保全を支える。
5-4	環境情報を発信及び共有する。	SNS、口コミ等を通じて環境配慮行動の実践例を発信し、周囲への波及効果を生み出す。

２　事業者の環境配慮指針

事業者は、事業活動が環境に与える影響を認識し、公害防止、環境負荷低減及び地域環境保全に自ら積極的に取り組むとともに、市の環境施策に協力してください。環境対策をコストではなく、企業価値及び競争力の向上につながる投資として捉え、グリーンビジネスへの転換を推進してください。

（1）【分野１】自然環境との共生

No	行動指針	具体的な行動例
1-1	事業活動による自然環境への影響を最小化する。	開発、建設又は操業に際し、周辺の自然環境、生態系、景観への影響を事前に把握し、回避及び低減措置を講じる。
1-2	緑化や自然保全活動に参加する。	事業所の緑化や植樹、海岸清掃、河川清掃等の地域の自然保全活動に積極的に参加する。
1-3	外来種の持ち込みを防止する。	資材、土砂、植物等の搬入に際し、外来種の侵入及び拡散が生じないよう適切に管理する。

（2）【分野２】公害防止・生活環境の保全

No	行動指針	具体的な行動例
2-1	大気汚染を防止する。	排煙及び排ガスの適正管理を徹底し、大気汚染防止法及び宮城県条例の基準を遵守する。
2-2	水質汚濁を防止する。	排水の適正処理及び管理を徹底し、水質汚濁防止法の基準を遵守する。 油流出事故の防止と迅速な対応体制を整備する。
2-3	騒音、振動及び悪臭を防止する。	機械及び設備の適正管理、防音対策並びに臭気対策を徹底し、周辺住民への影響を最小限に抑える。
2-4	土壌汚染を防止する。	化学物質及び有害物質の適正管理、保管及び廃棄を徹底し、土壌汚染の発生を防止する。
2-5	廃棄物を適正に処理する。	産業廃棄物及び一般廃棄物の分別、保管及び処理を法令に基づき適正に行い、不法投棄を絶対にしない。

（3）【分野３】脱炭素・省エネルギー

No	行動指針	具体的な行動例
3-1	省エネルギーを推進する。	設備の高効率化、LED 化、適切な温度管理、運転スケジュールの最適化等により、エネルギー消費量を削減する。
3-2	再生可能エネルギーを導入する。	太陽光発電及び蓄電池の導入並びに再生可能エネルギー電力メニューへの切り替えを積極的に推進する。
3-3	脱炭素経営を推進する。	温室効果ガス排出量を把握及び管理し、削減目標を設定及び公表する。
3-4	低炭素な輸送及び移動を推進する。	業務用車両の電気自動車（EV）又はプラグインハイブリッド車（PHV）化、エコドライブの実践、物流の効率化等により、輸送に伴う二酸化炭素（CO_2）の排出を削減する。

3-5	脱炭素先行地域の取組に参加する。	東松島市の脱炭素先行地域計画や地域新電力の取組に積極的に参加及び協力する。

（4）【分野４】循環型社会の形成

No	行動指針	具体的な行動例
4-1	廃棄物の発生を抑制する。	原材料及び資材の効率的な使用及び歩留まりの向上により、廃棄物の発生量を最小化する。
4-2	資源の再利用及び再資源化を推進する。	廃棄物の再利用及びリサイクルを積極的に推進し、最終処分量を削減する。
4-3	食品ロスを削減する。	食品事業者は、製造、流通及び販売の各段階での食品ロスを削減し、余剰食品のフードバンクやフードドライブへの提供を推進する。
4-4	プラスチック使用を削減する。	包装材及び容器のプラスチック削減又は代替素材への転換を推進し、プラスチック資源循環促進法に基づく取組を実践する。
4-5	グリーン購入を推進する。	環境配慮型製品及びサービスの優先調達を推進し、サプライチェーン全体の環境負荷低減を図る。

（5）【分野５】環境経営・協働

No	行動指針	具体的な行動例
5-1	環境マネジメントシステムを導入する。	ISO14001、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムを導入し、環境経営を体系的に推進する。
5-2	環境情報を積極的に開示する。	環境報告書、CSR（企業の社会的責任）レポート等を通じて、自社の環境への取組を積極的に開示及び発信する。
5-3	従業員の環境意識を高める。	環境教育及び研修を定期的に実施し、従業員一人ひとりの環境意識と行動力を育てる。
5-4	地域の環境活動を支援する。	市民、NPO、学校等が実施する環境活動への資金、人材、場所の提供等による支援を行う。
5-5	グリーンビジネスへの転換を図る。	環境及び脱炭素分野での新製品や新サービスの開発及び提供を通じて、グリーンビジネスへの転換を積極的に推進する。

第６章　計画の推進

１　市民、事業者及び市の協働による計画の推進

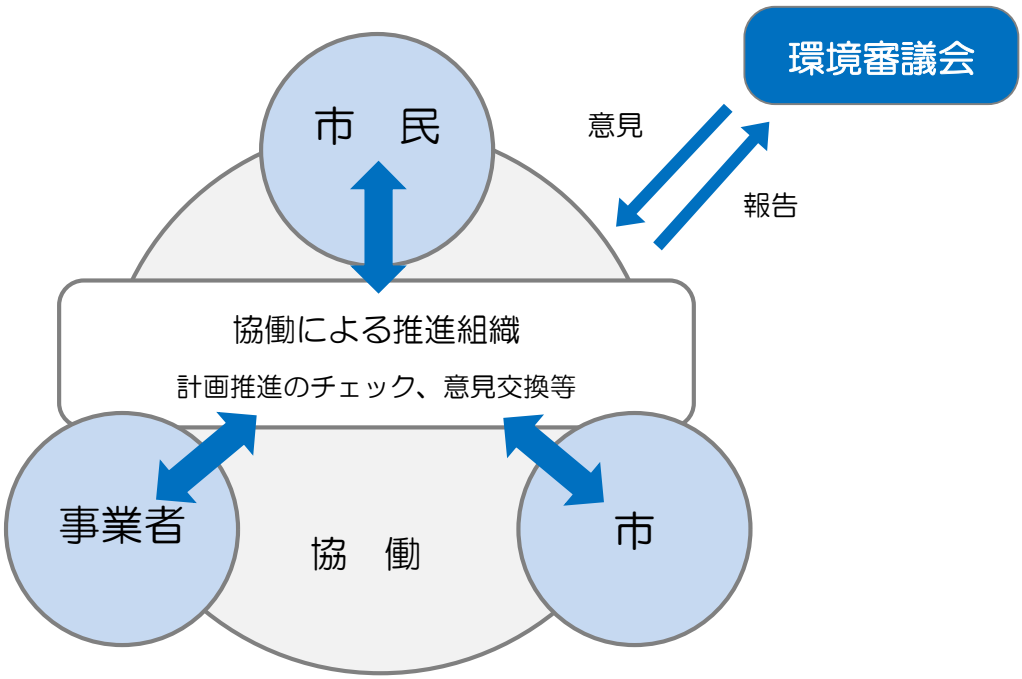
今日の環境問題は、日常生活や事業活動による環境への負荷によるものであり、豊かな自然や地球環境を総合的かつ長期的に保全するためには、市民一人ひとりの十分な理解と自主的な行動が不可欠です。

市民及び事業者は、エネルギー消費量や廃棄物の排出量の抑制に努め、環境への負荷低減と良好な環境の保全及び創造に向けた取組を積極的に推進しなければなりません。

市は、市民及び事業者の意見を踏まえ、本計画に掲げた施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、国、県及び近隣の市町との連携を深める必要もあります。

そのため、本計画の推進にあたっては、市民、事業者及び市の協働による強固な推進体制を確立します。

【計画の推進組織】



２　計画の進行管理と見直し

（１）計画の進行管理

計画の進行管理は、計画（Plan）、実施・実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）の「PDCA サイクル」を基本とし、社会の状況の変化や施策の進捗状況に応じて見直しを行います。

（２）情報開示

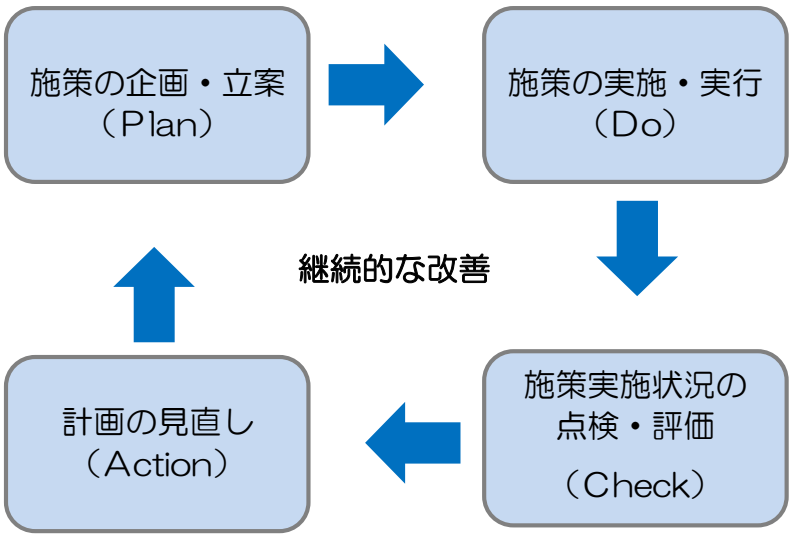
本市の環境に関する状況については、毎年度、環境白書を発行し、環境に関する調査結果や施策進捗状況を公表します。

（３）国、県及び近隣市町との連携

環境に関する課題を解決するためには、国、県及び近隣の市町との連携が重要です。

本計画を効果的かつ効率的に推進するため、今後も関係機関との積極的な連携に努めます。

【ＰＤＣＡサイクル】



資料編

１　関係条例、規則

（１）東松島市環境基本条例

平成１８年３月２０日
条例第２号

（前文）

私たちのまち東松島市は、豊かな自然の恵みの中で発展を続けてきた。

しかしながら、近年の飛躍的な経済活動の拡大や私たちの生活様式の変化などに伴い、本市においても従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型、生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化してきている。

私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有すると同時に、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に引き継いでいく使命を有している。

このような認識のもと、私たちは市民、事業者及び行政の全ての者の協働によって、この住み続けられ、持続発展する東松島市が、人と自然が健全に共生し、かつ、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、市民及び事業者の果たすべき役割と責任を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が健康で安全な生活を営むことができ、人と自然が共に生き続けることができる良好な環境を創造し、将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

（１）環境の保全　自然環境（生物多様性（生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第2条第1項に規定する生物の多様性のことをいう。）を含む。）、生活環境等を良好な状態で残しておくことをいう。

（２）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（３）　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（４）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が、それぞれの役割分担の下にあらゆる事業活動や日常生活において、地球環境保全の視点から自主的かつ積極的に進めなければならない。

２　環境の保全及び創造は、私たちが、地球に生きる地球人として、自然の生態系への負荷の低減を図り、人と自然が共に生きていくことを目的として行わなければならない。

３　環境の保全及び創造は、地球の資源は限りあるものとの考えに立ち、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築することを目的として行わなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に従い、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を推進しなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念に従い、その日常生活において、資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、市民は、基本理念に従い、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念に従い、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境の保全のために、必要な対策を講じなければならない。

２　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に従い、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他環境保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

（環境への配慮）

第７条　市は、市が行う施策の基本に環境への配慮を置き、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その影響が低減されるよう配慮しなければならない。

（環境基本計画）

第８条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、東松島市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　環境の保全及び創造に関する長期的な目標

（２）　環境の保全及び創造に関する総合的な施策の方針

（３）　環境の保全及び創造に関する計画的な推進に必要な事項

（４）　前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する必要な事項

３　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な方法をとるとともに、東松島市付属機関設置条例（令和2年東松島市条例第21号）に規定する東松島市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告書）

第９条　市長は、毎年度、環境の状況、市が実施した環境の保全及び創造に関する施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（地域の良好な環境の保全）

第１０条　市は、多くの生物の生存の確保に配慮するとともに、良好な生活環境を保全するため、海や河川等の水環境の保全及び森林、緑地等の保全に関し、必要な施策を実施するものとする。

（事業実施時における環境への配慮）

第１１条　市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行おうとする事業者が、あらかじめ環境の保全について適正に配慮するための必要な施策を実施するものとする。

（規制及び支援）

第１２条　市は、環境の保全上の支障を防止するため、その原因となる行為に関し、必要な規制を行うものとする。

２　市は、市民及び事業者が自らの行為による環境への負荷を低減するための適切な対策について支援を行うための施策を実施するものとする。

（公共的施設の整備等）

第１３条　市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全を図るための公共的施設の整備に関する事業を推進するため、必要な施策を実施するものとする。

２　市は、公園その他の公共的施設の整備などの良好な環境の創造のための事業を推進するため、必要な施策を実施するものとする。

（廃棄物の適正処理及び減量の促進等）
第１４条　市は、廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の適正処理が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。
２　市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。
３　市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用を推進するものとする。
（環境への負荷の低い製品等の利用の促進）
第１５条　市は、再生資源その他の環境への負荷の低い製品等の利用の促進を図るため、必要な施策を実施するものとする。
（自然学習及び環境教育の推進）
第１６条　市は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全及び創造に関し、自然学習及び環境教育の推進並びに広報活動の充実を図ることにより、市民及び事業者がその理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な施策を実施するものとする。
（市民等の自発的な活動の促進）
第１７条　市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、廃棄物減量活動、再生資源の回収活動その他の環境保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。
（情報の収集及び提供）
第１８条　市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を収集し、これを適切に提供しなければならない。
（監視体制の整備等）
第１９条　市は、環境の状況を的確に把握するための必要な監視、測定等の体制を整備するとともに、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な環境の状況を把握するものとする。
（地球環境保全の推進）
第２０条　市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関する施策を推進するものとする。
２　市は、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。
（総合的な調整等のための体制の整備）
第２１条　市は、市が行う環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。
（国及び他の地方公共団体との協力）
第２２条　市は、環境の保全及び創造に関し、広域的な取り組みが必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。
（委任）
第２３条　この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、令和9年〇月〇〇日から施行する。

（2）東松島市附属機関設置条例（一部抜粋）

令和２年３月１２日
条例第２１号

（趣旨）
第１条　この条例は、法律又はこれに基づく政令（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。
（設置）
第２条　市は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定による附属機関（以下「附属機関」という。）を置き、その名称、担任する事務、人数及び任期は、別表のとおりとする。
（委員の委嘱等）
第３条　附属機関の委員その他の構成員（第６条を除き、以下単に「委員」という。）は、執行機関の長が適当と認める者のうちから、市長（教育委員会に設置する附属機関にあっては、教育委員会。農業委員会に設置する附属機関にあっては、農業委員会会長。以下次条第２項において同じ。）が委嘱又は任命する。
２　委員は、再任されることができる。
３　委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。
（特別委員等）
第４条　附属機関に、特別の事項を調査し、若しくは審議する必要があるとき又は臨時に委員を置く必要があるときは、前条に定める委員のほか、特別委員又は専門委員（以下「特別委員等」という。）を置くことができる。
２　特別委員等は、学識経験のある者その他の執行機関の長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
３　特別委員等は、その調査又は審議が終了したときに解職され、又は解任されるものとする。
（部会）
第５条　附属機関の長は、当該附属機関の会議における特別の事項を調査し、又は審議する必要があると認めるときは、当該附属機関に部会その他のこれに類する合議制の組織（以下単に「部会」という。）を置くことができる。
２　附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。
（秘密保持義務）
第６条　委員（前条の部会の委員及び法令等の定めにより置かれる附属機関の委員、特別委員その他委員を含む。）は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
（委任）
第７条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。
（東松島市特別職報酬等審議会条例等の廃止）
２　次に掲げる条例は、廃止する。
（6）　東松島市環境審議会条例（平成１７年東松島市条例第２４号）
（経過措置）
３　この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の前項各号に掲げる条例の規定により設置された附属機関の委員である者は、この条例の規定により設置された附属機関の委員となり、同一性をもって存続するものとし、当該廃止前の前項各号に掲げる条例に定めるもののほか、その任期は、当該委員の残任期間とする。

別表（第２条関係）

執行機関	名称	担任する事務	人数	任期
市長	東松島市環境審議会	環境に関する事項について調査審議する。	１０人以内	２年

（３）東松島市環境審議会に関する管理運営規則

令和２年３月３１日
規則第４１号

（趣旨）

第１条　この規則は、環境基本法（平成５年法律第９１号）第４４条の規定に基づき東松島市附属機関設置条例（令和２年東松島市条例第２１号）で設置する東松島市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し、同条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　関係機関の職員

（３）　前２号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（会長等）

第３条　審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

２　会議は、会長その他の委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第５条　審議会の庶務は、市民生活部市民生活課において処理する。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

２　東松島市第３次環境基本計画策定の経緯

（1）経緯

年月日	経緯
令和７年 11 月 18 日～12 月 19 日	東松島市の環境に関する市民・事業所アンケート調査
令和８年 ３月 12 日	令和７年度第１回東松島市環境審議会開催 ・東松島市第３次環境基本計画の市長からの諮問 ・今後のスケジュール等について
10 月〇〇日	令和８年度第１回東松島市環境審議会開催 ・東松島市第３次環境基本計画（骨子案）の意見聴取
11 月〇〇日	令和８年度第２回東松島市環境審議会開催 ・東松島市第３次環境基本計画（素案）の意見聴取
令和８年 １月〇〇日	令和８年度第３回東松島市環境審議会開催 ・東松島市第３次環境基本計画（案）を市長へ答申

（2）東松島市環境審議会委員

（任期：令和７年２月７日から令和９年２月６日まで）

役職	氏名	団体名・職名	委嘱区分
会長	浅野　勝則	いしのまき農業協同組合　東松島地域担当理事	東松島市環境審議会に関する管理運営規則第２条第２号委員
副会長	門間　一男	河南矢本土地改良区　理事長	東松島市環境審議会に関する管理運営規則第２条第２号委員
委員	黒田　洋子	宮城県東部保健福祉事務所　技術副所長兼環境衛生部長	東松島市環境審議会に関する管理運営規則第２条第１号委員
委員	鶴田　　昇	宮城県東部地方振興事務所　畜産振興部長	東松島市環境審議会に関する管理運営規則第２条第１号委員
委員	及川　輝明	漁業協同組合矢本支所　運営委員長	東松島市環境審議会に関する管理運営規則第２条第２号委員
委員	阿部　紀子	いしのまき農業協同組合　女性部矢本地区部長	東松島市環境審議会に関する管理運営規則第２条第３号委員
委員	吉木　妙子	東松島市商工会　理事（女性部長）	東松島市環境審議会に関する管理運営規則第２条第３号委員

3　前計画（東松島市第２次環境基本計画）の概要

平成 28 年度(2016 年度)に策定した「東松島市第２次環境基本計画」は、平成 18 年度(2006 年度）に策定した「東松島市環境基本計画」を引き継ぎ、環境の将来像に「誰もが安心して暮らせる自然豊かな環境未来都市」を掲げ、５つの基本目標を設定し、各種環境施策を展開しました。

【将来像】	【基本目標】	【管理指標】
～市民一人ひとりが創る持続可能な社会の形成～ 「誰もが安心して暮らせる自然豊かな環境未来都市」	基本目標１ 自然を守り、動植物を愛しみ、育てます	○自然環境に関する市民の満足度
	基本目標２ 暮らしやすい安全な生活環境を守ります	○環境基準の達成度 ○住宅地の排水対策に関する市民の満足度 ○生活排水処理人口普及率 ○航空機騒音に対する市民満足度
	基本目標３ 環境にやさしいまちづくりを推進します	○省エネルギーに取り組む市民の割合 ○公共交通機関に関する市民の満足度 ○都市計画や街並みに関する市民満足度 ○公園等に関する地域まちづくり交付金の交付施設率
	基本目標４ 持続可能な循環型の地域社会を創ります	○1 人 1 日あたりのごみの排出量 ○市内から出るごみのリサイクル率
	基本目標５ 協働で創る環境のまちをめざします	○情報公開や広聴に関する満足度

4　環境基準等

（1）大気汚染に係る環境基準

1）大気に係る環境基準

物　質	環境上の条件
二酸化いおう（SO_2）	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素（CO）	１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	１時間値の１日平均値が 0.10mg/㎥以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/㎥以下であること。
二酸化窒素（NO_2）	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント（Ox）	オゾンとして、８時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高８時間値の１年平均値が 0.04ppm 以下であること。

備考
1　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2　浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
3　二酸化窒素について、１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4　光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

資料：環境省 HP「大気汚染に係る環境基準」及び「二酸化窒素に係る環境基準」

2）有害大気汚染物質（ベンゼン等）による大気汚染に係る環境基準

物　質	環境上の条件
ベンゼン	１年平均値が 0.003mg/㎥以下であること。
トリクロロエチレン	１年平均値が 0.１３mg/㎥以下であること。
テトラクロロエチレン	１年平均値が 0.2mg/㎥以下であること。
ジクロロメタン	１年平均値が 0.15mg/㎥以下であること。

備考
1　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2　ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

資料：環境省ＨＰ「有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準」

3）ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類	１年平均値が 0.6pg-TEQ/㎥以下であること。

備考
1　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2　基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

資料：環境省 HP「ダイオキシン類に係る環境基準」

4）微小粒子状物質に係る環境基準

微小粒子状物質	１年平均値が 15μg/㎥以下であり、かつ、１日平均値が 35μg/㎥以下であること。

備考
1　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2　微小粒子状物質とは、大気中を浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μmの粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

資料：環境省 HP「微小粒子状物質に係る環境基準」

（2）水質汚濁に係る環境基準

1）人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 ｍｇ/Ｌ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 ｍｇ/Ｌ以下
六価クロム	0.02 ｍｇ/Ｌ以下
砒素	0.01 ｍｇ/Ｌ以下
総水銀	0.0005 ｍｇ/Ｌ以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 ｍｇ/Ｌ以下
四塩化炭素	0.002 ｍｇ/Ｌ以下
1,2－ジクロロエタン	0.004 ｍｇ/Ｌ以下
1,1－ジクロロエチレン	0.1 ｍｇ/Ｌ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 ｍｇ/Ｌ以下
1,1,1－トリクロロエタン	1 ｍｇ/Ｌ以下
1,1,2－トリクロロエタン	0.006 ｍｇ/Ｌ以下
トリクロロエチレン	0.01 ｍｇ/Ｌ以下
テトラクロロエチレン	0.01 ｍｇ/Ｌ以下
1,3－ジクロロプロペン	0.002 ｍｇ/Ｌ以下
チウラム	0.006 ｍｇ/Ｌ以下
シマジン	0.003 ｍｇ/Ｌ以下
チオベンカルブ	0.02 ｍｇ/Ｌ以下
ベンゼン	0.01 ｍｇ/Ｌ以下
セレン	0.01 ｍｇ/Ｌ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 ｍｇ/Ｌ以下
ふっ素	0.8 ｍｇ/Ｌ以下
ほう素	1 ｍｇ/Ｌ以下
1,4－ジオキサン	0.05 ｍｇ/Ｌ以下

備考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表２において同じ。

3　海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

4　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-214.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

資料：環境省 HP「人の健康の保護に関する基準」

2）生活環境の保全に関する環境基準

① 河川（湖沼を除く）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					当該水域
		水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量(ＤＯ)	大腸菌数	
AA	水道１級、自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ｌ以下	25mg/ｌ以下	7.5mg/ｌ以上	20CFU/100mｌ以下	第１の２の（2）により水域類型ごとに指定する水域
A	水道２級、水産１級及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mｇ/ｌ以下	25mg/ｌ以下	7.5mg/ｌ以上	300CFU/100mｌ以下	
B	水道３級、水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mｇ/ｌ以下	25mg/ｌ以下	5mｇ/ｌ以上	1,000CFU/100mｌ以下	
C	水産３級、工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mｇ/ｌ以下	50mg/ｌ以下	5mｇ/ｌ以上	―	
D	工業用水２級、農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mｇ/ｌ以下	100mg/ｌ以下	2mｇ/ｌ以上	―	
E	工業用水３級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ｌ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mｇ/ｌ以上	―	
測定方法		規格K0102-12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-18に定める方法	付表８に掲げる方法	規格K0102-21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-55.6.2（5.6.2.7は除く。）に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、９時間以内に試験することが望ましく、12 時間以内に試験する。）	

備考

１　基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

２　農業用利水点については､水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下､溶存酸素量 5mg／l 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

３　水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

４　水道１級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100ＣＦＵ/100ml 以下とする。

５　いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道１級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300ＣＦＵ/100ml 以下とする。

６　水産１級、水産２級及び水産３級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

７　大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）

１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

２　水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　〃２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　〃３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

３　水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　〃２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　　〃３級：コイ、フナ等、β―中腐水性水域の水産生物用

4　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　〃　２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　〃　３級：特殊の浄水操作を行うもの
5　環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料：環境省 HP「水質汚濁に係る環境基準」

イ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			当該水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/Ｌ以下	0.001mg/Ｌ以下	0.03mg/Ｌ以下	第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域
生物持Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/Ｌ以下	0.006mg/Ｌ以下	0.02mg/Ｌ以下	
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/Ｌ以下	0.002mg/Ｌ以下	0.05mg/Ｌ以下	
生物持Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/Ｌ以下	0.002mg/Ｌ以下	0.04mg/Ｌ以下	
測定方法		規格 K0102-3　12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	付表９に掲げる方法	規格 K0102-4　6.2.5 に定める方法	

備考
1　基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

資料：環境省 HP「水質汚濁に係る環境基準」

② 海域

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（ｐＨ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	
A	水産１級、自然環境保全及びＢ以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/ｌ 以　下	7.5mg/ｌ 以　上	20CFU /100mｌ以下	検出されないこと。	第１の２の（2）により水域類型ごとに指定する水域
B	水産２級、工業用水及びＣの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mｇ/ｌ 以 下	5mｇ/ｌ 以 上	—	検出されないこと。	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mｇ/ｌ 以 下	2mｇ/ｌ 以 上	—	—	
測定方法		規格K0102-12 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-17.2 に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産２級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格K0102-21.2、21.3、21.4 及び21.5 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-55.6.2（5.6.2.7 は除く。）に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、９時間以内に試験することが望ましく、12 時間以内に試験する。）	規格K0102-12 2.5 に定める方法	

備考

1　アルカリ性法とは次のものをいう。

試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w／v%)1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol／l)10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w／v%)1ml とアジ化ナトリウム溶液(4w／v%)1 滴を加え、冷却後、硫酸(2＋1)0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol／l)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

COD(O2mg／l)＝0.08×〔(b)－(a)〕×fNa2S2O3×1000／50

(a)：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol／l)の滴定値(ml)

(b)：蒸留水について行なつた空試験値(ml)

$fNa_2S_2O_3$：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol／l)の力価

2　いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。

3　大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）

1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2　水産１級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用

〃　２級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3　環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料：環境省 HP「水質汚濁に係る環境基準」

イ

項目／類型	利用目的の適応性	基準値		当該水域
		全窒素	全燐	
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.2mg/ｌ以下	0.02mg/ｌ以下	第１の２の（2）により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水産１種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.3mg/ｌ以下	0.03ｍｇ/ｌ以下	
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く。）	0.6mg/ｌ以下	0.05ｍｇ/ｌ以下	
Ⅳ	水産３種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/ｌ以下	0.09ｍｇ/ｌ以下	
測定方法		規格 K0102-2 17.4 又は 17.5（17.5.3.2 を除く。）に定める 方法	規格 K0102-2 18.4（18.4.1.4 の b)を除く。）に定める方法	

備考
1　基準値は、年間平均値とする。
2　水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

（注）
1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水産１種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
　〃　２種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
　〃　３種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
3　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

資料：環境省 HP「水質汚濁に係る環境基準」

ウ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			当該水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物Ａ	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第１の２の（2）により水域類型ごとに指定する水域
生物持Ａ	生物Ａの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	付表９に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5 に定める方法	

資料：環境省 HP「水質汚濁に係る環境基準」

エ

項目／類型	水生生物の生息・再生産する場の適応性	基準値 底層溶存酸素量	当該水域
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全•再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	第１の２の（2）により水域類型ごとに指定する水域
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全•再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全•再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は付表 10 に掲げる方法	

備考
1　基準値は、日間平均値とする。
2　底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

資料：環境省 HP「水質汚濁に係る環境基準」

3）環境基準の水域類型指定

①　河川

水域の名称	水域の範囲	類型	達成期間	指定機関	指定年月日
定川	定川全域	C	イ	宮城県	昭和 47 年 4 月 28 日
鳴瀬川	鳴瀬川上流（筒砂子川合流点より上流（流入する支川を含む。ただし、漆沢ダム全域に係る部分を除く。））	AA	イ	宮城県	
	鳴瀬川中流（筒砂子川合流点から大崎市鹿島台木間塚地内大崎市上水道取水点まで（流入する支川を含む））	A	イ	宮城県	
	鳴瀬川下流（大崎市鹿島台木間塚地内大崎市上水道取水点より下流）	B	イ	宮城県	
吉田川	吉田川上流（魚板橋から上流（流入する支川を含む。ただし、南川全域に係る部分を除く。））	A	イ	宮城県	昭和 48 年 5 月 29 日
	吉田川下流（魚板橋から下流（流入する支川を含む））	B	ロ	宮城県	

（注）
水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は、原則として次のとおりとする。なお、「ハ」は遅くともおおむね 10 年以内に達成することを目途とする。
「イ」：直ちに達成
「ロ」：５年以内で可及的速やかに達成
「ハ」：５年を超える期間で可及的速やかに達成

資料：環境省 HP「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」、
宮城県 HP「水質環境基準と類型あてはめ」

② 海域

水域の名称	水域の範囲	類型	達成期間	指定機関	指定年月日
石巻地先海域	石巻地先海域（丙） 東松島市宮戸字椎山４番地萓野崎から石巻市尾崎に至る陸岸の地先海域で石巻地先海域（甲）及び石巻地先海域（乙）に係る部分を除いたもの。	Ａ	イ	宮城県	昭和 47 年 4 月 28 日
その他の 地先海域	その他の全地先海域 気仙沼市唐桑町字大沢（岩手県境）から亘理郡山元町坂元字浜（福島県境）までの海岸線の地先海域で、気仙沼湾（乙）・（丙）、志津川湾（甲）・（乙）、女川湾（甲）・（乙）・（丙）、鮎川湾（甲）・（乙）、石巻地先海域（甲）・（乙）・（丙）、松島湾（甲）・（乙）・（丙）、仙台湾地先海域（甲）・（乙）・（丙）、二の倉地先海域（甲）・（乙）・（丙）に係る部分を除いたもの。	Ａ	イ	宮城県	昭和 48 年 5 月 29 日

（注）
水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は、原則として次のとおりとする。なお、「ハ」は遅くともおおむね 10 年以内に達成することを目途とする。
「イ」：直ちに達成
「ロ」：５年以内で可及的速やかに達成
「ハ」：５年を超える期間で可及的速やかに達成

資料：環境省 HP「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」、
宮城県 HP「水質環境基準と類型あてはめ」

（3）騒音に係る環境基準と類型指定

1）騒音に係る環境基準

地域の類型	基　準　値	
	昼間	夜間
ＡＡ	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	４５デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

（注）

1　時間の区分は、昼間を午前６時から午後１０時までの間とし、夜間を午後１０時から翌日の午前６時までの間とする。

2　ＡＡを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3　Ａを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4　Ｂを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5　Ｃを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

資料：環境省 HP「騒音に係る環境基準について」

2）道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	基　準　値	
	昼間	夜間
Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

車線とは、１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基　準　値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては４５デシベル以下、夜間にあっては４０デシベル以下）によることができる。

※　「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、４車線以上の市町村道をいう。

※　「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。

（1）２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　　15 メートル

（2）２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　20 メートル

資料：環境省 HP「騒音に係る環境基準について」及び「大気環境・自動車対策」

3）航空機騒音に係る環境基準と類型指定

①　航空機騒音に係る環境基準と類型指定

地域類型	地域類型を当てはめる地域	基　準　値
Ⅰ	専ら住居の用に供される地域	Lden57 デシベル以下
Ⅱ	Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	Lden62 デシベル以下

資料：環境省 HP「航空機騒音に係る環境基準について」、
宮城県 HP「航空機騒音に係る環境基準について」

②　航空機騒音に係る指定区域

航空機騒音に係る環境基準と類型指定	地域類型
基点　(A)点　　石巻市中浦一丁目地内 北緯 38 度 25 分 49.2 秒経緯 141 度 16 分 10.3 秒	Ⅱ
補助点　(イ)点　北緯 38 度 25 分 10.5 秒経緯 141 度 16 分 6.4 秒 (ロ)点　北緯 38 度 25 分 49.8 秒経緯 141 度 15 分 58.5 秒 (ハ)点　北緯 38 度 24 分 4.1 秒経緯 141 度 11 分 15.9 秒 (ニ)点　北緯 38 度 23 分 45.38 秒経緯 141 度 10 分 27.87 秒 (ホ)点　北緯 38 度 23 分 14.12 秒経緯 141 度 10 分 13.87 秒 (ヘ)点　北緯 38 度 22 分 41.7 秒経緯 141 度 10 分 30.8 秒	
以上の（イ）点から（A）点を直線で結んだ線、（A）点から（ロ）点までの国道 398 号の上り車線道路端の線、（ロ）点から（ハ）点までの国道 45 号線の上り車線道路端の線、（ハ）点から（ニ）点までの仙石線軌道、（ニ）点から（ホ）点を直線で結んだ線、（ホ）点から（ヘ）点までの鳴瀬川左岸及び水際線に囲まれた地域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域並びに航空自衛隊松島基地の敷地を除いた地域	

資料：航空自衛隊松島飛行場（昭和 51 年 12 月 28 日宮城県告示第 1193 号、
最終改正：平成 25 年3月 29 日宮城県告示第 265 号）

③　航空自衛隊松島飛行場周辺の航空機騒音測定地点



資料：令和８年度松島飛行場航空機騒音対策会議資料

５　東松島市環境に関する意識調査結果

【東松島市環境に関する意識調査結果（市民アンケート）】

Ⅰ　調査の概要

１　調査目的

市民の環境保全に対する考え方や環境に関する取組状況等について、市民の意向や要望等を把握し、「東松島市第２次環境基本計画」等の見直し及び「東松島市第３次環境基本計画」等の策定を行うための参考資料とする。

２　調査対象及び調査方法等

（１）調査対象：市民（16 歳以上）
（２）対象者数：1,200 人
（３）抽出方法：無作為抽出
（４）調査方法：郵送、LoGo フォーム
（５）調査時期：令和７年 11 月 18 日～12 月 19 日

３　調査内容

（１）回答者の属性
（２）環境問題への関心について
（３）東松島市の環境について
（４）日常生活における取組について
（５）環境施策に関する要望などについて
（６）自由意見

４　回収結果

（１）回答者数：528 人
（２）回 収 率：44.0%

５　報告書の見方

（１）集計結果の数値は、回答率「%」で表記しています。「%」の母数は、その質問項目に該当する回答者数とし、「ｎ＝〇〇」と表記しています。また、複数回答可の回答についても「%」の母数は、回答者数としています。
（２）回答率は、小数点第２位を四捨五入しています。そのため、各%の合計が 100%にならない場合があります。また、複数回答可の回答は、母数に対する回答率であることから、回答率の合計が 100%を超える場合があります。
（３）本文、グラフ、表のタイトル等は、語句を短縮又は簡略化している場合があります。

Ⅱ　調査結果

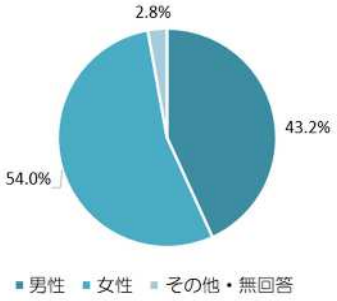
1　回答者の属性

（1）性別（問1-1）

回答者528人のうち、「男性」が228人、「女性」が285人、「無回答」が１５人でした。

回答率は、「男性」が43.2%、「女性」が54.0%でした。

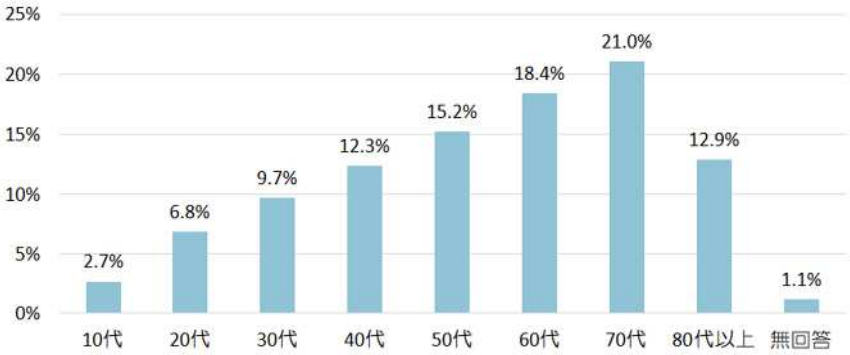
（n=528）



（2）年齢（問1-2）

回答者の年代別では、「70代」が最も多く21.0%（１１１人）、次に「60代」が18.4%（９７人）、「50代」が15.2%（８０人）でした。

（n=528）



（3）居住地区（問1-3）

回答者の住んでいる地区別では、「矢本東地区」が最も多く24.2%（128人）、次に「赤井地区」が19.3%（102人）、「矢本西地区」が13.6%（72人）でした。

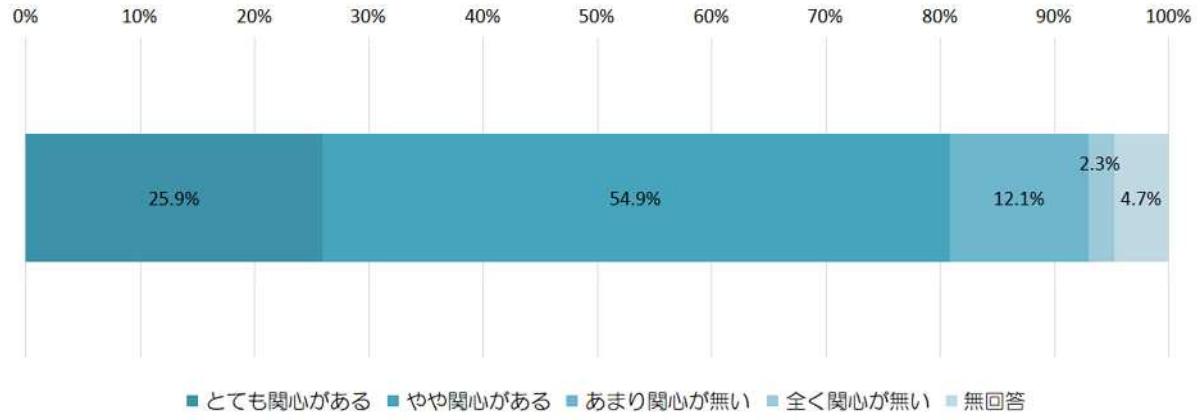
（n=528）



2　環境問題への関心について

（１）環境問題への関心度（問２-１）

「関心がある」及び「やや関心がある」が全体の約８割を占めました。
（n=528）

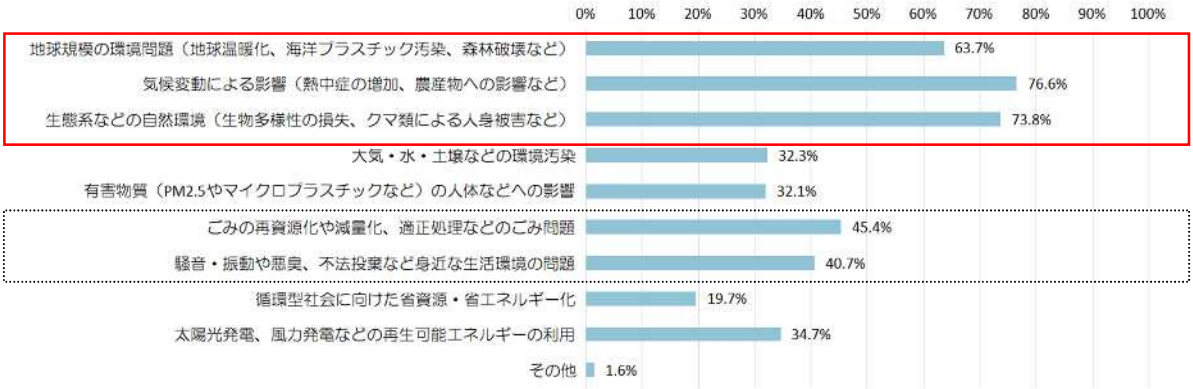


（２）関心がある環境問題（問 2-2）

「気候変動による影響」が 76.6%と最も高く、次に「生態系などの自然環境」が 73.8%、「地球規模の環境問題」が 63.7%でした。

また、「ごみ問題」が 45.4%、「騒音・振動や悪臭、不法投棄など身近な生活環境の問題」が 40.7%など、身近な環境問題にも関心が集まりました。

（n=427）

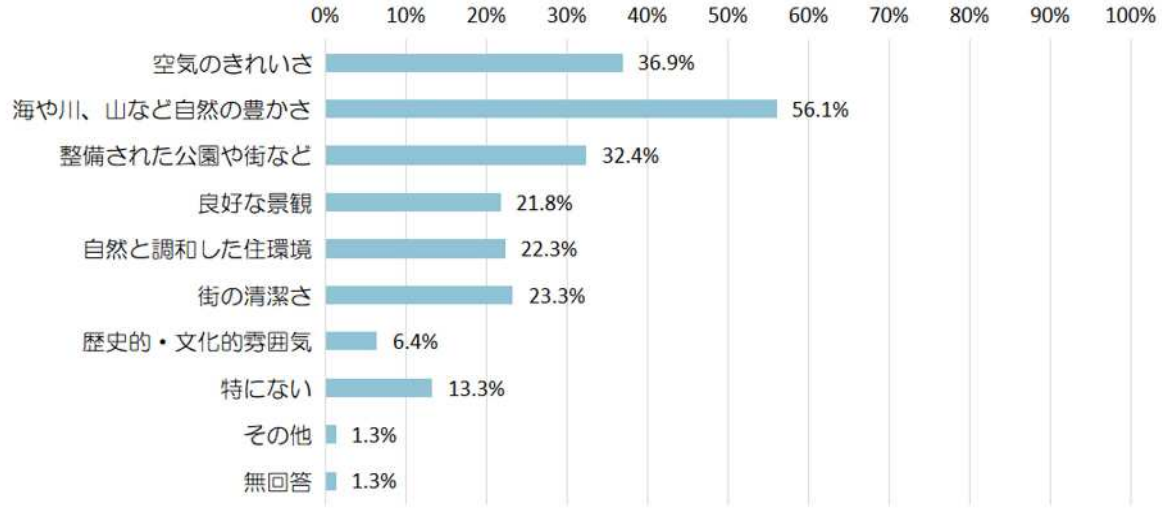


３　東松島市の環境について

（１）東松島市の環境で良いと感じるところ（問 3-1）

「自然の豊かさ」が 56.1％と最も高く、次に「空気のきれいさ」が 36.9%、「整備された公園や街など」が 32.4%でした。

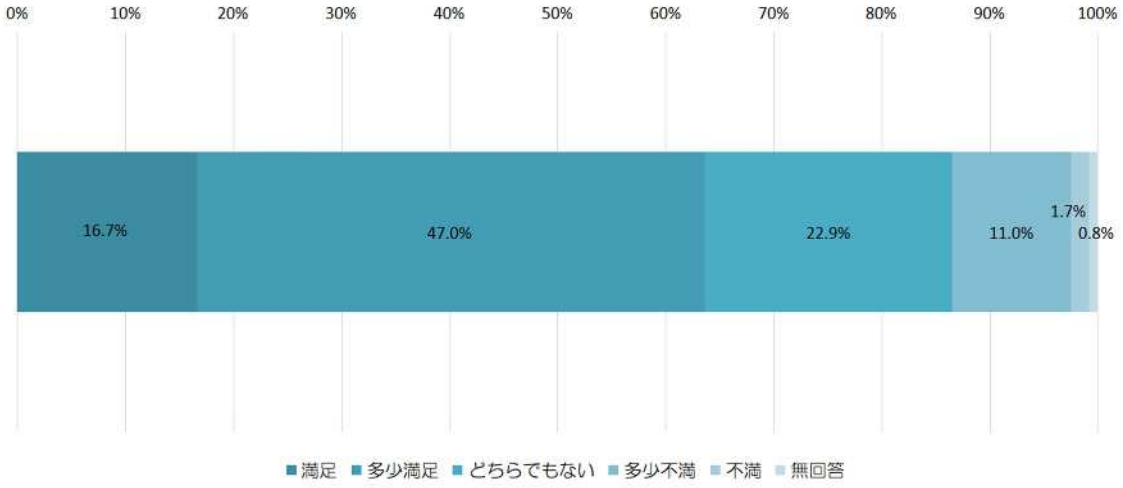
（n=528）



（２）東松島市の環境に対する満足度（問 3-2）

「満足」及び「多少満足」が全体の約６割を占めました。

（n=528）

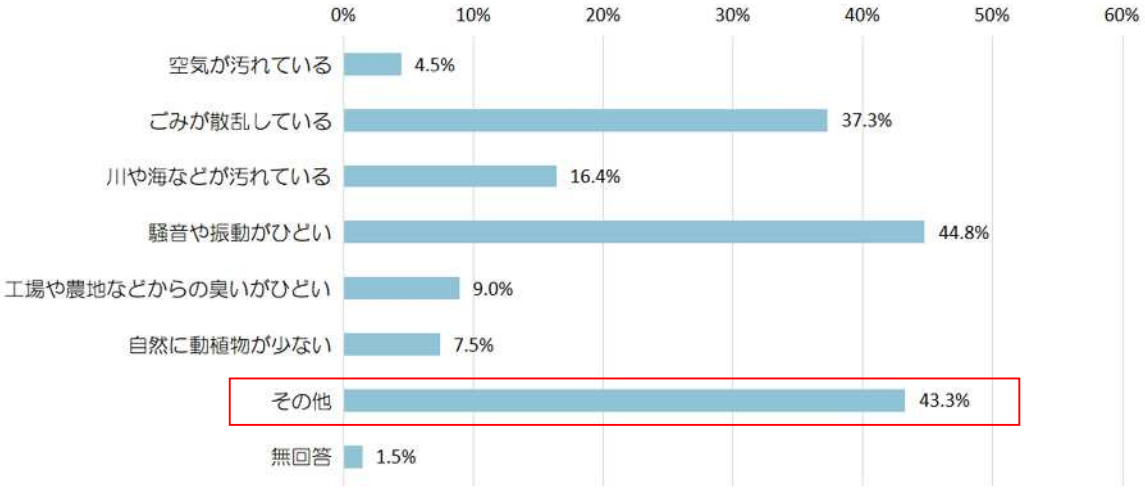


（3）不満の理由（問 3-3）

「多少不満」及び「不満」の理由は、「騒音や振動がひどい」が 44.8%、「ごみが散乱している」が 37.3%でした。

また、「その他」が 43.3%を占めましたが、主な理由は、「雑草の繁茂」や「ペットのマナー」についてでした。

（n=67）



4　日常生活における取組について

（1）取組状況について（問 4-1）

「ごみは分別し、指定日時に出している」が 88.8%と最も高く、次に「ビンや缶などは洗って出している」が 81.6%、「マイバッグ（買い物袋）を持参している」が 79.2%であり、ごみ減量化やリサイクル意識の高さがうかがえます。

一方、問 2-1 で環境問題に「関心がある」及び「やや関心がある」と答えた方が約 8 割を占めていましたが、「環境に関するイベントなどへの参加」及び「環境について積極的に意見を述べている」に取り組んでいないが 6 割を超えており、新たな取組が必要な結果となりました。

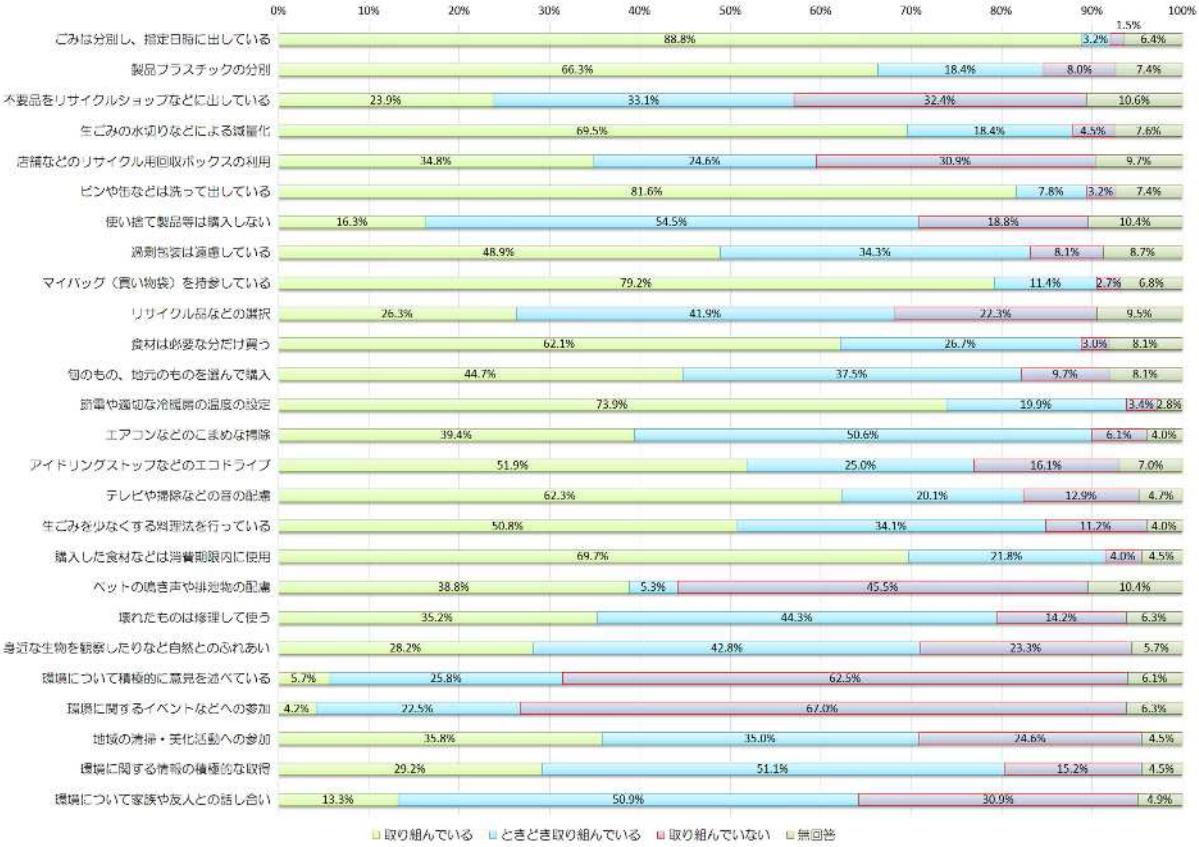
また、「不要品をリサイクルショップなどに出している」については、「取り組んでいる」の 23.9%に対し、「取り組んでいない」が 32.4%であり、理由として「手間がかかる」が 33.9%、「効果がわからない」が 31.6%であることから、取り組みやすいリユースの仕組みを構築することが、改善策の一つと考えられます。

（n=528）

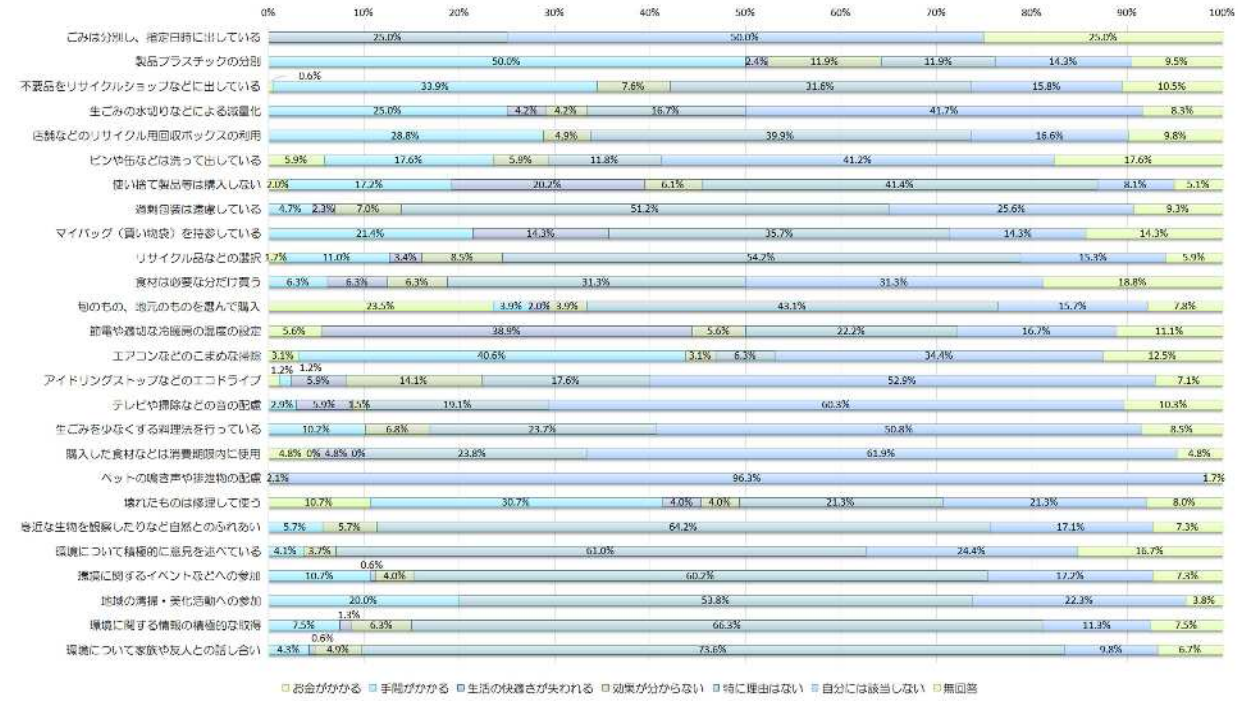
回答	回答率が高い項目
取り組んでいる	・ごみは分別し、指定日時に出している（88.8%） ・ビンや缶などは洗って出している（81.6%） ・マイバッグ（買い物袋）を持参している（79.2%） ・節電や適切な冷暖房の温度の設定（73.9%）
取り組んでいない	・環境に関するイベントなどへの参加（67.0%） 取り組んでいない理由（n＝354） ・特に理由はない（60.2%） ・自分には該当しない（17.2%） ・手間がかかる（10.7%） ・環境について積極的に意見を述べている（62.5%） 取り組んでいない理由（n＝330） ・特に理由はない（61.0%） ・自分には該当しない（24.4%） ・手間がかかる（4.1%） ⇒　問 2-1 で環境問題に「関心がある」及び「やや関心がある」と答えた方が約 8 割を占めたが、環境に関するイベントなどへの参加率は低い。

回答	注目項目
取り組んでいる	・不要品をリサイクルショップなどに出している（23.9%）
取り組んでいない	・不要品をリサイクルショップなどに出している（32.4%） 取り組んでいない理由（n＝365） ・手間がかかる（33.9%） ・効果がわからない（31.6%） ・自分には該当しない（15.8%） ⇒　取り組みやすいリユースの仕組みを構築すれば、一定の効果が期待できる。

《取組状況》



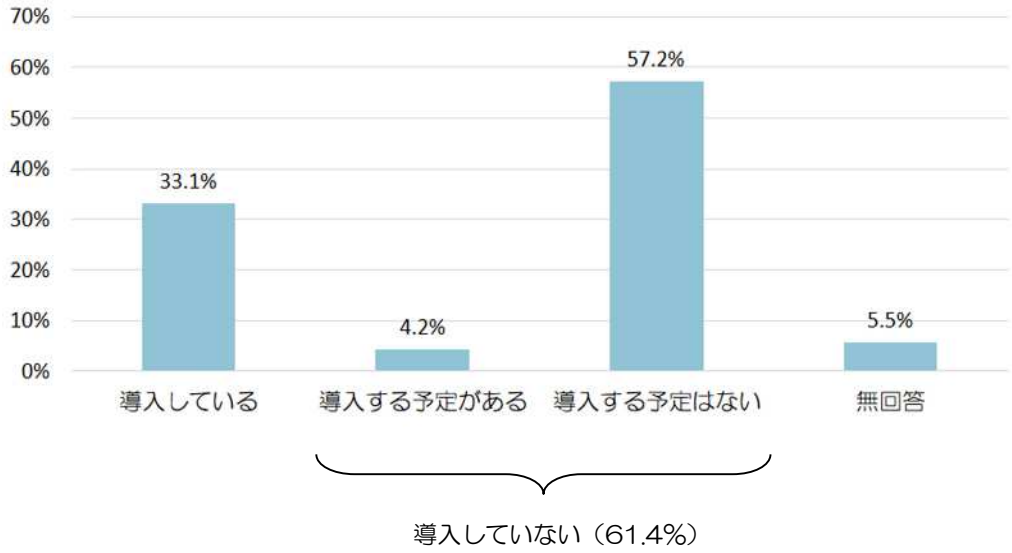
《取り組んでいない理由》



（2）家庭における新エネルギー機器の導入状況（問 4-2、問 4-3）

「導入している」の 33.1%に対し、「導入していない」が 61.4%、「無回答」が 5.5%でした。

（n=528）

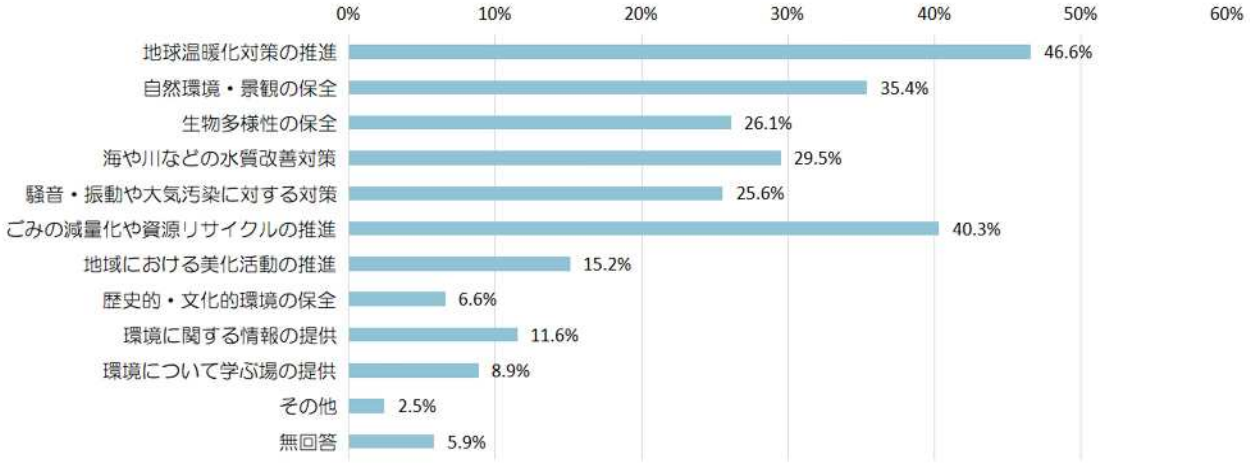


5　環境施策に関する要望などについて

（１）取り組むべき施策について（問 5-1）

「地球温暖化対策の推進」が 46.6%と最も高く、次に「ごみの減量化や資源リサイクルの推進」が 40.3%、「自然環境・景観の保全」が 35.4%でした。

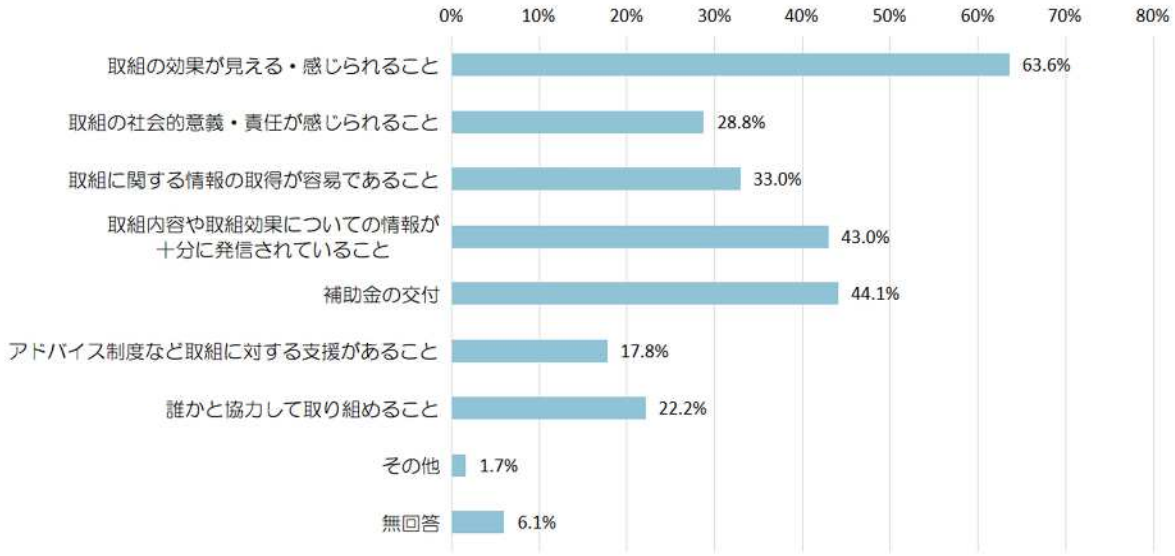
（n=528）



（２）取組意欲の向上に必要なもの（問 5-2）

「取組の効果が見える・感じられること」が 63.6%と最も高く、次に「補助金の交付」が 44.1%、「取組内容や取組効果についての情報が十分に発信されていること」が 43.0%でした。

（n=528）



6　東松島市の環境に関わる自由意見

回答者 528 人のうち 145 人の方々から意見を頂戴しました。

環境に関わる意見は、廃棄物関係が最も多く、次に騒音、雑草、環境教育、ペットのマナーの順でした。

No	自由意見
1	・ごみを拾い集めてくれている人がいて、温かい気持ちになりました。今はクマ騒動で大変ですが、いつまでもこのような人が居てくれるまちでありたいと思います。
2	・環境問題で今一番気になることはクマ問題です。今年は今まで目撃情報がなかったところでも目撃情報があり、とても身近な問題に思います。防災行政無線での注意喚起はありますが、個人での対策は難しいと思います。今のところ市内では人身被害はありませんが、東松島市ではどのような対策をしていてこれからどのような対策をされるのか知りたいです。
3	・東松島市のLINEを登録しています。最近はそのおかげでクマ出没の情報を知れたり、市ではどういう活動をしているのかを知りやすくなり活用させてもらっています。 ・昔ながらのお祭りやイベントもたくさんありますが、道の駅や産業祭など新しいものも増えて東松島市に住んでいて楽しいと思います。 ・小さい子どももいるので海浜公園があるのも良いです。管理がされていて遊ばせやすいです。 ・旧野蒜駅の後ろに公園がありよく遊びに行きますが、サイクリングロード横にある植木が腐れているのか白くなり虫がいっぱい飛んでいるので撤去してほしいです。 ・黄色い花の外来種が多いのが気になります。 ・鳴瀬大橋の信号のところもコンクリートで雑草が埋められて対向車線が見やすくなったし、今は環境のアイデアなどは思い浮かばないけれど、東松島市が良い方向に向かっている実感があるので、これからも頑張って一緒に盛り上げたいです。
4	・全ての資源をリサイクルできるところまでやり、最終処分までできる施設などの充実をしてほしいです。
5	・大塩地区のグリーンタウンやもとが住宅街で整っているのに年月が経ったせいか、草木や花壇の手入れがされていなく、歩道も苔が多く景観が残念に思う。せっかくきれいな住宅街なのに手入れされていない感が否めない。 最近クマの目撃情報も多いので、市内の山や草木の生い茂っているところは、定期的に草刈りするなどした方が良いと思う。
6	・プラスチックごみについて、結局は燃やすだけだから分別はいらないと言われたのですが、地球でこれだけ様々な影響があるのを見ると、小さなことではありますが分別しようと努力しています。プラスチックごみは火力が普通ごみとは違うのでしょうか。東松島市はきれいなまちだから、これからも皆で気をつけていきましょう。
7	・著しく景観を損なうため、ソーラーパネルの設置は極力やめていただきたい。
8	・矢本駅で夕方から夜にかけて通勤者の迎えの車が左右道路に並んでいて歩行者などが大変そうなので改善していただきたいです。
9	・東松島市の環境に対する取組に満足している。今後も同じように取組を継続してほしい。
10	・いつも家の庭でごみ焼きをしていて、煙のにおいが臭いのでごみを燃やすのをやめてほしい。何軒かあるので家事になったら大変なので本当にやめてほしいです。
11	・車の運転ができない私は買い物、用事などは自転車を利用しています。車だと見逃してしまう歩道の隅に、缶やペットボトル、家庭ごみが投棄されているのを見るにつけ残念でなりません。一人ではできることに限りがありますが、地域（地区）ごとに清掃日を決め活動し、集めたごみの重量をポイント制にしてその地域（地区）に現金で還元していったらどうでしょうか。生まれ育った東松島市が誰にも誇れるまちであってほしいという思いが大きくなっています。
12	・国道45号から近く、私の家の前まで防音装置が取り付けてあります。航空自衛隊松島基地の飛行機の音がうるさいので、私の家まで防音装置を取り付けてほしいです。
13	・環境美化は生活するうえでとても大切なことです。皆で取り組めば皆が生活しやすくなります。毎日の生活の中で少しずつでも関心を持ち取り組めば、自分の家も地域もまち全体がきれいになります。子どもの頃からのしつけも大事。小中学校での指導、大人になってからも皆で取り組めば素晴らしい矢本になると思います。アンケート結果を住民に周知し、皆で取り組みましょう。
14	・環境に関するアンケートが届き、驚きつつ改めて自分の意識の低さに恥ずかしい思いです。東松島市に対しての意見というより、毎日普通に暮らしながら、未来の環境を考えながら自分にできる小さな積み重ねが大事と思います。「暮らしの手帖27号」暮らしを変えるごみの捨て方という特集が８ページにわたり掲載されていて読み終えたところでした。イラスト入りで大変わかりやすく書いてあります。東松島市でも、ごみの出し方等のポスターを頂き参考にしています。ゴミ集積所に掲示してあるのもよく読んで出すように心掛けています。あまり大きな視点から論じるのは苦手ですが、主婦からの目線としてできることから始めて継続していけるように更に働きかけてください。
15	・宮戸地区月浜で数年前、バーベキューの道具を車から出している外国人を見かけました。バーベキュー、たき火の禁止、特別名勝松島の保全地区からの植物の持ち出し禁止の看板（英語版と日本語版）がほしいです。地域の方々が昔から大切にしてきたものなので、宮戸島入り口、宮城県松島自然の家、駐車場入り口に看板を掲げ周知したほうが良いです。宮城県松島自然の家に勤務する方にも、来る子どもたちに動植物、里浜貝塚遺跡の石を勝手に採らない、持ち出さないように教え、呼びかけてほしいです。 ・外来生物を見つけたらどうしたら良いか広報などで教えてほしいです。 ・よく間違われるごみの分別方法や捨て方を広報で繰り返し知らせて、ごみが毎週収集されて、便利できれいな暮らしやすい東松島市を期待します。 ・市役所まわりの道路に接しているところや道路の脇に雑草がたくさん生えているのが気になっています。
16	・人口減少の最中、行政や老若男女各市民の生活環境が違う、行動範囲が違う、考え方が違う、言論の自由もある。理想や望みだけでは前進しない。市長のトップセールスマンとしてアウトラインを早急に出して市民への行動指針説明をすべきと思います。 ・各地区自治会の勉強会（討論会）開催も良いと思います。
17	・生活道路が災害時の緊急道路として整備されたのは良いのですが、その反面、交通量が増え、特に大型、中型トラック等がスピードを出して騒音、振動、危険な通行でストレスを感じている（小松地区）。

No	自由意見
18	・粗大ごみを出したいけれど、トラックがないので最終処分場に出せず困っています。
19	・年に1度の県道のごみ拾いに参加しております。20年以上前ですが参加にあたり軍手やタオル等を頂いたことがあります。最近はほとんどありません。ほんの少しですがそういうことがあった方が良いと思います。
20	・ブルーインパルスの騒音、練習航路について 　ブルーインパルスは東松島市の宝、日本の宝であり大好きですが、住民の立場では騒音や、危険と感じる練習風景がある。東日本大震災以降、それまで原野であった場所が住宅地となり街の風景が変化する中、練習航路は変わらず、恐怖を感じる。折に触れ、住民の声を聞いていただきたい。 ・まちや道路に街路樹（ケヤキ、銀杏など）の植樹を望む 　自然豊かな東松島市ですが、まちに緑がなく寂しい印象がある。心身と環境の両面に多岐にわたりポジティブな影響を与え、見るだけで安心感や安定感をもたらす緑をまちに増やしていただきたい。例えば、石巻西高等学校北側の道路は、石巻市は植樹されているのに東松島市には何もなく寂しいと感じる。 ・狭い踏切への対応 　通学路や災害避難時に渋滞が予想される道路について、狭い踏切は拡張などの対応を望む。
21	・ペット（犬）の排泄物が多く迷惑をしています。 ・雨の時、道路の水はけが悪い。
22	・航空自衛隊松島基地の防音対策の拡充をお願いします。
23	・私の住宅の前の家では東日本大震災後、垣根が枯れ、その後は野放し状態で、雑草も木質化し、周囲の土地も荒れ放題となっているが何もできない。行政で指導できないのか。 ・隣の土地だけですが、以前の所有者が知らない方に売り、初めは草刈りもしていたが、その後10年近く何もしておらず、荒れて生き物が住み着いたりするので非常に困っている。行政側で話してもらえないのか。この２件の土地が並んでいるので荒れ方が尋常ではないです。
24	・朝や夕方にごみを燃やしている家があり、洗濯物ににおいがつくのを防ぐため外干しができなかったり、窓を開けるとにおいや煙が入るため換気ができないことがあります。家庭でごみを燃やすと有害なため、注意喚起をお願いしたい。
25	・騒音については忘れられているのか？
26	・月２回くらい野蒜駅を利用して列車で出かけるときがありますが、観光地なのにすごく汚れているので、どうにかならないかといつも思ってます。
27	・便利な住環境を作り、人を定住させることを目指すのではなく、地方ならではの自然豊かな生活の素晴らしさをアピールして、この環境を守り維持していくことが必要だと思う。
28	・草がよく伸びてからではなく、早く刈ってほしいです。公益社団法人東松島市シルバー人材センターの人が来て花壇の草取りをしましたが、人が歩くところの草は取りません。タバコの吸い殻も多いです。
29	・道の草が伸びて、運転の際に気になることが多い。また、公園の草も、もう少し伸びる前に刈っていただきたい。
30	・数年前、家の隣が空き地になり雑草だらけになって何度か東松島市に相談したが、何もしてもらえず、虫も出るし、中が見えない雑草が生い茂っている状態で安全面も良くなかったと思う。他人の土地なのでどうすることもできない。景観的にも、衛生的にも、今後こういうところがあったら何とかしてもらいたい。
31	・プラスチックごみを出す方々が少ないように思う。分別がしっかりされていないのではと思う。
32	・うるさいバイクの人たちを何とかしてほしい。
33	・地区自治会においては、創意工夫してお金がかからないように努めているが、予算が足りなすぎるので増額してほしいです。
34	・東松島市の環境に対することは何もありません。環境よりも、もっと大事なことがあるのではありませんか？
35	・ごみの分別はしっかりと行われている。ごみ収集業者の皆様には、しっかりとごみを収集いただき感謝しています。 ・先日、東松島市内の病院に通院し、鹿妻駅の女子トイレを利用しようとしたが、余りにも汚くて利用できなかった。地元の人も、他の地方から人も使うトイレなのできれいにしていなければならない。駅の清掃は、市が担当なので清掃を実施するようにしてください。
36	・ごみ集積所の分別ができていない方が時々います。ごみ集積所の近くに住んでいるので気になってしまいます。私の地区自治会では、毎週日曜日にアルミ缶、段ボール、雑誌を回収し、役員の方が集めて資金にしています（少額だと思いますが・・・）。他の地区自治会でも、できるなら回収をすると捨てる物も資源になると思います。また、廃食用油の回収も市報等でもっと広めると集まると思います。
37	・東松島市役所に出向くことはめったにないですが、期日前投票に行った際に市役所周辺の雑草の多いのに驚きました。皆さんお仕事で精一杯のところではありますが、市の玄関、多くの来客の方々も感じられるのではと思いました。
38	・山や川などの自然環境での生活体験、自然の豊かさ等を知るイベントを希望します。
39	・海や川の状況、環境が日常的に感じ取れる場所として、大曲浜に釣り公園を整備してほしい。
40	・鹿妻地区において地域猫活動を行っています。1年に3回出産する猫、どんどん増えていくことに危機感を感じ3年前に仲間といっしょに立ち上げました。今までに80匹の猫の避妊・去勢をしてきましたが、なかなか100%には至っていません。手術費用は、公益財団法人どうぶつ基金からの無料不妊手術チケット、その他会費や寄付などで賄っております。本年度から東松島市においても無料不妊手術チケットを取り、協力してくれるということを聞き相談に行きましたが、書かなくてはいけない書類、手術後に世話する人、便の処理係を決めるなど、あまりにハードルが高く、とても申請できないと諦めました。同じチケットを石巻保健所でもらう時には、1度現場立ち合いがあるだけで、書くものも住所と猫の数くらいです。どうかもっと協力体制を変えてもらえないかと願います。この活動をしていると、他の地域からもお願いされることも少なくありません。これも皆がこまっている環境問題の一つに違いないと思います。市全体で考えてもらいたいと切に願います。
41	・小野中央に誘致された産業廃棄物リサイクル業者の騒音、振動、悪臭（油脂、違法焼却）及び強風による飛散物が酷い。準工業地域であるが、騒音等の発生する業種は誘致しないとの土地購入時の東松島市役所等の説明であったが、生活環境に悪影響を及ぼしているので、行政指導を徹してもらいたい。
42	・新しい住宅地にしては夜暗すぎる。街灯は所々にあるものの、灯が暗い。大がかりな環境問題というより、そういうことから改善してほしいです。
43	・各家庭が行う環境対策に効果があると思われる設備の購入に対する補助金の拡充、拡大を望む。
44	・航空自衛隊松島基地の飛行場があるため騒音がかなりひどいです。
45	・ごみのポイ捨てをいくらかでも少なくするために「罰則を科す」等の看板を立てても良いのかと思います（例としては罰金がありますが）。そのくらい強く出ないとなくならないと思います。
46	・市の規模としてどちらかといえば住みやすいまちだと思います。

No	自由意見
47	・包装プラスチックと一緒にプラスチック製品の回収を東松島市でも行っているのでしょうか。問4-1で製品プラスチックの分別とありますが、現在回収されているのでしょうか。分からないので可燃ごみとして捨ててしまっています。
48	・私は主婦でごみとか近くの環境しか思いつくことがありません。一つはごみ出しルールを守っていない人がいること。もう一つは公園や道路脇の雑草（特に外来種）の勢いが凄く、来年はどうなってしまうのだろうと思います。皆で1本ずつ草取りしたら少しでも少なくなるのではないかと思います。各人の意識を高めるためにどうしたら良いかわかりませんが、海岸ごみ清掃のように市で曜日又は日にちを決め市民一斉清掃日を設定してはいかがでしょうか。「草1本除草タイム」みたいなものがあったら良いのでは。または、参加できる人だけで「除草清掃日」を設定するとか。月に何回か（特に夏場）あると少しは美化意識は高まると思います。
49	・どこのまちも私たち同様、高齢者が多くなかなか各区の集まりや掃除などにもついていくことができなくなりつつあります。迷惑をかけないように自分の家の周り、ごみ捨てなどには気を遣いながらしていますが、今後も年齢を重ねていくだけなので心苦しく思います。今一番大変なのはごみ当番です。当番そのものは良いのですが、毎週金曜日のびん、缶などの日です。朝６時過ぎにカゴを倉庫から出すのですが、冬の６時、また雪の日はとてもつらいです。これをこの先もずっと続けるかと思うと私たちの年齢にはこの先どうしようと思います。どこの地区も前日の夕方から出していますがここだけは違います。近所の方たちも皆さん言い合っていますがどうにかならないでしょうか。転んでケガなどしてからでは遅いと思います。
50	・ごみ回収日の日程を広報紙に表示していない時がある。特に祭日等に重なった時は不明確である。
51	・環境に直接関係あるかわかりませんが、近隣のペットの飼い方で大変困っています。いつも出入り自由にしているため、糞尿やそのにおいが一番ですが、直接注意してもすみませんの一言で、東松島市役所にも行き、宮城県石巻保健所にも相談に行きましたが、その場でうまくごまかして結局は何も変わりません。近隣の皆さんは泣き寝入りです。我が家は車にも爪で傷をつけられ、今は一切かかわっていません。やられたほうが諦めなければならないのでしょうか。
52	・道路などの清掃（ポイ捨てが多い）。 ・交通事故による動物の死体回収を早くしてほしい（休日など）。
53	・航空自衛隊松島基地の飛行機の騒音工事（未実施地域）の調査と工事の実施。
54	・昔の矢本海浜緑地のように四季を感じられて自然と多くふれあうことができると良いと思います。
55	・豊かな自然を内外の人々にPRできるようなイベントを実施し、市民が故郷の環境を誇れるようになれば良いと思います。この恵まれた自然をいつまでも大切に保全してほしいと思います。
56	・住みやすいところだと思っています。
57	・市内に居住している人々が真面目に取り組んで何事にも対応していますので、声を揃えて取り組めるような対応策をとっていただければと思います。
58	・引越してから２年しか経っておらず、東松島市のことに関しては、まだよく分かっておりません。自然の豊かさ、行政の対応に満足しております。今後も市民のために頑張ってほしいと思います。
59	・ごみ出しの時間が早すぎる。回収する順番があるので仕方ないと思うのですが、夜勤・早番だと鍵が掛かっているので出せない。 ・ごみ集積所が遠いので、回収後の掃除にまた行くのが大変。自分の地域は年寄りが多いので、杖をつきながら来てる人もたくさんいる中で大変そう。 ・分別していない人がいる。毎回置いていかれるけどその人が持っていくわけがない。区長さんが毎回分別し直して次の回に出している。 分別のやり方、分別の意味をもっとわかるように示したほうが良い。
60	・東松島消防署や矢本東市民センター前は人がいつもいるのでそれほどでもありませんが、東矢本中央公園のトイレ付近の桜などが植えてある芝生、その前の広大な芝生の中に犬を連れて散歩していて糞を取らずにいる人が多く見られる。わざわざ車で来てそこで散歩させている。衛生上、良くないので犬の散歩を禁止にしたら良いと思います。
61	・定川は、夏、くさいし常に汚い。 ・夜の街灯が少なく歩くのが怖い。遊べるところもない。
62	・環境に関することであればこのような紙でのアンケートをやめた方が良いと思います。アプリやLINEをもっと活用すべきと感じます。
63	・歩くのが困難ですので私なりにできることは頑張っていますが、リサイクルショップ等は遠いので行けません。まちの中に住んでいても買い物できる場所が年々無くなり買い物難民です。故に、庭に野菜を植えたり、果樹を植えて、それを最大限利用して丁寧な生活をしています。衣類も縫いながら長く着用しています。何十年前の生活です。
64	・経済、社会、環境の3側面における新しい価値創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い東松島市に取り組んで「誰もが暮らしたいまち」、「誰もが活力あるまち」の実現を目指す。
65	・ペットボトル、缶の回収日を週２回にしてほしい。週1回だと少ない。 ・ごみステーションが古くなってきており、ドアが閉まりにくいため、動物の侵入が考えられる。 ・高齢の方も多いため、雑草の整備もきちんとしてほしい。
66	・航空自衛隊松島基地の飛行機の爆音、王城寺原演習場の大砲の音、暴走バイクの騒音が自宅にいる時間が長いので特に気になる。
67	・防災行政無線について、火事の発生の放送はあるが鎮火の放送がなされていない。 ・日々の防災行政無線放送は、聞きもらすことがあるので2度放送してほしい。
68	・公園やグラウンドなどにもう少し街灯をつけてほしいです。
69	・近年の家主は、屋敷周辺の環境（草刈り等）に無関心の方が多いと思います。行政の美化運動PRが必要と思います。
70	・ごみ集積所の数をもう少し増やせれば増やしてほしい。自宅から遠いところにごみ集積所がある人が多く感じました。
71	・三陸自動車道下の側道に不法投棄物が散乱している。防止策について検討していただきたい。
72	・航空自衛隊松島基地OBだが、ブルーインパルスのスモークは世界的な問題だ。大気汚染をここ宮城県、東松島市から改善しなければ環境の問題解決にはならない。航空業界ではFAA（アメリカ連邦航空局）が航空機の排煙の使用、消費、利用の改善を目指し、アメリカ空軍にもカラースモークの規制をしている状況である。民間航空においても、バイオ燃料等の利用にしている。例外で、イギリスは海洋国、でも特別にエリザベス女王の行事においてだけカラースモークを使用した。ブルーインパルスの排煙は現役時、金華山の付近で演技、排出した。何十年経っても、矢本上空でやるとは環境問題の最たることだ。
73	・太陽光発電や蓄電をしている家庭に対する助成（導入時に限らず）。経費をかけて環境に寄与しているので。

No	自由意見
74	・道路脇の雑草が道路まで倒れていて他県からブルーインパルスを見に来てくださる方々はどう思うでしょうね。矢本駅前を男の人2人が交代で掃除をしてくださっているようですが、タクシーの車が停車をしているのですが、車に乗ったままお手伝いをすることなく、タクシープールなので自分たちも率先してやるという気持ちになってほしいと思います。２社の経営者の方の指導をしてほしい。
75	・市街地内の緑化（樹木の植栽）。
76	・航空自衛隊松島基地の騒音について、東松島市として積極的に低減に向けた改善策を講じるよう、国、県等と調整を図ってほしい。現状では、国防に関することとして積極的に関与せずに逃避しているように映る。なかなか難しいこととは思うが、市民の健康を守る観点から頑張ってもらいたい。期待しています。
77	・石巻市まで行くのに一直線の素晴らしい道路ができて、より近くなって便利にはなったが、大型トラックの通行により危なくなっている。結構スピードを出して走行しているので危険を感じる。大型トラックなどは、以前からある道路を走ってもらうとか考えるべきかと思う（住宅街だから）。夜もトラックによる地響きが激しく、地震と間違えて恐怖を感じることがある。 ・風の向きによって堆肥のにおいがひどい。航空自衛隊松島基地の前の方の田んぼに、以前かなりの堆肥があったが何も囲われてなく、ただ放置してあるように見えたがそれが原因かと思った（今はどうなっているかはわからない）。指導してもらいたい。 ・声をあげて言うのができないからこういったアンケートの場所があると良い。 ・ブルーインパルス、F2戦闘機の騒音について、以前と飛行ルートが違っているはずなのに、防音工事対象外の家に対して何も保障はないのですか。そもそも補助金の防音工事は今あるのですか。 ・三陸自動車道矢本インターチェンジ付近が不法投棄されたごみで常に汚い。
78	・他の地域に比べて、資源ごみの収集が毎週行われるので大変助かる。きちんと分別して出したいと思う。
79	・親子で楽しみながら取り組めるイベント等があれば良いと思います。地域の美化活動もただごみを拾うのではなく、子どもも楽しくやる気をもてる内容。 例　ごみ拾い選手権→たくさん拾った人が勝ち 分別早技大会→ごみの分別を正確にできたらクリア 環境川柳 マイエコバッグを作ろう 出動！子どもごみ収集隊（高齢者等でごみを捨てるのが大変な方に対して） 子どもが参加すれば親もついてくる。地域ぐるみで取組ができていれば地域コミュニティや支え合い活動にもつながるのではと思います。取組を推進するための補助金やモデル地区の選定などもいかがでしょうか。一つひとつの取組が未来につながると思います。
80	・地域の清掃、回り番のごみ集積所の当番等、年々高齢になり清掃時への参加も難しくなり、ごみ集積所の当番時の箱出しなど非常に厳しくなり、少しでも地域の美化活動をしたくてもなかなかできなくなってきました。粗大ごみのように何か月に1回でも良いので、リサイクル用品又は資源用の大きい物は回収してほしいです。
81	・私は東京都生れです。仕事の関係で、矢本と仙台市を行ったり来たりの生活をしています。住所は東松島市です。東松島市は、住み良いし人柄も良し。 第1　夜空の星がはっきり見えること 第2　地域の方々は姉妹のよう 自宅で採れた野菜をたくさん食られること、お米もおいしい。自宅の前の畑は、復興畑として、東日本大震災後、無償で貸していて、本当に楽しそうです。私は何もできないが、自宅では義母が1人で畑仕事し、機械とともに耕して、とても楽しいと話しています。働きながら、たくさんの習いごともしているし、すばらしいと感謝していますが、その後のことが心配です。母は楽しみで畑仕事をしてますが、91才ですからネ。みどりが美しい山、川あり。
82	・太陽光発電、蓄電池を導入しようと検討しておりましたが、思っていたよりも東松島市の補助金が少なかったため断念しました。補助期間、補助金が増えれば良いなと思います。
83	・緑ヶ丘二丁目在住の者です。ここ2年程、道路に面した山の斜面に除草剤を散布されています。斜面の土が大雨の後に流出されているのを見かけられますが、除草剤の影響かと思われます。以前は業者さんの草刈りでしたが、その頃はこのようなことはありませんでした。どうして除草剤散布に変更されたのでしょうか。
84	・航空自衛隊松島基地の飛行機の騒音が特に気になる。飛行機が飛行していない日が、静かな日々にホッとする。
85	・生まれてこれまでずっと矢本です。航空自衛隊松島基地の飛行機の騒音はあるものの、これも生まれた時から変わらずのものです。田畑があり、滝山がある変わらない自然がありがたいです。九州からの帰りの飛行機から見えた阿蘇でしょうか。何か人工的な、異様な光景に愕然としました。ソーラーパネル・・・だったのだと思います。エネルギー問題があるのはわかりますが、あまりのショックでドキドキが止まりませんでした。人間のためにも、ともに住む動植物のためにも、自然はどうしても守りたいと思い願います。
86	・環境未来都市、脱炭素先行地域である東松島市ですが、環境行政があまり重要視されていないと思います。日本政府から認定されているので、それに見合う施策や取組を展開してほしいと思います。SDGs・脱炭素社会推進課とも連携して、東松島市の環境行政をより良い方向へ進めてください。
87	・自分の家の周りだけでも草を取ってきれいにしていれば、どこから見ても美しく見えるので、毎月取りなさいというわけではないので、5～10cmくらいに伸びたら各自草を取るようにしたら、どんなに気持ちが良いでしょうね。
88	・赤井の中区と下区の裏の道路は、狭まく車のすれ違いが大変である。冬になると、雪で尚更大変になるので、道路を拡げていただきたい。
89	・東松島市だけでなく、周辺の市町村と連携して取組が効果のある方法だと思います。また、奥松島、大曲、大塩など景観のすばらしいものがあるので、それを生かして守っていきながら暮らしやすいまちになっていけたら！と思います。
90	・猫の糞で困っています。いろいろなものを買って試したのですが全然だめでした。猫を見つけても野良猫なのか飼い猫なのかどこの猫なのかもわからない状態です。飼い猫にも犬と同様に首輪をつけた方が良いと思います。目印になるような物。猫にも義務付けが必要だと思います（お金がかかっても仕方ないと思います。）。犬にはいろいろありますから・・。
91	・全国的にクマ問題がありますが、東松島市でも今後例外でなくなってくると思うので早急に対策が必要と考えます。
92	・燃えるごみとプラスチック類を分ける取組は、とても良いと思っていました。以前、ごみの学習で施設に行った時、「東松島市は石巻市よりも燃えるごみの量が少ない」（確か1年間でみると1人あたり1kgも違っていて驚いた記憶があります。）と話していました。これからも続けていきたいところです。個人では、ごみの分別、リサイクルなどできることから取り組んでいきますが、市の方針として行うことには協力していきたいと思います。

No	自由意見
93	・三陸自動車道のフェンス沿いに多数の捨てられたごみがみられる。 ・三陸自動車道のフェンス沿いの除草を定期的に実施してほしい。 ・市街地以外の歩道の除草が行き届いていない。
94	・クマ怖い。
95	・隣の薪ストーブの炭煙に非常に迷惑しています。
96	・防災行政無線でクマの出た場所等をはっきりくわしく再度放送をお願いします。
97	・地区によって情報共有が成り立たない。取組の内容及び行動が聞こえないし見えない、声がけがまったく無い。主となる方がもう少し幅広く声がけをしてほしいと思います。どんな取組をしているのか分からないのでアイデアが出ない。
98	・自分の意見としては、便利さに変えられるものはなくて、環境に関する取組は十分であると思います。リソースを環境にかけるのではなく、育児であったり、福祉に回すことで自元愛が生まれ、将来的により良い環境を作っていく人材になるのだと思います。短期的ではなく、長期的にモノではなく、ヒトにリソースを割くようお願いします。
99	・年々増える空き家、耕作放棄地の雑草は、火災予防、衛生面で良くない。
100	・宮戸に釣り、8月には桃を時々買いに、秋に遊覧船にとても良い景色に感動され、仙台市からの客にも喜んでもらいました。
101	・ごみの分別で捨て方が迷う品目を一覧で確認できる冊子などがほしい。
102	・高齢下社会の中でどうまちを守っていくのか、人口はますます少なくなることを考えての取組を見てみたいです。教えてほしい。ほぼヨボヨボおばあさんです。皆さんの働きに期待して、自分にできることを最後まで頑張れたらと思っています。
103	・月に1～2回の粗大ごみの回収をお願いします（無料）。
104	・環境美化活動の一環として草払い、花苗植栽活動等しております。
105	・なるべくごみを減らせるよう面倒がらず、全ての家庭が協力できるよう、何らかのやる気の出るイベントなどをやって盛り上がれば良いと思います。頭の中にごみの量はすごいだろうなぁ～、お金もかかるだろうと思いながらも（全体の処分量）、いつも週2回燃えるごみを出しております。
106	・ここ5、6年で人口や住宅も増え、それに伴い騒音がひどくなったと思います。また、住宅も増えてきましたので、夜など暗いところが多い。街灯がいろんなところにもうすこし増やしていただければと思います。
107	・東松島市がこれまでに取り組んだメガソーラーや新電力、また廃食油回収などのその後の情報が途絶えていて市民としては疑心暗鬼になっている。正確な情報を我々一般市民にも分かりやすく知らせるべきではないか。
108	・各地域の市民の協力にて、通常ごみ集積所へのごみ出しの際、分別の仕方等でMP指導により脱炭素削減の協力必要と思います。多少でも温暖化防止が環境政策の基本になると思われます。
109	・風光明媚で日本三景松島にも負けない景観を誇る野蒜、宮戸地区の文化的価値を大切に守り、未来につなげていくことは、今を生きる私たち住民の重要な使命だと思う。国籍不明の金儲け主義の無責任な業者が、空地と見れば土地の価値など関係なく安易にメガソーラーを設置していく。これらは景観を損ね、将来的には有害物質の流出、拡散により土地が汚染される。また、後々使用できなくなったソーラーパネルの無責任な大量廃棄も懸念される。負の遺産となった時、その責任はいったい誰がとってくれるのか？なので土地を管理する側の人たちには今、将来を考えて慎重に取り計らってほしいと願います。 ・近くの山々の松枯れが今年は特に目立つ感じがします。また、車道にまで鬱蒼とした木々、大木が伸び放題で車道にまで覆い被さるような状況のところもある。それに松枯れなどの枯れた木が道路側に倒れそうになっているところも多々見られるので、山の持ち主の方には里山の管理をしっかりとしていただきたいと願っております。
110	・老人には住みにくいまちです。 ・バスの運営がない。 ・ほかより住民に対して補助が少ない。
111	・急に思いつかないが、徒歩で市内を巡ってみると、学童が通学路としている道路に街灯が少なく、日が暮れると植え込みから変質者が出て来ても分からず危険に曝されている可能性が高いと感じるところが多い。東松島市役所付近でもそう思う。 ・車の生活ばかりでは無い。小中学生の下校時に合わせ、明るさのあるまちにしてほしい。
112	・毎年、沿道脇の花壇が花で綺麗にされていてとても良いなぁと感じています。また、公園も定期的に雑草を刈ったり、地域で除草作業をすることによって、自分たちで綺麗にしたのだから、汚さないで使おうと意識してできるようになっているのも良いですね。 ・私は、東松島市で育って今現在も東松島市で子育てをしていますが、身近なところに山や海があって触れる機会が多いので、とてもありがたいと思っています。子どもと大人と一緒に参加でき、環境について、また、食について、一緒楽しく学べる機会があると良いなぁと思います。子どもたちも参加したくなるような企画があったら、よろしくお願いします。
113	・土葬墓地反対。 ・ソーラーパネル推進反対。 ・原発再稼働化早期実施。
114	・わざわざ野蒜地区や小野地区から国道45号を通って東松島市中央付近で暴走する連中を何とかしてください。ガソリンの無駄です。
115	・東松島市市民体育館は、どうして夜間に門を閉めないのでしょう。体育館利用者が酷いと夜の10時を回っても大きな笑い声を出していつまでも居座っています。警察を呼んだこともありますが、懲りないのでしょうね。根本的な解決には至ってないです。住宅隣接地なりの配慮ができないなら、矢本西市民センターのように門を閉めて、出ざるを得ないようにしてほしいです。東松島市役所の方も駐車場を利用しているのは知っていますが、それはそちらの都合です。迷惑な思いをしている住人のために、しっかりとした対策を本気で考えていただきたい。
116	・より良く住みやすいまちになっていくことを願っています。頑張って欲しいです。
117	・東松島市内のコンビニのごみ箱の撤去を望みます。当たり前のように捨てている人が多すぎます。
118	・三陸自動車道出口付近にかなりのごみが散乱している。 ・赤井堀への不法投棄が酷い。洗濯機やガスボンベまで捨てられている。 ・近所に猫が増え過ぎている。餌付けをやめてほしいが角が立つので言えない。猫の糞尿の被害を受けている。
119	・再生可能エネルギーと言われる太陽光発電諸々が、長期的視点で見ると本当に環境に優しいものなのか、環境未来都市なら深い議論と施策が必要になるのではないかと思います。
120	・週末になると、夜にバイクで爆音を出して走り回る人がいるので、環境問題のはじめは、これを取り締まらないと始まらない。

No	自由意見
121	・道の駅東松島ができて、東松島市産の商品は地産地消になるのが良いと思います。 ・東松島市としての環境問題自体は何なのかわからない。実際の取組が何なのか、情報発信が少ないのではないのでしょうか。 ・東松島市には野蒜海岸があり、大きな二つの川があります。上流からごみが流れてくれば、海岸に流れてきます。これは、東松島市だけではなく、上流の市町村にも関わってくる問題だと思います。他の市町村と連携を取って対策した方が良いかと思います。
122	・段ボールや雑誌、古着、使わなくなった食器、家電、廃食用油などのリサイクルステーションを各市民センターに作ってほしい。 ・気候が変化してきているので、道路脇のサルビアロードなど花が枯れて格好が悪いので違う形でキレイなまちを表現できないでしょうか？
123	・市民一人ひとりが地域の環境を大切にしようと思えるよう。東松島市への愛着を高められると良い。市の魅力アップ！
124	・正直、東松島市が環境保全に取り組んでいるとは感じたことがない。
125	・東松島市役所の老朽化、矢本駅の利便性の向上、市民バスの導入など生活環境の向上をお願いします。
126	・田舎の方にも下水設備を整えてほしいです。
127	・空き家の対策、私有地の雑草対策等に力を入れていただければと思います。
128	・宮城赤井郵便局南側にある南赤井児童公園の草刈り回数を増やしてほしい。特に、今年は膝上まで草が伸びてる期間が長く子どもたちが利用できなくて可哀想でした。
129	・東松島市の豊かな自然を多くの人に知ってもらうために、また、ブルーインパルスの魅力を知ってもらうために、キャンプ場の建設を検討してもらえませんか?
130	・日本のルールを守れない外国人の移住は反対（治安悪化するため）。
131	・特にありません。
132	・きれいなまちにする。維持する。景観、清潔さも含め。
133	・宮戸地区の縄文集落を観ると、長いスパンで見れば些細なことでも、できることは、できる範囲で行って積重ねる姿勢が未来にとって、良いものを残せることに思える。
134	・航空自衛隊松島基地のブルーインパルスの朝夜の騒音が酷いです。テレビの音が聴こえず、音量を上げざるを得ません。夏場は、風向きによって排気ガスの異臭が家に入り、換気にも困っていました。 ・ペットを飼われている方のマナーの悪さが目立ちます。犬の糞尿で後始末をされない方が多く、自宅の塀が汚れ、掃除をしても、対策を行っても、改善する余地が無く呆れるほどです。犬の散歩をされている方をあちこち見掛けますが、手ぶらで散歩されて、糞尿始末をされないのは不法投棄かと思います。環境問題の初歩的なことと思います。
135	・公共交通機関からアクセスしやすい公園や商業施設を増やすことにより、もっと人が来やすい環境を作るべきである。そうすることにより、東松島市の需要が増え、経済的にももっと豊かになると考えられる。 ・高齢者が増加している中で、市営の公共バスを導入するべきと考える。なぜなら、高齢者の安全を考慮し、全世代が安心安全なまちづくりが必要となるためだ。
136	・歩道の整備や設置、小中学校周辺道路の時間規制等、環境の前に人を育てましょう。
137	・ハクビシンが庭にきて糞害等の被害があります。浜市周辺の岸壁を散歩したときにも、それらしき糞が距離感をおいて山を作っておりました。駆除ではなく、共存していくためにどうあるべきか考えていただけませんでしょうか。また、太陽光発電を設置しておりますが、電力の有効活用に向け、蓄電池の補助制度があれば助かります。ご検討よろしくお願いします。
138	・生ごみ処理機のレンタル（購入前に試せるように）、買う際の購入資金補助。 ・各地区での廃品回収も良いが、その日まで家での保管に場所を取られるし、担当者の負担にもなるので、他の資源ごみと同様に毎週ゴミステーションに出せるようにしてほしい。 ・地区ごとにごみステーションの形が様々で、ネットを掛けるだけの地区はネットが壊れていたり、きちんとあったとしてもカラスに荒らされて周辺が汚くなっているので、きちんとした囲いの置き場にしてほしい。
139	・決められたごみ集積所ではなく、他の班や関わりのない住民が捨てて行ったり、分別を守らない、特に粗大ごみをそのまま捨てる方が多いのが気になる
140	・電気自動車等の普及に伴う充電器の設置数が少ないと思うので、公共施設等に積極的に設置してほしい。また、民間に充電器の補助金制度も検討してはどうでしょうか?
141	・環境問題やその他でも、市民の先頭に立ち市議会議員さんにもっと活躍してほしいです。1ヶ月の活動報告書など、市民に教えてほしいです。東松島市は、文化的水準が低いと思います。環境問題、文化的指導者、歴史的指導者それぞれ市議会議員さんがリーダーになり、勉強会など開いてほしいです。
142	・自然に優しい取組（再生可能エネルギーを用いた発電など）を行うことは大切だが、自然を守るという目的からは逸脱しないでほしい。設備設置のために土地を切り拓いたり、アピールのための設備設置や投資はしないでほしい。
143	・近くの市営住宅の治安環境が悪すぎる。もっと厳しく様子を確認してほしいです。
144	・高齢者が多い割に道路がでこぼこして歩きづらい所が多い。走行補助器具や杖などを持っている人もいるのだから、環境云々の前に道路状態をきちんと整備してほしい。
145	・東松島市の環境については、他の市町村に比べてほぼ満足して生活していますが、このアンケートを機会にもっと色々なことを考え、積極的に取り組めるように努力していきたいと思います。

※1　特定される個人名、会社名等は削除しました。

※2　施設等の名称は、正式な名称に訂正しました。

【東松島市環境に関する意識調査結果（事業所アンケート）】

Ⅰ　調査の概要

１　調査目的

事業活動における環境への考え方や環境への取組状況等について、事業者の意向や要望等を把握し、「東松島市第２次環境基本計画」等の見直し及び「東松島市第３次環境基本計画」等の策定を行うための参考資料とする。

２　調査対象及び調査方法等

（１）調査対象：市内の事業者
（２）対象社数：300 社
（３）抽出方法：無作為抽出
（４）調査方法：郵送、LoGo フォーム
（５）調査時期：令和７年 11 月 18 日～12 月 19 日

３　調査内容

（１）事業者の属性
（２）環境保全への取組状況について
（３）環境管理に関する体制づくりについて
（４）環境保全活動に関する広報・啓発活動について
（５）環境施策に関する要望等について
（６）自由意見

４　回収結果

（１）回答社数：120 社
（２）回 収 率：40.0%

５　報告書の見方

（１）集計結果の数値は、回答率「%」で表記しています。「%」の母数は、その質問項目に該当する回答社数とし、「ｎ＝〇〇」と表記しています。また、複数回答可の回答についても「%」の母数は、回答者数としています。
（２）回答率は、小数点第２位を四捨五入しています。そのため、各%の合計が 100%にならない場合があります。また、複数回答可の回答は、母数に対する回答率であることから、回答率の合計が 100%を超える場合があります。
（３）本文、グラフ、表のタイトル等は、語句を短縮又は簡略化している場合があります。

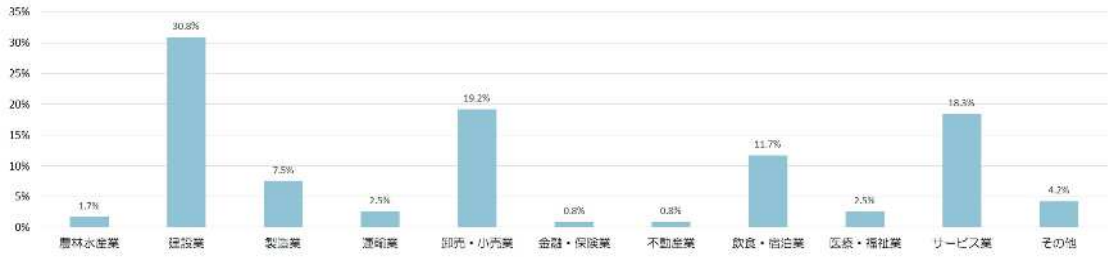
Ⅱ　調査結果

1　事業者の属性

（1）業種（問 1-1）

回答社の業種別では、「建設業」が最も多く 30.8%（37 社）、次に「卸売・小売業」が 19.2%（23 社）、「サービス業」が 18.3%（22 社）でした。

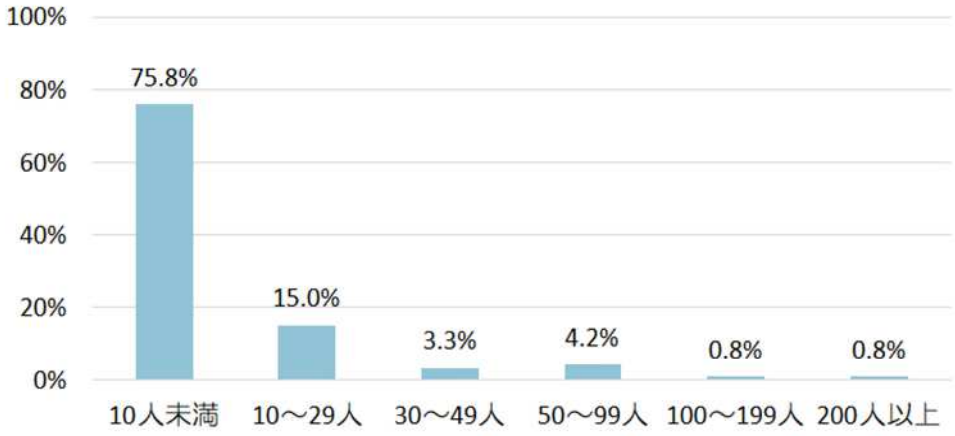
（n=120）



（2）従業員数（問 1-2）

回答社の従業員数別では、「10 人未満」が最も多く 75.8%（91 社）、次に「10～29 人」が 15.0%（18 社）、「50～99 人」が 4.2%（5 社）でした。

（n=120）



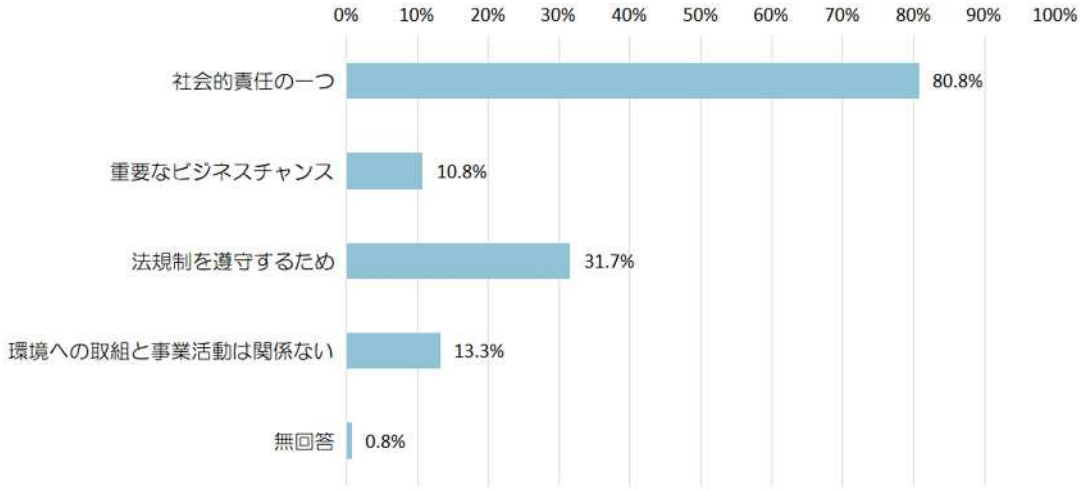
2　環境保全への取組状況について

（1）環境保全への取組の位置付け（問 2-1）

「社会的責任の一つ」が 80.8%と最も高く、自律的かつ積極的な姿勢がうかがえます。

一方、「環境への取組と事業活動は関係ない」が 13.3%であり、環境保全活動に消極的な事業所も一部見受けられました。

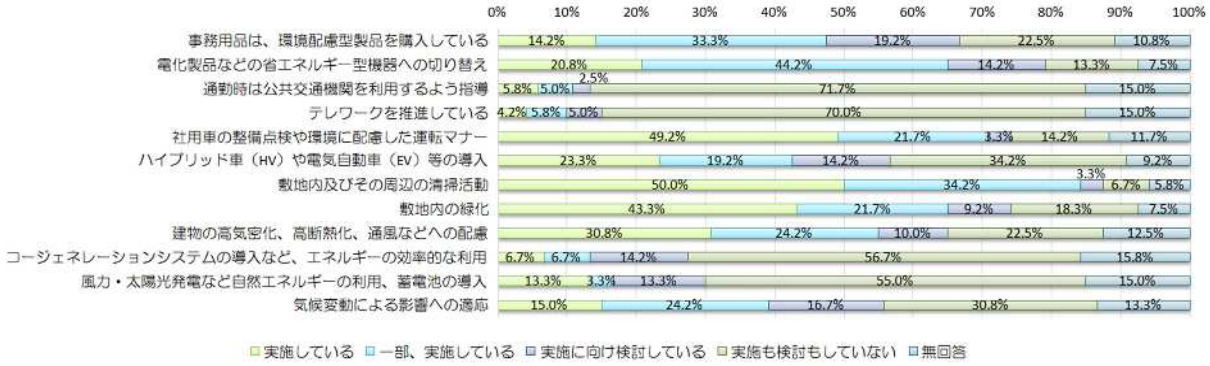
（n=120）



（2）環境保全の取組状況について（問 2-2）

「敷地内及びその周辺の清掃活動」が 50.0%と最も高く、次に「社用車の整備点検や環境に配慮した運転マナー」が 49.2%、「敷地内の緑化」が 43.3%でした。

（n=120）

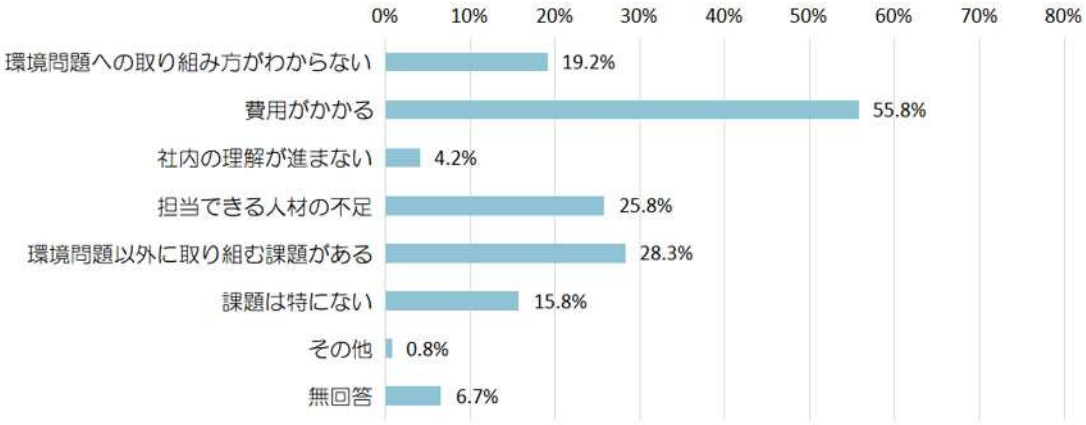


（3）環境に配慮した取組における課題（問 2-3）

「費用がかかる」が 55.8%と最も高く、次に「環境以外に取り組む課題がある」が 28.3%、「担当できる人材の不足」が 25.8%でした。

また、「環境問題への取り組み方がわからない」が 19.2%であり、環境に関する情報の活用方法が課題になっています。

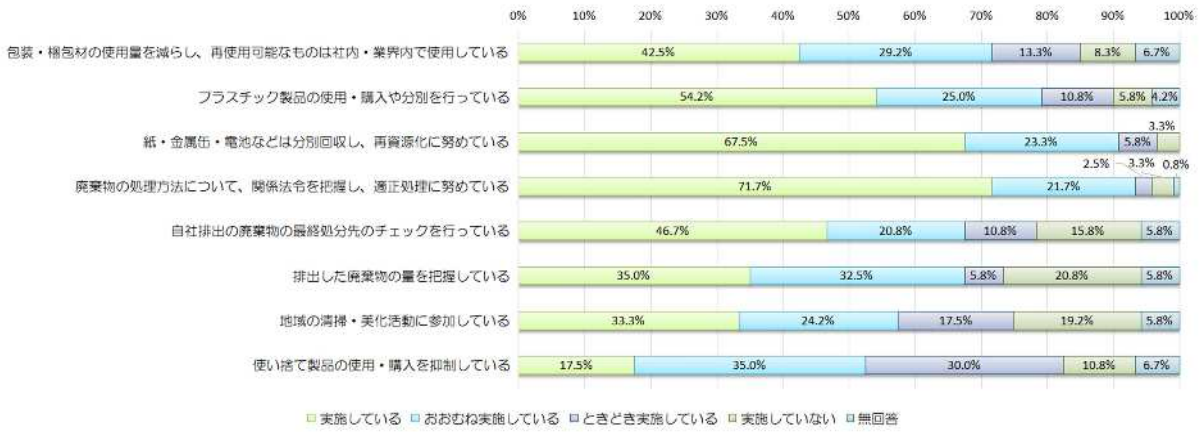
（n=120）



（4）ごみ問題に関する取組について（問 2-4）

「廃棄物の処理方法について、関係法令を把握し、適正処理に努めている」が 71.7%と最も高く、次に「紙・金属缶・電池などは分別し、再資源化に努めている」が 67.5%、「プラスチック製品の使用・購入や分別を行っている」が 54.2%であり、廃棄物の適正処理と再資源化意識の高さがうかがえます。

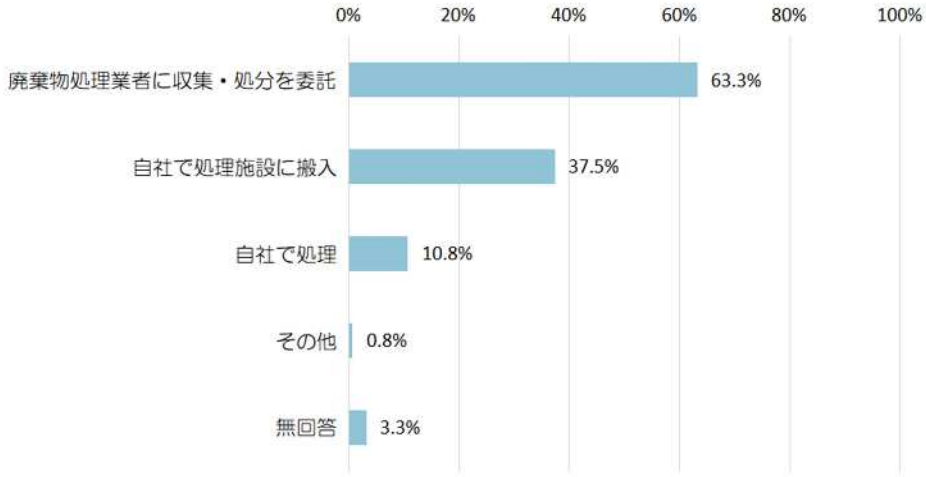
（n=120）



（5）廃棄物の処分方法（問 2-5）

「廃棄物処理業者に収集・処分を委託」が 63.3%と最も高く、次に「自社で処理施設に搬入」が 37.5%、「自社での処理」が 10.8%でした。

（n=120）



（6）新エネルギー機器等の導入状況（問 2-6）

「LED 等の環境配慮型照明」が 63.3%と最も高く、次に「太陽光発電システム」が 17.5%、「ヒートポンプ型給湯器類（エコキュート等）」が 12.5%でした。「LED 等の環境配慮型照明」以外の新エネルギー機器等は、導入が進んでいない状況にあります。

（n=120）



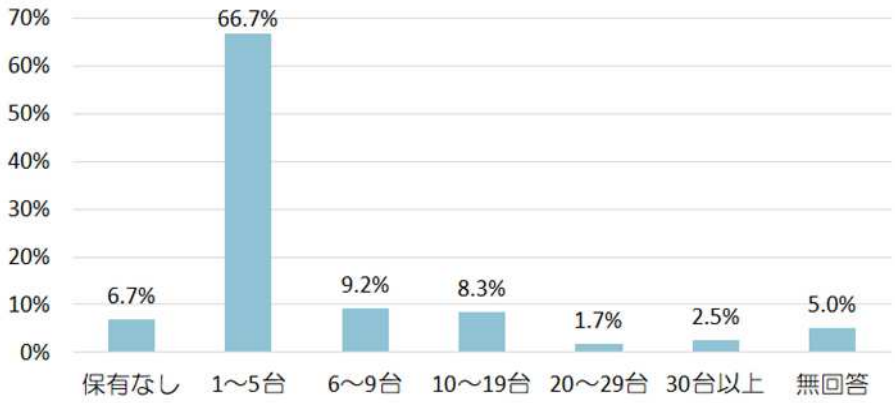
（7）保有する車両について（問 2-7、問 2-8）

保有台数は、「1～5 台」が 66.7%と最も高く、それ以外は全て 10%未満でした。

保有する車両の種類は、「ガソリン車」が 84.8%と最も高く、次に「ハイブリッド車（HV）」が 47.3%でした。

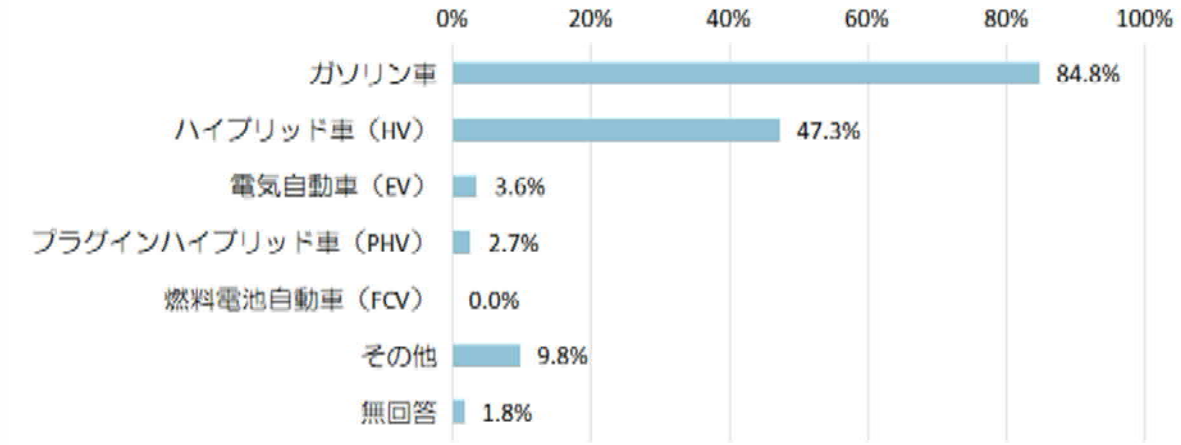
（n=120）

《保有台数》



（n=112）

《車両の種類》



3　環境管理に関する体制づくりについて

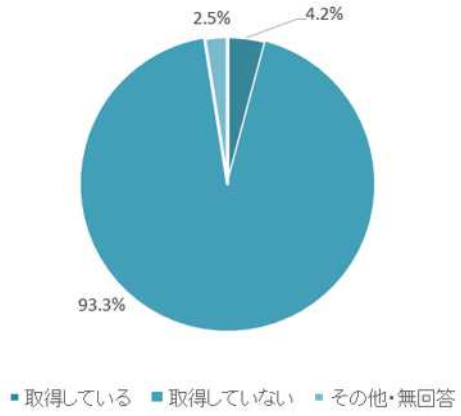
（1）環境マネジメントシステムの認証取得状況（問 3-1、問 3-2）

「取得している」が 4.2%であり、「取得していない」の 93.3%を大きく下回りました。

また、取得に向けた体制づくりは、「進めていない」が 93.8%でした。

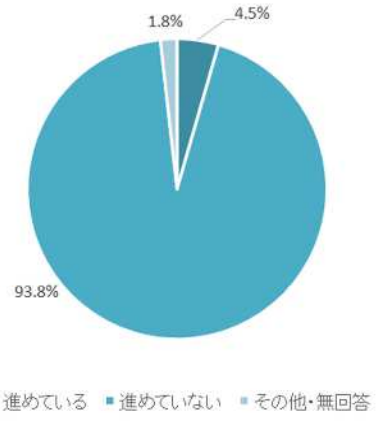
（n=120）

《取得状況》



（n=112）

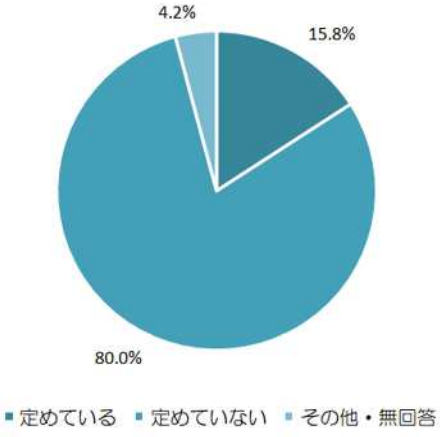
《取得に向けた体制づくり》



（2）環境保全に関する目標や指針について（問 3-3）

「定めている」が 15.8%であり、「定めていない」の 80.0%を大きく下回りました。

（n=120）



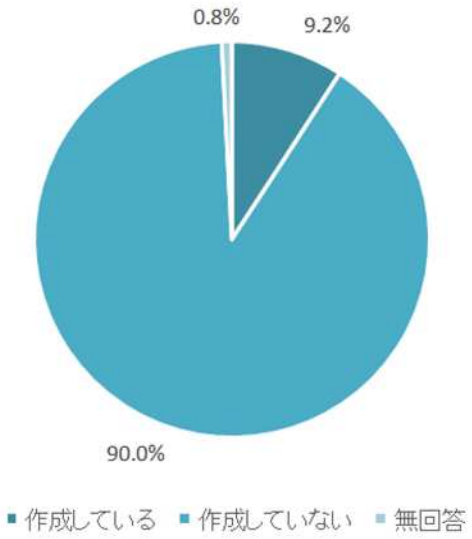
（3）環境管理に関するマニュアルの作成状況について（問 3-4、問 3-5）

「作成している」が 9.2%であり、「作成していない」の 90.0%を大きく下回りました。

また、作成されたマニュアルには、「不要な照明の消灯や空調の温度設定による節電」及び「適切なごみの分別、廃棄物・古紙などのリサイクル」が 100%記載されています。

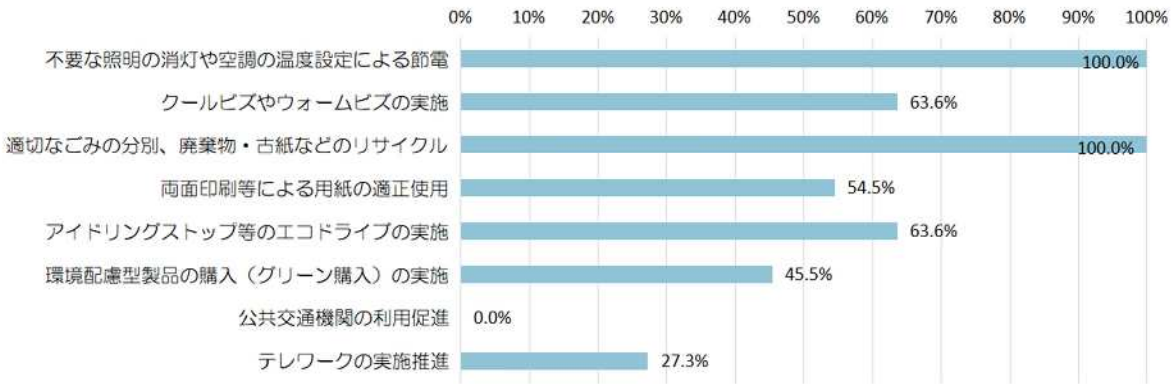
（n=120）

《マニュアル作成状況》



（n=11）

《作成している場合のマニュアル記載内容》

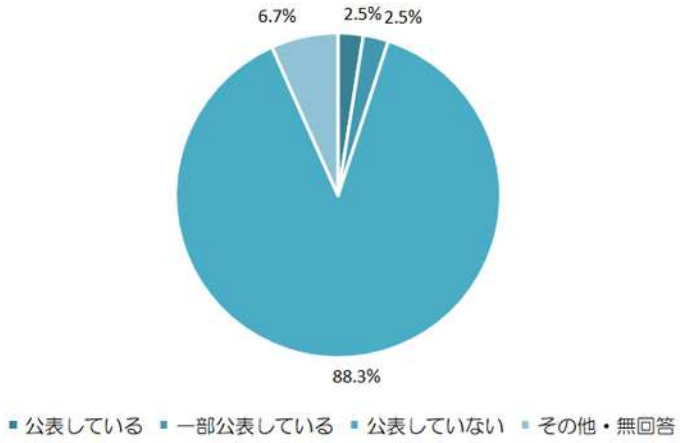


４　環境保全活動に関する広報・啓発活動について

（１）環境保全活動に関する技術・管理手法などの情報公開（問 4-1）

「公表している」及び「一部公表している」がそれぞれ 2.5%であり、「公表していない」の 88.3%を大きく下回りました。

（n=120）



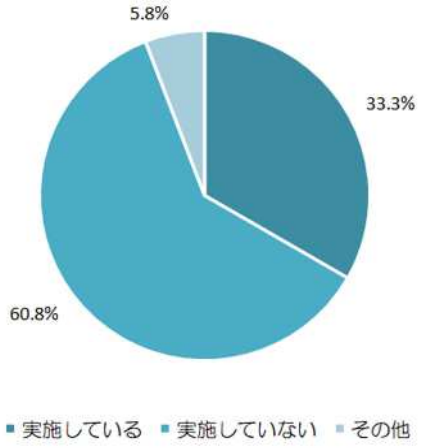
（２）地域の環境保全活動への参加・協力について（問 4-2）

「実施している」が 33.3%であり、「実施していない」の 60.8%を下回りました。

また、実施している場合、「事業所内や周辺の道路河川の清掃・緑化」が 80.0%と最も高く、次に「地域の環境保全活動への参加や市民団体への支援」が 50.0%でした。

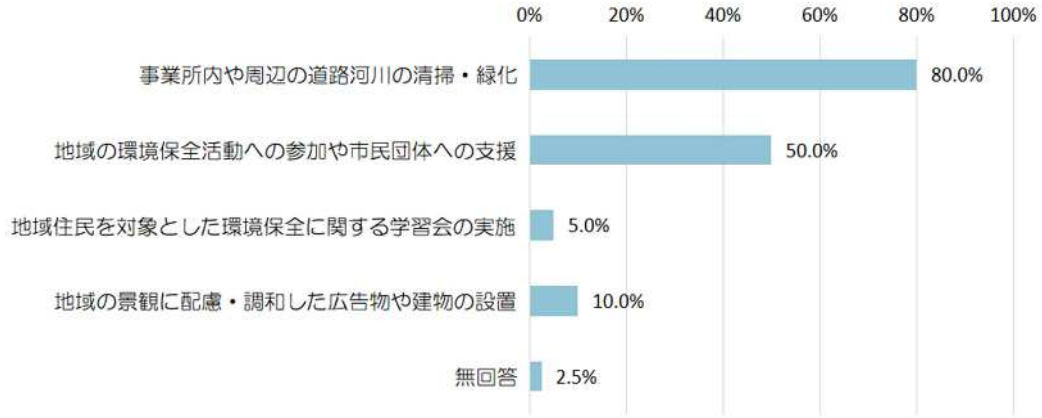
（n=120）

《環境保全活動への参加状況》



（n=40）

《実施している場合の活動内容》



５　環境施策に関する要望等について

（１）推進すべきと思う施策（問 5-1）

「ぜひ行ってほしい」又は「出来れば行ってほしい」と回答した割合については、「資源リサイクルの推進」が 83.4%と最も高く、次に「事業者が行う環境保全活動への支援の充実」が 70.8%、「再生可能エネルギー導入のための施策」が 66.7%でした。

（n=120）



6　東松島市の環境に関わる自由意見

回答いただいた 120 社のうち 12 社から意見を頂戴しました。

No	自由意見
1	・東松島市内に所在し、福祉介護と人々を相手にしている企業として協力はしたいと思っております。ご指導の程宜しくお願いします。
2	・事業内容と規模にあった回答例がなかったため、質問に答えにくかった。
3	・東松島市内には大量にエネルギー消費する企業が少なく省エネ対象者は少数な気がします。 ①酪農・肉牛農家が多いと思われますので、ゲップから出るメタンガスの利用を促進する ②航空自衛隊松島基地には全体の合併処理槽が有ると思いますのでその温排水をエコキュートに利用する。 ③再エネ対策として ⅰ 鳴瀬川、吉田川での小水力発電の検討（農業水路含む） ⅱ 生ごみを分別し資源化を第三セクターで行い、ごみ焼却炉の発電効率を上げる方策 ⅲ 高齢者の車運転は危険であり、ガソリン消費を減らすためにもボランティアバス（小中学生も対象）を運行する施策
4	・三陸自動車道矢本インターチェンジ出入口や県道などに缶やプラスチックごみなどのポイ捨て、投げ捨てなど見えにくい場所が無限にある。ボランティアの人たちが一生懸命回収していますが、すぐに汚くなっている。対策を立てないと、「悪い」、「汚い」が当たり前になり、将来が不安になる。国民、県民、市民全ての人が美意識、道徳観が持てるように厳しい規制が必要。問4-3の1～4は当然、その他何をすべきか徹底した議論が必要。 「美しいまちは発展する、汚いまちは滅びる」 「大人は子どもに良い見本を、率先してやろうゴミ拾い」
5	・理想と現実をキッチリ見極め、できる考えや意見を持ち、広告だけの作成にならないようにしてほしい。
6	・矢本駅周辺などの環境整備を早くしてほしい。公園などもお願いしたい。
7	・EV充電インフラが少ない。道の駅などに設置したほうが良い。
8	・もっとやるべきことがある。そちらへの力を入れてほしい。
9	・山を崩さず、自然と共存できるようにお金をかけず、できることを推進してほしい。
10	・ごみの減量化のために、生ごみを回収して、バイオガス発電の施設に搬入するという方法があります。容器包装入りのものやドラム缶、パレット積みの物を受け入れ可能ということです。循環型社会の構築のためには、お金もかかるようになると思いますので、若いファミリー層に移住してもらえるように、まちの中心部に誰もが気軽に散歩したりジョギングしたり憩うことができるような緑の多い公園の新設を望みます。
11	・環境への取組は、大切だと思いますが、東松島市のコストや企業のコストがどれくらいかかるのか試算が必要かと思います
12	・このまちの特産品でもある牡蠣の殻を有効活用して土壌改良や建築関係の資材活用に回せないか。 ・米の収穫後に出る籾殻をバイオ燃料やペレット剤で燃料等の何かに活用できないか。 ・空き家が多くなっている中で竹林が広がりつつあります。竹籠や燃料等、有効に活用できる何かあれば助かると思います。

※1　特定される個人名、会社名等は削除しました。

※2　施設等の名称は、正式な名称に訂正しました。

６　用語解説

【英数字】

◇ISO14001

組織が 環境マネジメントシステム（EMS） を構築及び運用し、環境負荷の低減、法令順守及び継続的改善を進めるための国際規格です。

◇J ブルークレジット

海草藻場、海藻藻場、干潟、マングローブなどの「ブルーカーボン生態系」が吸収及び貯留した CO_2 量を認証し、取引できるクレジット制度。

◇Lden

航空機騒音の環境基準における評価指標。時間帯補正等価騒音レベル（単位：dB（デシベル））。

◇RE100

Renewable Energy 100%。事業活動で使用する電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目標とする国際的な企業イニシアティブ。

◇SBT

Science Based Targets。パリ協定が定める「気温上昇を 1.5℃以内に抑える」目標と整合した科学的根拠に基づく企業の温室効果ガス削減目標。

◇30・10 運動

宴会や会食での食べ残しを減らすための行動キャンペーン。ルールは、「乾杯後の最初の 30 分は席を立たず、出された料理をしっかり食べる」、「お開き前の 10 分は席に戻り、残っている料理を食べきる」の二つ。

【あ行】

◇アイドリングストップ

自動車が停車中にエンジンを不必要に空転させないよう、エンジンを止める行為、機能及び取組。

◇一般社団法人東松島みらいとし機構（HOPE）

宮城県東松島市で東日本大震災からの復興と持続可能なまちづくりを推進するために設立された中間支援組織です。東日本大震災からの復興は、単なる復旧ではなく、課題解決型の復興を実現するため、東松島市復興まちづくり計画のリーディングプロジェクトを事業化する組織として設立されました。民間企業、大学、NPO などと連携しながら、行政だけでは担いきれない地域課題の解決を進める役割を担っています。

◇エコアクション 21

環境省が策定した環境マネジメントシステム（EMS）。中小企業、自治体、学校などのあらゆる規模、業種の組織が環境経営に取り組みやすいよう設計されています。

◇エコツーリズム

自然環境や歴史、文化などの地域固有の資源を体験しながら学び、その保全にも責任を持つ観光のあり方。

◇温室効果ガス

地表から放射される赤外線（熱）を吸収し、大気を温める気体の総称。

【か行】

◇外来種

人間の活動によって、本来の分布域の外から持ち込まれた生物。意図的又は偶発的を問わない。

◇化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物などの汚れを化学的に酸化及び分解するときに消費される酸素の量を示す指標です。「水の汚れを化学反応で測った数値」 です。COD の値が高いほど、水が汚れていることを意味します。

◇カーボンクレジット

温室効果ガスの削減量及び吸収量を数値化し、取引できる仕組み。

◇カーボンニュートラル

温室効果ガスの「排出量」と「吸収量及び除去量」を差し引きして、全体として実質ゼロにすること。

◇丘陵地

平野と山地の中間に位置し、なだらかな起伏が連続する地形。山地より緩やかで、平野より起伏があることが特徴。

◇クーリングシェルター

改正気候変動適応法に基づき、市区町村長が指定する「指定暑熱避難施設」 の通称。熱中症特別警戒アラートが発表された際に、住民が暑さをしのぐために利用できる冷房設備を備えた施設として開放されます。

◇グリーンインフラ

自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土、都市、地域づくり及びウェルビーイング（身体的、精神的、社会的に全てが満たされた持続的に良好な状態のこと）の向上に貢献するものです。

◇グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷がより少ないものを優先的に選んで購入すること。単に「安いものを買う」ではなく、環境性能、品質、価格、供給能力などを総合的に判断して調達を行う考え方です。

◇県立自然公園

県知事が、その県を代表する優れた自然の風景地を県の条例に基づいて指定する自然公園。自然公園制度全体の目的は、優れた自然の風景地を保護しつつ、その適正な利用を促進し、国民の保健、休養、教化や生物多様性の確保に資することです。

◇光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が紫外線による光化学反応を起こして生成される酸化性物質であり、目や喉などの粘膜に影響を及ぼすおそれがあります。海外からの偏西風による飛来や国内の自然発生源の寄与などにより、宮城県をはじめ全国的に環境基準を達成していません。

◇耕作放棄地

以前耕作していた農地のうち、過去 1 年以上作物を作付けせず、今後数年の間に再び耕作する意思がない土地。

【さ行】

◇再生可能エネルギー

自然界に存在し、繰り返し利用できる枯渇しないエネルギーのこと。

エネルギー供給構造高度化法では、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」と定義しています。

◇在来種

その地域にもともと自然に分布していた生物。人間の活動によらず、古くからその土地に生息や生育している種。

◇サプライチェーン

原材料の調達から製造、在庫管理、物流及び販売を経て、最終的に消費者や利用者に届くまでの 一連の供給の流れ。「供給連鎖」とも呼ばれます。

◇シェアリングエコノミー

個人等が保有する活用可能な資産や能力をインターネット上のマッチング・プラットフォームを通じて他者も利用できるようにする経済活動。使っていないモノや場所、スキル、時間をデジタルの仕組みを通じて必要な人と分け合う経済の仕組みです。

◇循環経済（サーキュラーエコノミー）

製品、資源及び素材を**できる限り長く使い続け、廃棄物をほぼゼロにする**経済モデル。

◇省エネルギー

同じ目的や効果を得るために使うエネルギーの量を減らすこと。「エネルギーを我慢して使わない」ということではなく、「より少ないエネルギーで同じ成果を出す」 ことが本来の意味です。

◇植林地

人が意図的に苗木を植えたり種をまいたりして造成した森林や林地。自然に生えた天然林とは異なり、目的をもって人為的に作られた点が最大の特徴です。

◇スマートグリッド

従来の電力網に情報通信技術を組み合わせ、電力の供給側と需要側が双方向でリアルタイムに情報をやり取りしながら、発電、送電、配電及び消費を最適化する次世代の電力ネットワーク。

◇スマート防災エコタウン

再生可能エネルギー、蓄電池、マイクログリッド（自営線による小規模電力網）を組み合わせ、平常時はエネルギーを地産地消し、災害時でも住宅、病院、公共施設に電力を供給できる防災型のまちづくりのことです。

◇生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物を微生物が分解するときに消費される酸素の量を示す指標。「水がどれだけ汚れているかを酸素の消費量で表した数値」 です。BOD の値が高いほど、水が汚れていることを意味します。

◇生物多様性

地球上の生きものが示す「違い」と、生きもの同士や環境とのつながりを含む包括的な概念。「生態系の多様性」、「種の多様性」及び「遺伝子の多様性」の３つの多様性があります。「種類が多い」だけでなく、食料、水、気候調整、災害緩和など、人間社会の基盤を支えるしくみそのものです。

◇絶滅危惧種
　このまま放置すると近い将来に絶滅してしまうおそれのある野生生物の種のことです。日本では環境省のレッドリストに基づいて評価及び分類されており、国際的にはIUCN（国際自然保護連合）のレッドリストが基準となっています。

【た行】

◇太平洋側気候
　日本の太平洋側に見られる気候区分で、一般に夏は高温多湿で雨が多く、冬は晴天が多く乾燥しやすいのが特徴です。

◇脱炭素先行地域
　令和32年（2050年）カーボンニュートラルの実現に向けて、令和12年度（2030年度）までに地域内の民生部門の電力由来CO_2排出を実質ゼロにし、地域課題の解決も同時に進める「先行モデル地域」。環境省が公募及び選定し、全国に成功事例を広げる「脱炭素ドミノ」 の起点となることを目指しています。

◇地域エネルギーシステム
　特定の地域内にあるエネルギー資源、需要、供給設備及び制御システムを統合し、電力、熱、冷熱などを効率的に供給及び利用する仕組み。

◇地球温暖化
　温室効果ガスが大気中に増加することで、地表から宇宙へ逃げるはずの熱が吸収及び再放出され、地球に熱がこもりやすくなる現象。

◇典型公害
　環境基本法で定められた「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」及び「悪臭」の7種類の公害の総称。

◇特定外来生物
　外来生物法に基づき、生態系、人の生命や身体、農林水産業に被害を及ぼすおそれがあるとして、国が指定した外来生物。

◇特別名勝
　景観的及び学術的価値が高い場所は、「名勝」として文化財保護法に基づき指定される。「名勝」の中でも、特に価値が高いものが「特別名勝」。国内最高位の景観保護区分。

◇都市公園
　都市公園法に基づいて、国又は地方公共団体が設置及び管理する公園や緑地。

【な行】

◇二酸化窒素（NO_2）
　燃焼によって窒素化合物や空気中の窒素が酸化されて発生するものであり、その大部分は一酸化窒素（NO）として大気中に排出され、大気中で酸化して二酸化窒素（NO_2）になり、喉や肺などの呼吸器系に影響を及ぼすおそれがあります。

◇ネイチャーポジティブ（自然再興）
　生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せるという考え方です。単に「自然への悪影響を減らす」だけではなく、自然の量、質、多様性及び回復力を実際に増やすことを目指します。気候変動対策の「カーボンニュートラル」の 自然版 とも言えます。

【は行】

◇ばい煙

大気汚染防止法上では規制のために定義された汚染物質の総称。
具体的には、以下の３区分を指します。

- 硫黄酸化物（SOx）：燃料の燃焼等に伴い発生する硫黄系の酸化物
- ばいじん：燃料の燃焼又は電気の使用に伴って発生するすすや固体粒子
- 有害物質：カドミウム、塩素、塩化水素、フッ素、鉛、窒素酸化物など

◇排ガス

燃料の燃焼や化学反応によって生じ、大気中へ排出されるガスの総称。

◇廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、廃棄物は、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物で、固形状又は液状のもの」と定義されています。
また、廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。

◇パリ協定

平成２７年（２０１５年）に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（ＣＯＰ21）で採択された気候変動対策に関する国際条約。

◇微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）は、大気中に浮遊している 2.5μm以下の小さな粒子であり、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子です。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

◇ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が周囲の郊外よりも高くなる現象。気温分布を地図に描くと高温域が都市を囲む「島（アイランド）」のように見えることから、この名称が使われています。

◇不法投棄

廃棄物を法律で定められた方法によらず、無断で捨てること。
廃棄物処理法では、不法投棄に関する罰則を以下のとおり定めています。

- 個人が不法投棄した場合：５年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はその両方
- 法人が不法投棄した場合：３億円以下の罰金
- 不法投棄を未遂した場合：同様に処罰対象

◇フードドライブ

家庭や職場などで余っている未開封の食品を持ち寄り、フードバンクや子ども食堂、福祉施設などを通じて、食品を必要としている人々に届ける活動。

◇フードバンク

まだ安全に食べられるのに、包装不良、印字ミス、過剰在庫、賞味期限が近いなどの理由で通常の流通では販売しにくい食品を企業、農家、個人などから集め、必要としている人や福祉施設に無償で届ける活動又はその活動を行う団体。

◇浮遊粒子状物質（SPM）
大気中に浮遊する粒径 10μm以下の粒子状物質のことであり、気管や肺まで到達し、呼吸器系に影響を及ぼすおそれがあります。工場や事業所からの排気ガスに加え、自動車からの排出ガスも一因と考えられます。

◇文化財
長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた文化的に価値の高い財産の総称。「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」の６種類に分類されます。文化財保護法に基づき、保護及び活用する仕組みが整えられています。

【ま行】
◇マイクログリッド
特定の地域や施設内で、分散型電源、蓄電池、需要家などをまとめて制御し、一つの小規模な電力網として自律的に運用できる仕組み。

◇松くい虫
マツ材線虫病と呼ばれる病害であり、マツノザイセンチュウ（線虫） と マツノマダラカミキリ（昆虫） の２種が組み合わさってマツを枯死させる現象の総称。

【ら行】
◇落葉広葉樹二次林
伐採、山火事、農地転換などによって一度失われた森林が、天然更新や萌芽更新などの自然の力によって再生し、コナラ、クヌギ、クリ、シデ類、カエデ類などの落葉広葉樹を主体として成立した森林。

◇リサイクル
使い終わったものを廃棄せず、新たな製品の原料・資源として再生すること。一度「廃棄物」になったものを再び「資源」に戻すプロセス。

◇リデュース
ごみや不要なものを、そもそも出さないようにすること。

◇リユース
まだ使えるものを捨てずに、何度も使い続けること。修理、譲渡、中古品利用なども含まれます。

「自然と共生し、脱炭素で輝く 海と緑のまち 東松島」
～　持続可能な循環型社会を目指して　～



東松島市第３次環境基本計画

令和９年３月

発行　宮城県東松島市
編集　市民生活部市民生活課

〒981-0503
宮城県東松島市矢本字上河戸 36 番地 1
電話　0225-82-1111（代表）
https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/